

秦野市ごみ処理基本計画

(平成 29 年度～令和 13 年度)

～循環型社会の実現を目指して～

平成 29 年 (2017 年) 3 月策定

令和 4 年 (2022 年) 3 月改定

秦野市

はじめに

～循環型社会の実現を目指して～

近年、地球規模での気候変動と、それに伴う自然災害が世界中で頻発するなど、地球環境問題がクローズアップされています。

丹沢の美しい山々に囲まれ、その豊かな自然と共生しながら歴史や文化を創り上げてきた本市は、それらを引き継ぎ、将来にわたって健康で文化的な生活を営んでいくため、資源とエネルギーの大量消費に依存しない循環型社会の実現が求められています。

国際社会において「SDGs（持続可能な開発目標）」への取組が進められる中、本市においても「ゼロカーボンシティ」への挑戦を表明しました。

本市と伊勢原市の可燃ごみは、秦野市伊勢原市環境衛生組合が運営するはだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場で焼却処理しています。このうち、伊勢原清掃工場は老朽化が進んでおり、はだのクリーンセンター1施設での処理体制へ早期に移行することが求められています。そのため、1施設で処理できる量まで可燃ごみを減らす必要がありますが、市民、事業者のご協力により、これまで順調に減量が図られています。

そこで、すでに実施した事業の効果を検証・評価し、循環型社会の実現を目指すとともに、1施設での可燃ごみ処理体制の早期実現を掲げ、平成29年3月に策定した本市ごみ処理基本計画を見直しました。

今後はこの計画に基づき3Rの強化を図り、安全・安心かつ安定的なごみ処理を行ってまいりますので、引き続き、市民、事業者の皆様のご協力をお願い申し上げます。

結びに、今回の改定に当たり、貴重なご意見、ご提案をいただいた関係各位並びに市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

秦野市長 高橋昌和

秦野市ごみ処理基本計画

目 次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
第1節 市の概要.....	1
第2節 計画改定の趣旨.....	1
第3節 計画の位置付け.....	2
第4節 S D G s との関係.....	3
第5節 計画の範囲.....	4
第6節 計画の目標年次.....	5
第7節 計画の構成.....	6
第2章 ごみ処理の現状と課題.....	7
第1節 ごみ処理の現状.....	7
1 ごみの排出量の推移.....	7
2 ごみの組成割合の推移.....	14
3 ごみ処理経費の推移.....	15
4 ごみ処理における地球温暖化対策の取組.....	15
5 主なごみの減量・資源化施策の状況.....	16
6 収集及び運搬の状況.....	24
7 中間処理及び最終処分の状況.....	25
8 環境美化.....	28
第2節 これまでの評価とごみ処理の課題.....	31
1 進捗状況.....	31
2 評価.....	33
3 今後の課題.....	37
第3節 ごみ処理行政の動向.....	44
1 国及び県の目標.....	44
2 個別施策.....	46
第3章 人口とごみ量の将来予測.....	49
第1節 人口の予測.....	49
第2節 ごみ量の予測.....	50

第4章 基本理念及び基本方針.....	51
第1節 基本理念.....	51
第2節 基本方針.....	52
第3節 市民、事業者及び行政の役割.....	54
第4節 最終目標年度におけるごみ処理体系.....	56
第5節 最終目標年度における分別収集区分.....	57
第6節 数値目標.....	58
第5章 個別施策.....	60
第1節 方針1に関する施策.....	62
1 発生抑制 (Reduce)・再使用 (Reuse).....	62
2 再生利用 (Recycle).....	63
3 再生材や再生可能資源への切替え (Renewable).....	65
4 事業系ごみの3R+Renewable及び適正処理の推進.....	65
5 新たな3R+Renewableの施策の検討・研究.....	66
第2節 方針2に関する施策.....	67
1 1施設での安定的な可燃ごみ処理.....	67
2 効率的な事業運営.....	69
3 ごみ処理手数料の見直し.....	69
4 カーボンニュートラルの実現に向け、周辺環境に配慮した廃棄物処理.....	70
5 処理困難物の適正な処理ルートの確保及び不適正処理対策.....	71
6 最終処分先の確保.....	71
第3節 方針3に関する施策.....	72
1 ポイ捨てや不法投棄の未然防止.....	72
2 地域美化.....	72
3 ごみ出しが難しい方への支援.....	73
第4節 方針4に関する施策.....	74
1 市民との連携.....	74
2 自治会との連携.....	75
3 事業者との連携.....	75
4 学校、大学等との連携.....	76
5 国、県、他自治体等との連携.....	77
第5節 方針5に関する施策.....	79
情報共有、気づきや学びの場づくり.....	79

第6節 方針6に関する施策.....	80
1 新型コロナウイルス対応.....	80
2 災害対応.....	80
第6章 計画の実現に向けて.....	81

資料編

1 ごみ及び資源の排出量実績値及び計画値.....	資 1
2 可燃ごみ組成分析結果.....	資 3
3 秦野市ごみ処理行政等の沿革.....	資 6
4 市民、審議会等からの意見等について.....	資 9
5 秦野市ごみ処理基本計画策定の経過.....	資 24
6 用語の解説.....	資 27

第1章 計画の策定に当たって

第1節 市の概要

市域は、東西約 13.6km、南北は約 12.8km、面積は 103.76km²で、県内 19 市中 5 位の広さを持つ都市です。東京からは約 60km、横浜から約 37km の距離にあります。

北方には神奈川県屋根と呼ばれている丹沢山塊が連なり、南方には渋沢丘陵が東西に走り、県下で唯一の典型的な盆地を形成しています。太平洋側の温暖な気候で、冬は乾燥した晴天が多く、夏は高温多湿となっています。

人口は 16 万 2,439 人、世帯数は 7 万 478 世帯（令和 2 年 10 月 1 日現在）で、産業別就業者の割合は、第一次産業が約 2.0%、第二次産業が約 27.7%、第三次産業が約 66.3%となっています（平成 27 年 10 月 1 日現在）。

第2節 計画改定の趣旨

廃棄物に係る問題は、全国の自治体が共通に抱える重要課題の一つです。国は循環型社会形成推進基本法をはじめ、ごみの処理やリサイクルに関する様々な法律を施行し、国全体での循環型社会の実現に向けて取り組んでいます。

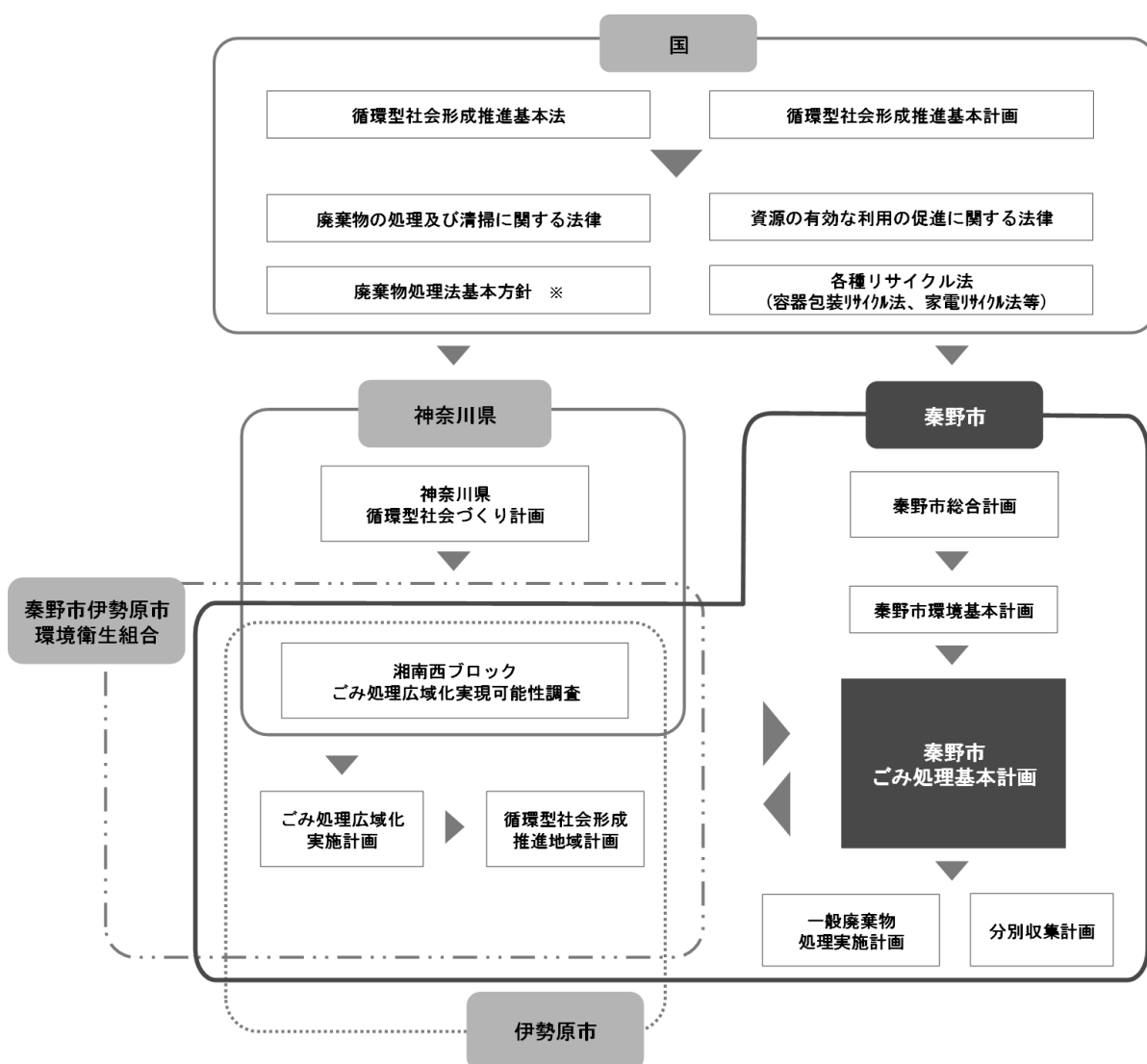
本市では令和 3 年度からスタートした秦野市総合計画（はだの 2030 プラン）において「ごみの減量と資源化の推進」及び「きれいで快適な生活環境の確保」を目指しており、これに合わせ体系的、総合的に一般廃棄物に関する施策を展開する必要があります。

また、秦野市ごみ処理基本計画（対象期間：平成 29 年度から令和 13 年度まで。以下「本計画」）の策定から 5 年が経過し、中間目標年度に当たることから、この間に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」、「プラスチック資源循環促進法」）の成立などごみを取り巻く環境が変化したことを踏まえ、平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間で振り返るとともに、令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間の計画を見直し、今後のごみ処理行政の方向と施策を示すものです。

第3節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」）第6条第1項及び「秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第8条第1項の規定に基づき策定するもので、秦野市総合計画（はだの2030プラン）の詳細計画として位置付けています。

その他、廃棄物処理に係る関連計画の位置付けは、次に示すとおりです。



※ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

図1 本計画の位置付け

第4節 SDGsとの関係

本計画は、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されたSDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえたものとします。これにより、世界が目指す持続可能な社会の実現にも貢献するものと考えています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター

また、本計画と特に関係性が深いSDGsの取組は次の6つです。

 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>目標 11[持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p> <p>目標 12[持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>目標 13[気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p> <p>目標 14[海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p> <p>目標 15[陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>目標 17[実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

外務省「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組パンフレット」（令和3年9月）をもとに作成

第5節 計画の範囲

本計画の対象とする廃棄物は、本市の区域内から発生するすべての一般廃棄物のうち、生活排水（し尿、浄化槽汚泥及び雑排水）を除いたものとします。

なお、生活排水については、別途「生活排水処理基本計画」を策定しています。

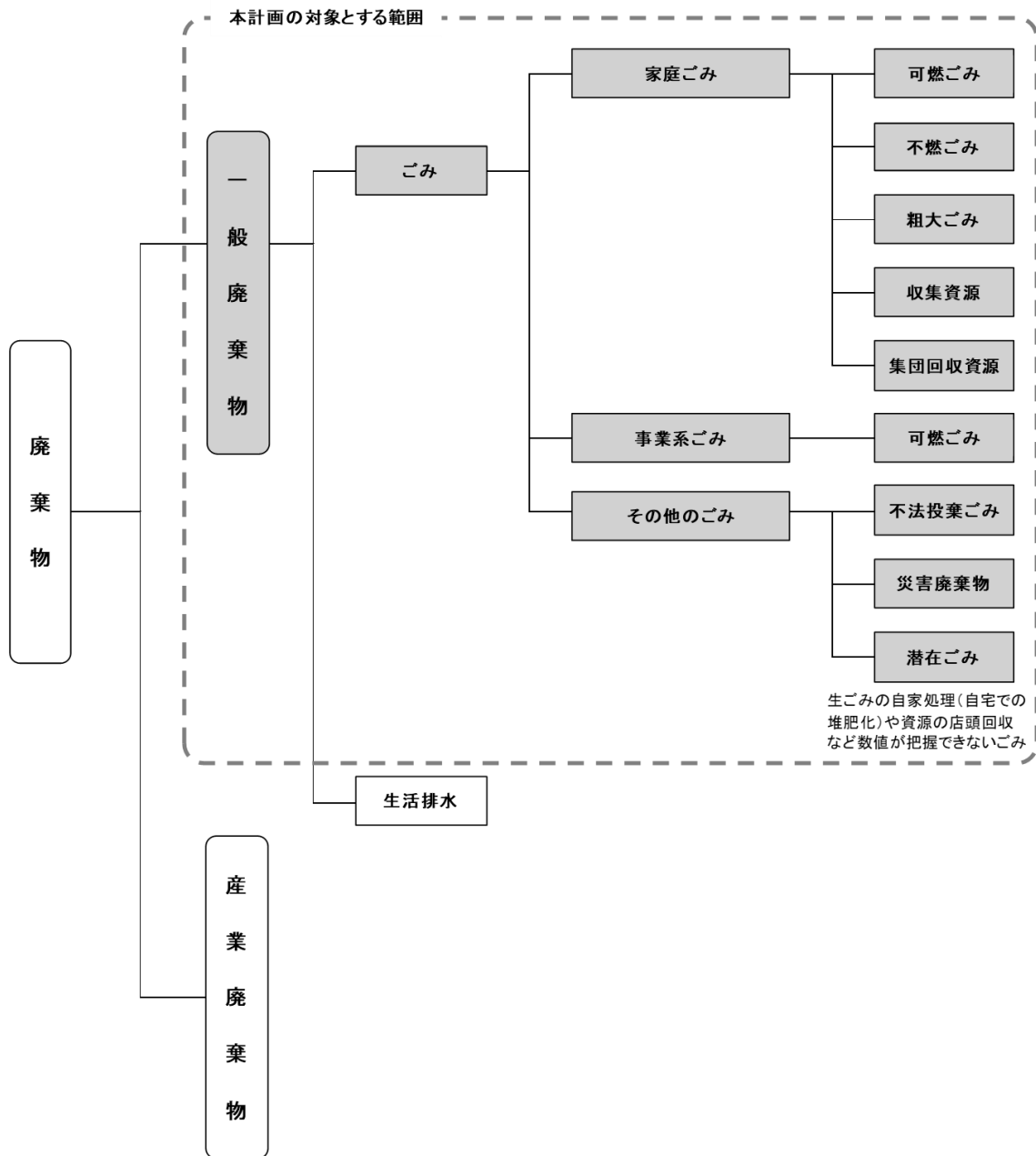


図2 廃棄物の種類と本計画の対象とする範囲

第6節 計画の目標年次

本計画は、平成29年度を初年度、令和13年度を最終目標年度とした15年間の計画です。

策定から5年目に当たる令和3年度を迎え、令和4年度から令和13年度までの計画を見直します。これにより、新たな中間目標年度を令和8年度とします。

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
基準 年度	策定					→見直し					→見直し					→次期 策定
		計画期間														
		計画 初年度					当 初 の 中 間 目 標 年 度						中 間 目 標 年 度 今 回 定 め る			

図3 計画の目標年次

第7節 計画の構成

本計画は、第1章から第6章で構成します。

本章に続く第2章ではごみ処理の現状と課題を整理します。また、第3章では人口とごみ量の将来予測、第4章では基本理念及び基本方針、達成すべき数値目標などを掲げ、第5章の個別施策において体系的、総合的に施策を示します。さらに、第6章で計画の実現に向けた進行管理の方法を示します。

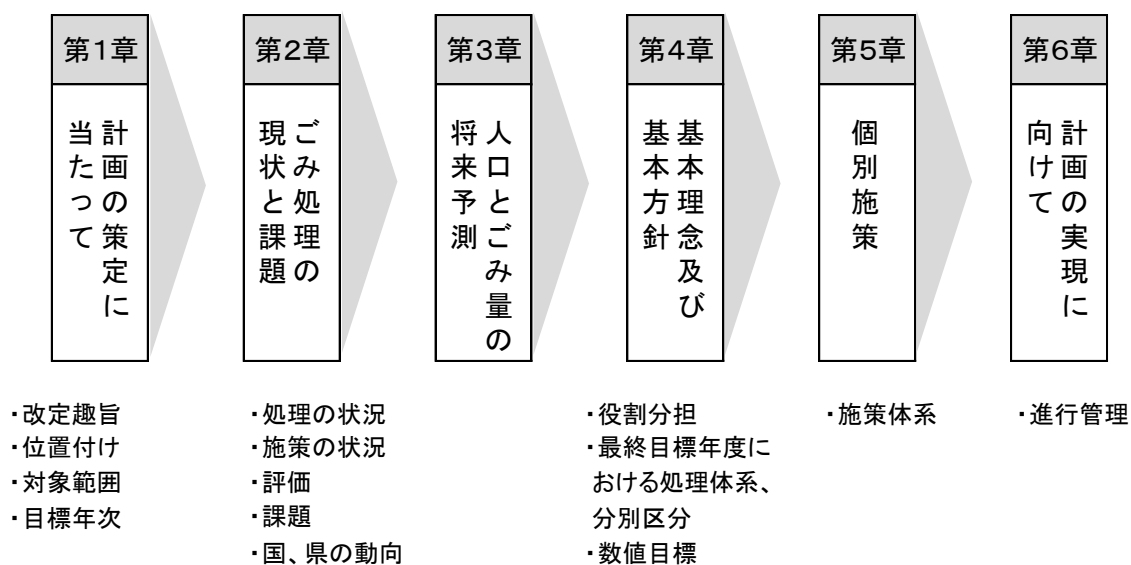


図4 本計画を構成する各章

第2章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状

1 ごみの排出量の推移

(1) 総ごみ排出量の推移

総ごみ排出量とは、計画収集、自己搬入及び集団資源回収により集められた可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源といった家庭ごみのほか、事業系ごみ、撤去された不法投棄のごみなどのその他のごみの合計を指します。

なお、本計画では、その他のごみの量は家庭ごみの量に含めています。ただし、潜在ごみについては、市が量を把握できないことから含んでおらず、総ごみ排出量にも計上していません。

人口は、平成21年度に17万人を超えてピークを迎え、その後は減少傾向が続いています。総ごみ排出量は、平成26年度以降減少傾向で推移しています。

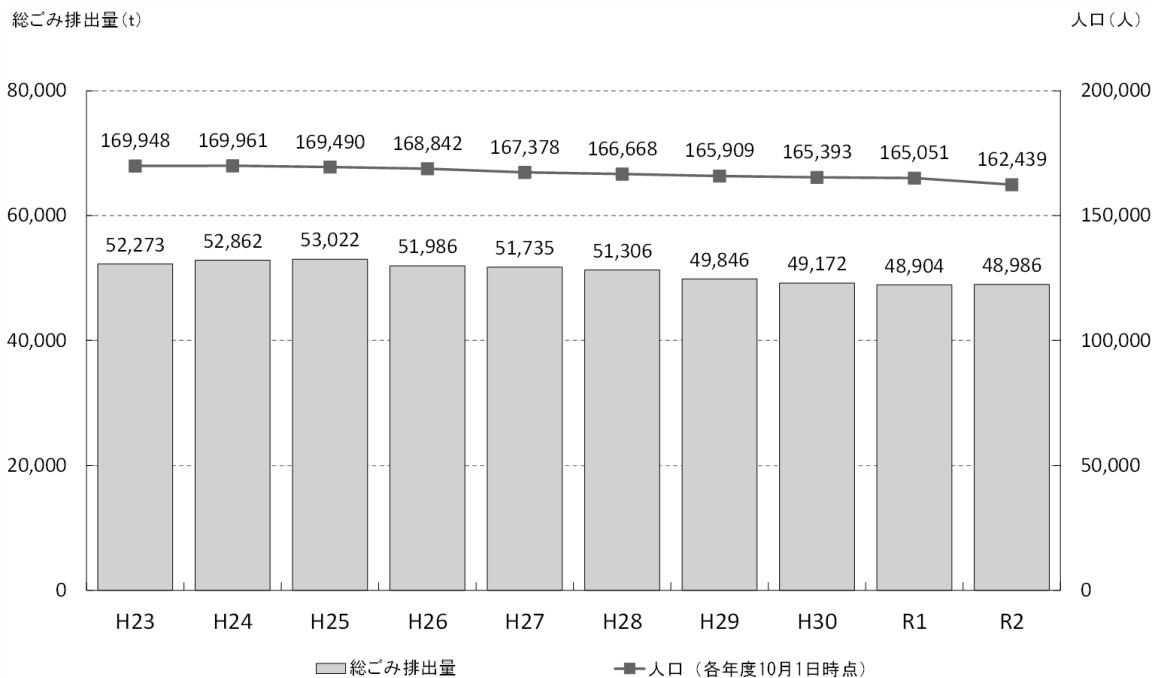


図5 総ごみ排出量及び人口の推移

(2) 市民一人1日当たりの総ごみ排出量の推移

市民一人1日当たりの総ごみ排出量とは、総ごみ排出量を人口及び365日で除して算出したものです。

市民一人1日当たりの総ごみ排出量は平成28年度以降減少傾向で推移していましたが、令和2年度は増加に転じました。

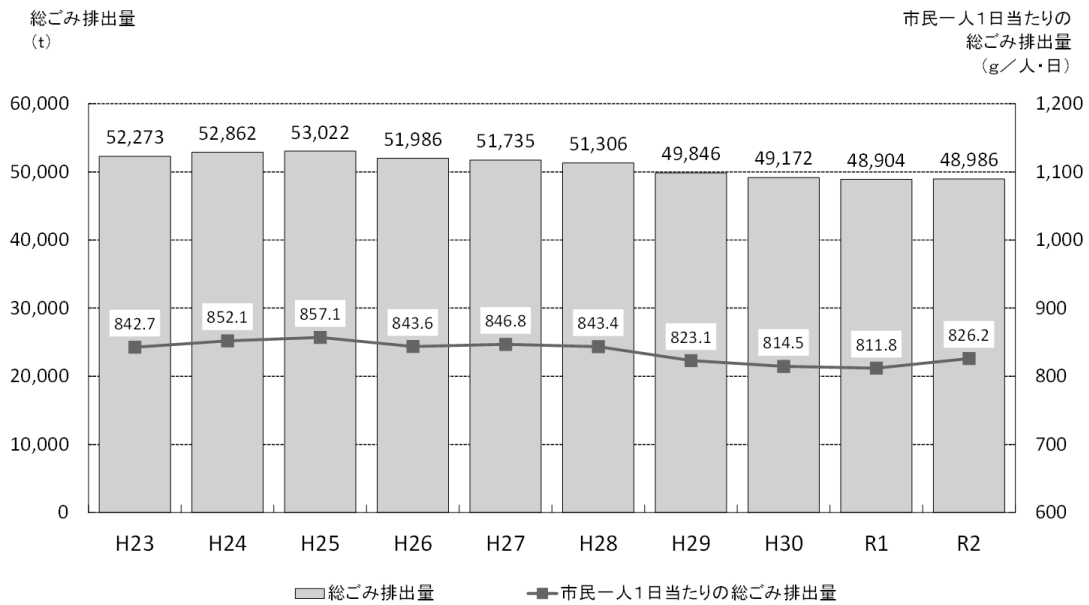


図6 総ごみ排出量の推移

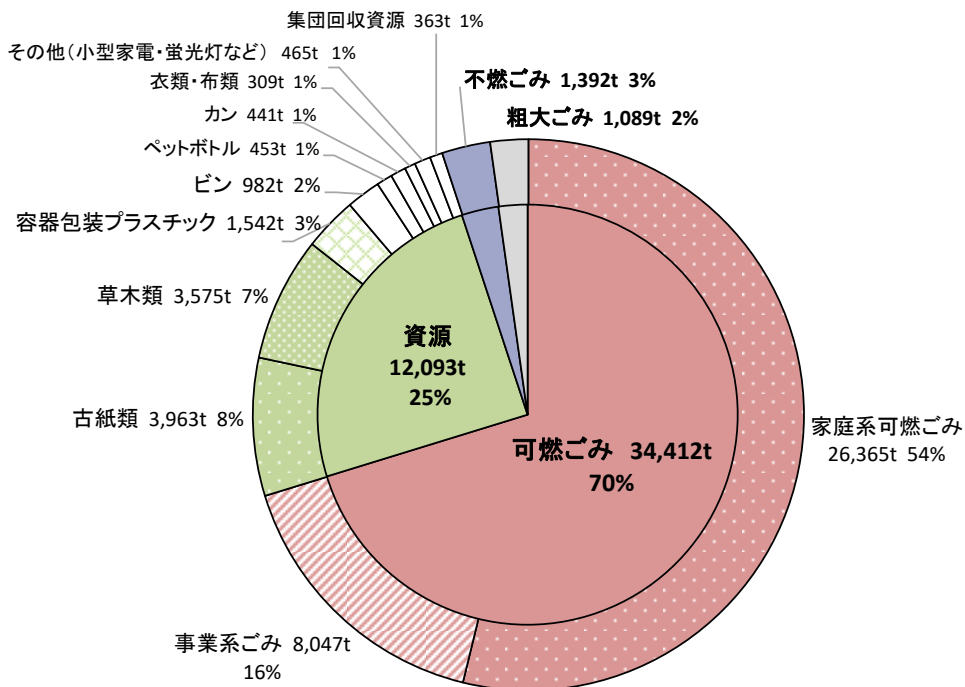


図7 総ごみ排出量の内訳 (令和2年度実績 48,986 t)

(3) 家庭ごみ及び事業系ごみ排出量の推移

平成 19 年度以降、家庭ごみは排出抑制が図られ減少傾向にありますが、事業系ごみは平成 24 年度以降横ばいとなっています。

なお、令和 2 年度はコロナ禍にあつて、排出量に変化が生じました。在宅時間が長くなり、自宅の片づけやテイクアウトの利用が増えたことなどに伴って家庭ごみが増加した一方で、時短営業や営業自粛などの影響により事業系ごみが減少しました。

これにより、総ごみ排出量は令和元年度と比べ約 80 t 増えたものの、可燃ごみとしては約 3 万 4, 400 t となり、令和元年度と比べ約 400 t 減少しました。

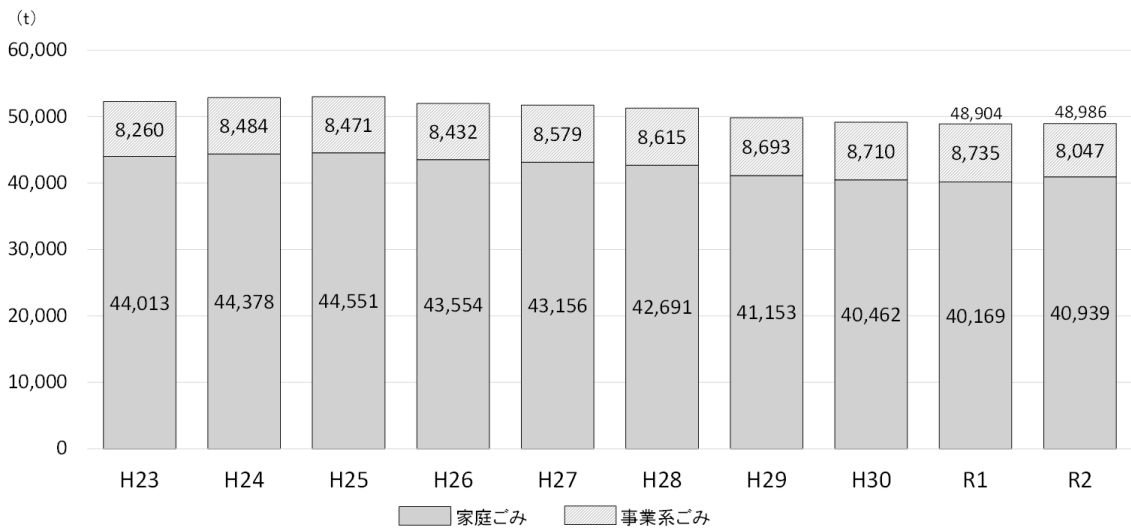


図 8 家庭ごみ（可燃、不燃、粗大ごみ及び資源）及び事業系ごみの排出量の推移

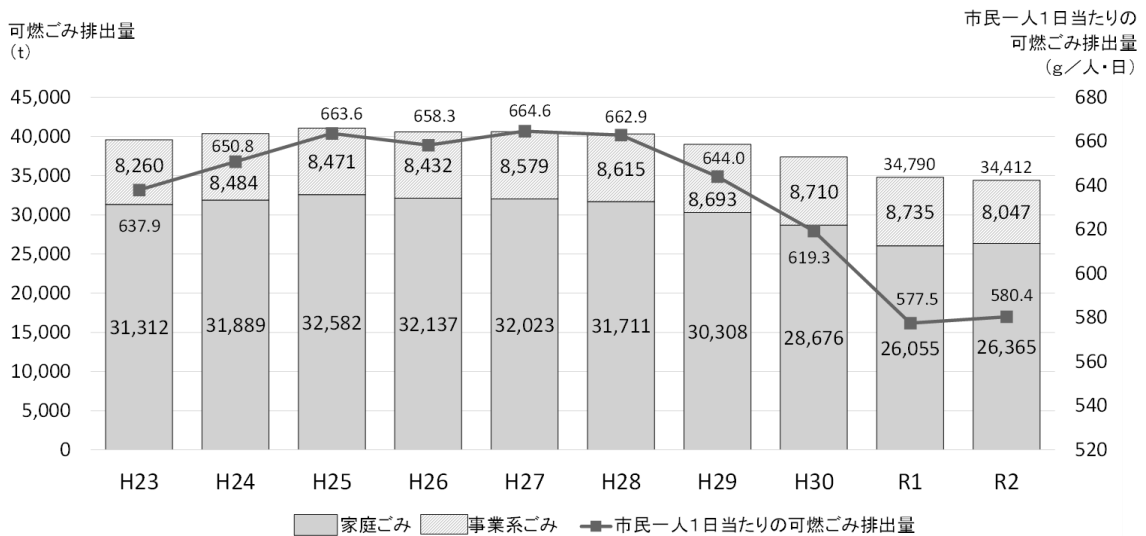


図 9 可燃ごみ排出量の推移

(4) 資源の排出量の推移

資源の排出量は平成 29 年度まで減少傾向にありましたが、平成 29 年 10 月に古紙類の品目を追加して出し方を簡素化したこと、令和元年度から市内全域で草木類の分別収集を開始したこと、市民による分別が徹底されたことなどから、平成 30 年度以降増加傾向となっています。

品目別で近年増加傾向となっているのは、ペットボトル（平成 28 年度以降増加）、容器包装プラスチック、衣類・布類（いずれも平成 29 年度以降増加）、草木類（令和元年度の分別収集開始以降増加）です。長期的に減少傾向だったカン、ビン及び古紙類については、カンは令和元年度から、ビンは令和 2 年度に増加に転じており、古紙類は平成 30 年度以降横ばいとなっています。

また、蛍光灯など（蛍光灯、乾電池、リチウムコイン電池、使用済みスプレー缶、水銀式の体温計・血圧計及び使用済み使い捨てライター）は、年度によりばらつきがあるものの横ばいとなっています。

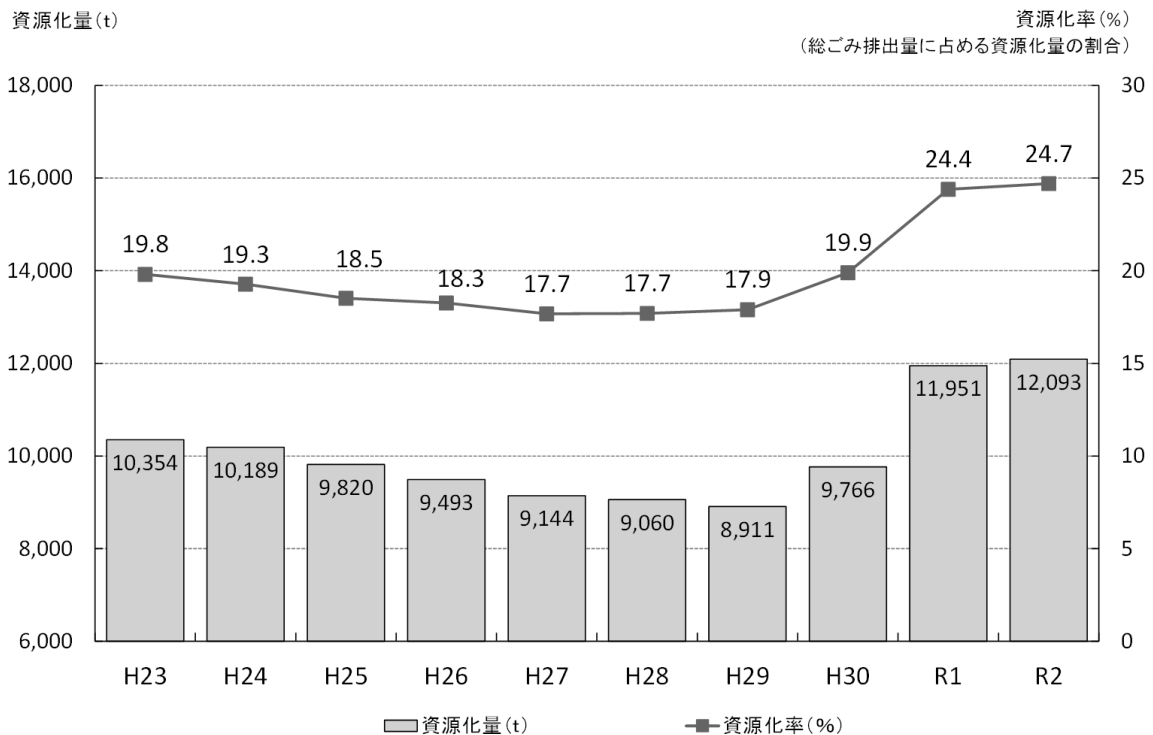


図 10 資源の排出量（資源化量）の推移

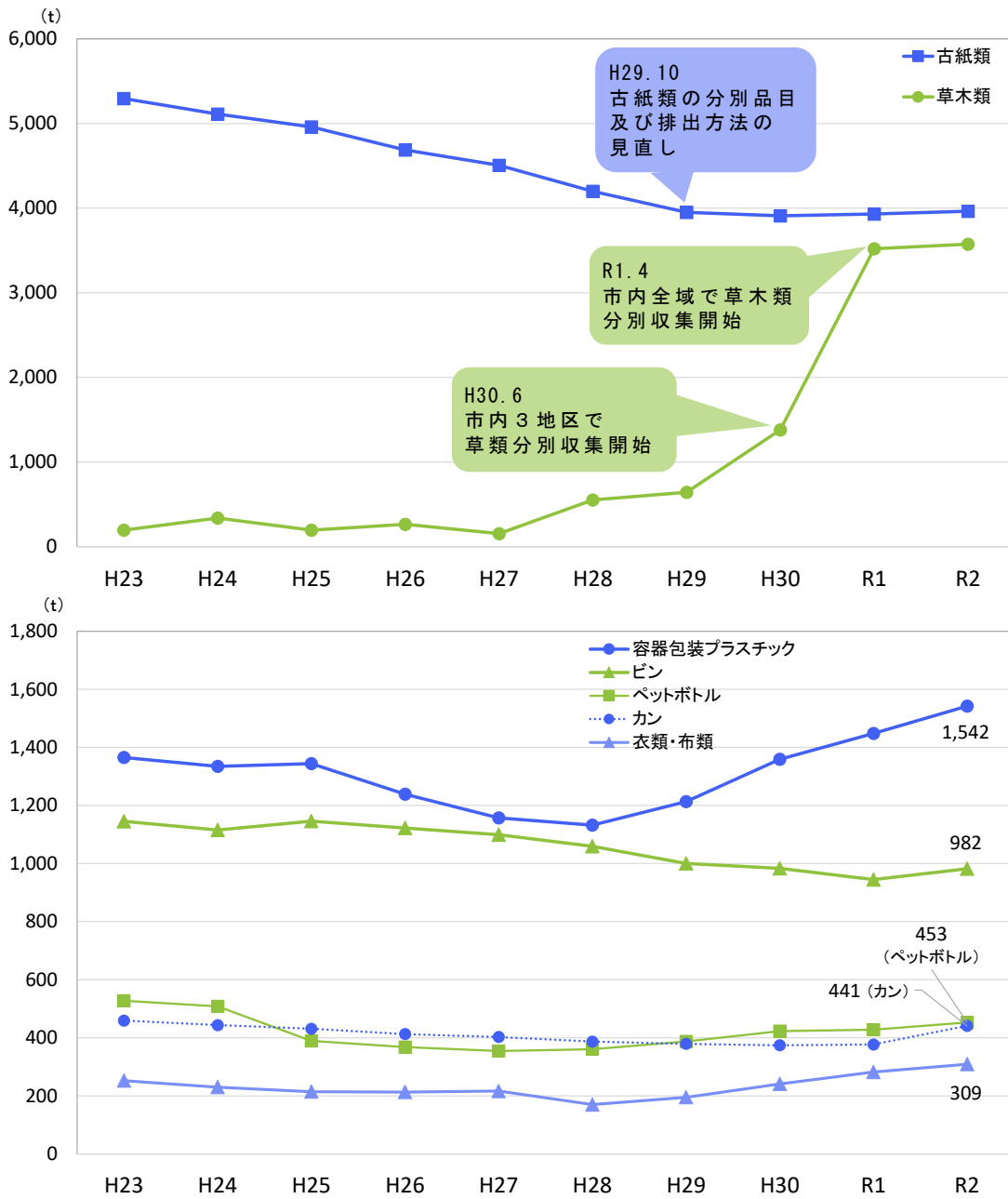


図 11 収集資源（品目別）の推移

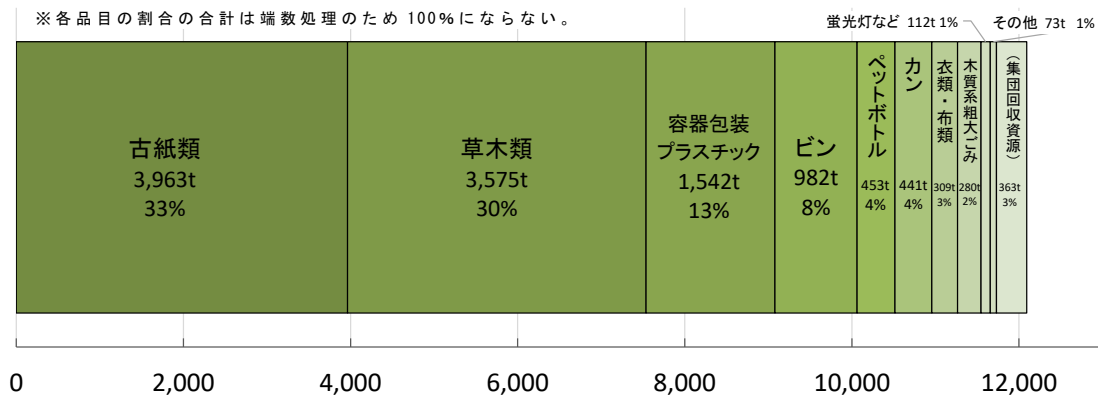


図 12 資源の内訳 (令和2年度実績 12,093 t)

(5) 他都市との比較

本市と人口規模が同程度の都市（人口が10～20万人規模の都市約150都市）のごみ量等の比較を行いました。

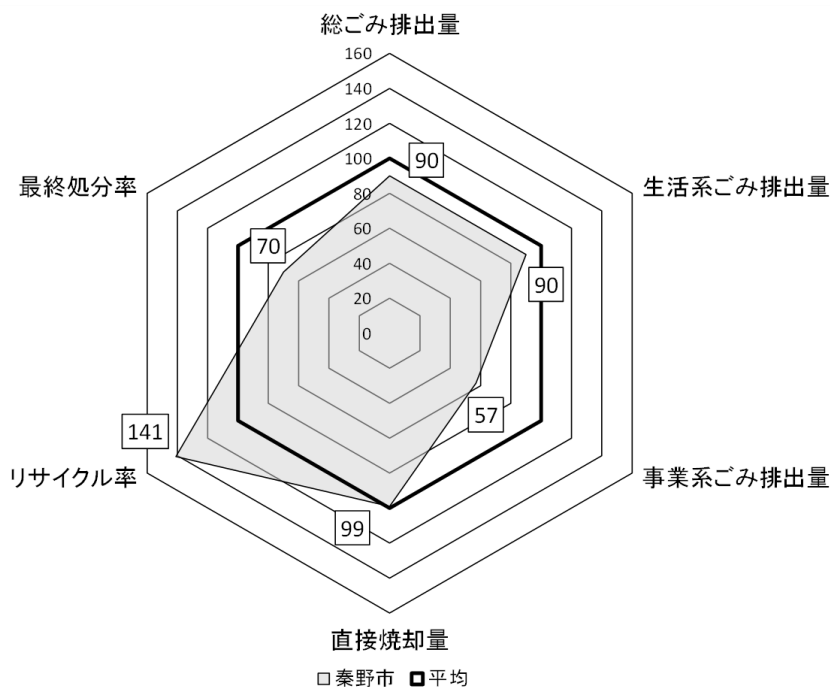


図13 他都市との比較結果

※1 同規模都市（人口10～20万人規模の約150都市）の平均値を「100」とする

※2 総ごみ排出量、生活系ごみ排出量、事業系ごみ排出量及び直接焼却量は原単位(g/人・日)を比較

※3 データは環境省「一般廃棄物処理実態調査(R1)」を使用

- ・ 総ごみ排出量：ごみと資源の総排出量
家庭ごみ（計画収集＋自己搬入＋集団回収）＋事業系ごみの排出量の合計
- ・ 生活系ごみ排出量：家庭から排出されたごみの量（資源除く）
- ・ 事業系ごみ排出量：事業活動に伴って発生したごみのうち、一般廃棄物の量
- ・ 直接焼却量：資源化されず直接焼却施設へ搬入されるごみの量
- ・ リサイクル率：総ごみ排出量に占める総資源化量（秦野市伊勢原市環境衛生組合における資源化量含む）の割合
- ・ 最終処分率：総ごみ排出量に占める最終処分した量の割合

【グラフの見方】

本市と人口が同規模の都市の平均値を「100」とし、本市の数値（平均から見てどの程度か）は「□」の中に示しています。

例えば、本市の総ごみ排出量（原単位）は、「90」となっています。これは、平均よりも10%程度少ないことを示しています。

リサイクル率は高いほど良好、他の項目は低いほど良好な状態を示します。

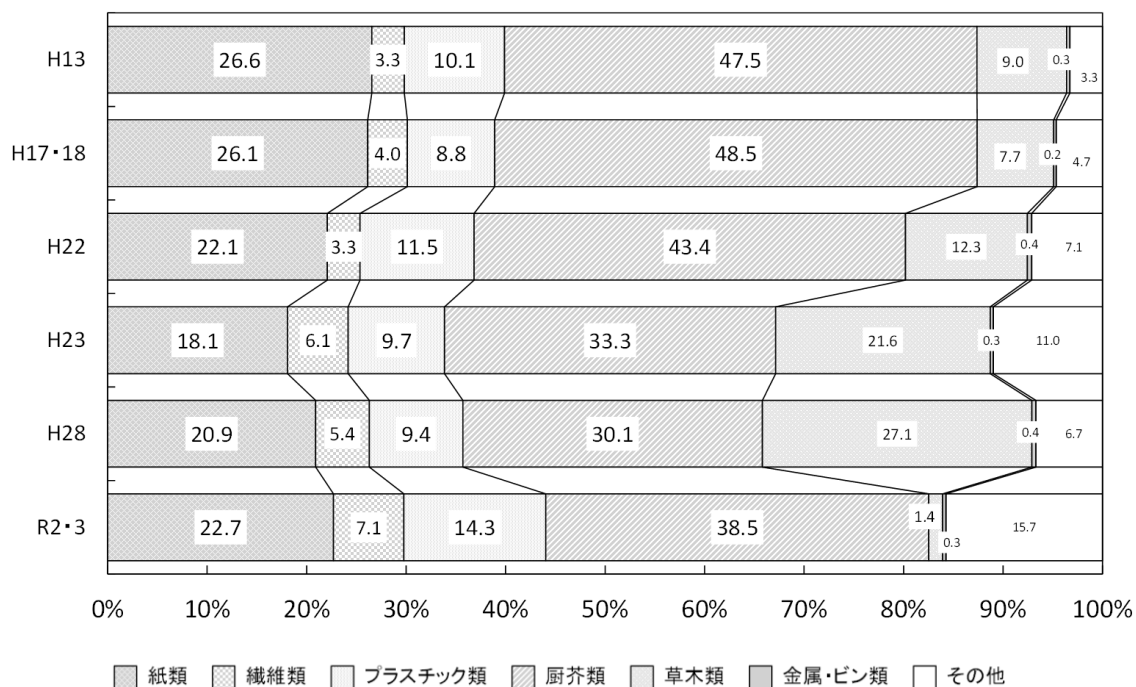
【比較結果】

総ごみ排出量、生活系ごみ排出量及び直接焼却量は、他の自治体と同程度となっています。一方、リサイクル率は他の自治体よりも大きく、事業系ごみ排出量や最終処分率は、他の自治体と比較しても小さくなっていることが分かります。

2 ごみの組成割合の推移

家庭から排出される可燃ごみの組成割合は、次のとおりです。

平成 28 年度の調査では生ごみなどの厨芥類が最も多く、草木類、紙類が続いていましたが、草木類の分別収集開始後の令和 2 年度及び 3 年度の調査においては、厨芥類、紙類、プラスチック類の順となっています。



※各年度の内訳の合計は、端数処理のため必ずしも 100% となりません。

図 14 家庭系可燃ごみ組成割合の推移

3 ごみ処理経費の推移

ごみの処理には、収集運搬経費（ごみ及び資源を収集運搬する経費）と処理処分経費（ごみの焼却及び資源の中間処理等に係る経費）があり、令和2年度は合わせて年間約19億5,300万円、市民一人当たり約1万2,000円がかかっています。

近年は収集運搬経費、処理処分経費ともに増加傾向が続いています。

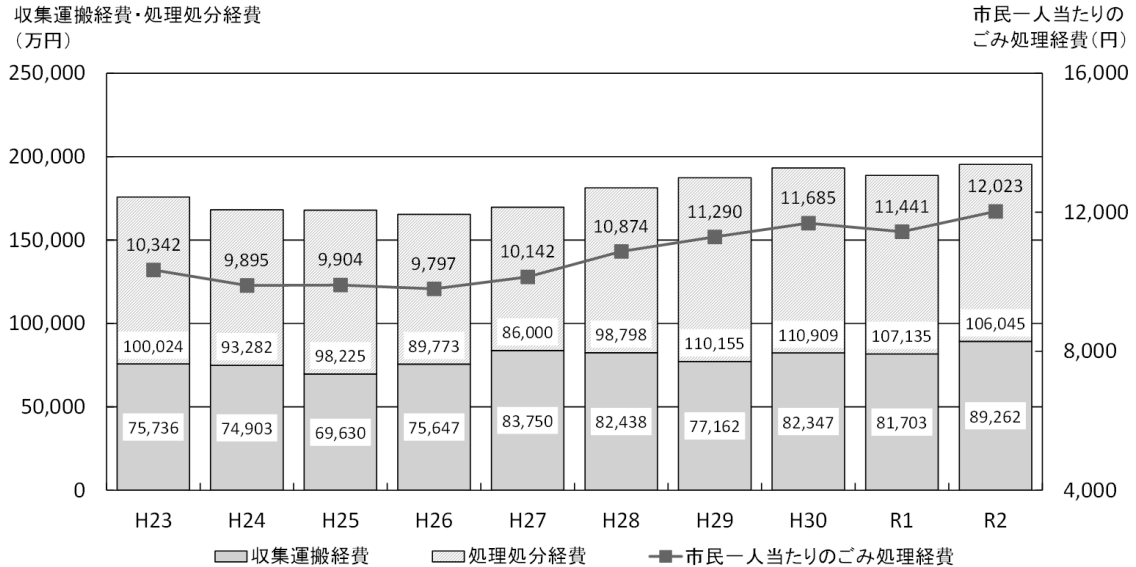


図15 ごみ処理経費の推移

4 ごみ処理における地球温暖化対策の取組

本市では、総ごみ排出量や可燃ごみ排出量の減量を図ることで、また、容器包装プラスチック、ペットボトルなどの分別収集、資源化によりプラスチック類の焼却量を減量することで、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量の削減に寄与しています。

ごみの収集運搬には温室効果ガスが発生します。そのため、環境への配慮として、市が保有する10台の収集車両はすべて低公害車であるハイブリット車を導入しています（令和4年2月1日現在）。

さらに、ごみを焼却処理する際にも、温室効果ガスである二酸化炭素が発生します。はだのクリーンセンターでは、秦野市伊勢原市環境衛生組合において公害防止を徹底するとともに、ごみの焼却に伴い発生する熱エネルギーを回収して発電するほか、隣接する本市の公共施設で余熱を利用することで、カーボンニュートラル※の実現に貢献しています。※温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を目指すこと

5 主なごみの減量・資源化施策の状況

ごみの減量及び資源化を推進するため、さまざまな施策を展開しています。

(1) 8 分別 24 品目の分別収集

ごみの減量と資源の有効活用を図るため、平成 11 年度から 6 分別 19 品目の分別収集を開始し、平成 19 年度から剪定枝、平成 23 年度から廃食用油の分別収集、そして、平成 25 年度から小型家電の拠点回収を実施しています。さらに、平成 30 年度に草類の分別収集を市内 3 地区で開始し、平成 31 年 4 月からは市内全域に拡大するとともに、剪定枝の収集と統合して「草木類」とし、8 分別 24 品目の効率的な収集に努めています。

表 1 ごみと資源の分別区分（令和 4 年 3 月時点）

分別区分		品目
1 可燃ごみ		① 可燃ごみ (生ごみ、資源物にならない紙や布、容器包装以外のプラスチック製品など)
2 不燃ごみ		② 不燃ごみ
3 粗大ごみ		③ 粗大ごみ (1 辺の長さが 50cm 以上かつ 2 m 以下、重さが 100kg 以下の家具、家電など)
4 容器包装プラスチック・ペットボトル		④ 容器包装プラスチック ⑤ ペットボトル
5 資源物	古紙類	⑥ 新聞 ⑦ 雑誌類 ⑧ 段ボール ⑨ 牛乳等紙パック ⑩ その他紙
	衣類・布類	⑪ 衣類・布類
	カン	⑫ カン
	ビン	⑬ 透明 ⑭ 茶色 ⑮ その他
	廃食用油	⑯ 廃食用油
6 蛍光灯など		⑰ 蛍光灯 ⑱ 乾電池 ⑲ リチウムコイン電池 ⑳ 使用済みスプレー缶 ㉑ 水銀式の体温計・血圧計 ㉒ 使用済み使い捨てライター
7 小型家電		㉓ 小型家電
8 草木類		㉔ 草木類

(2) さまざまな啓発活動の展開

ア 分別ルールの周知

市民に対し、ごみと資源の分別徹底を促すため、ごみと資源の分け方・出し方ガイド（以下「分別ガイド」）及びごみと資源の分別カレンダー（以下「分別カレンダー」）を作成し、公共施設で配布するほか、自治会や共同住宅の管理会社等を通じて各戸へ配布しています。さらに転入者に対しては、転入届の手続を行う際に担当窓口で配付しています。

また、ホームページ、5か国語に対応したごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」（以下「分別アプリ」）、市公式LINEアカウントによりごみと資源の分け方・出し方を周知しています。

分別アプリダウンロード



市公式LINEアカウント登録



イ 広報特集号・ごみ減量通信の発行及び啓発パネルの展示

広報はだの特集号を年1回発行するとともに、ごみと資源に関するさまざまな情報提供を行う「ごみ減量通信」を年1回発行し、自治会加入世帯へ全戸配布するとともに、ホームページにおいて公開しています。

また、平成30年度から、可燃ごみ減量の目標及びその達成状況、減量施策を紹介する啓発パネルを毎年度作成し、公民館など公共施設に展示しています。



広報特集号・ごみ減量通信



啓発パネル

（左から平成30、令和元、2、3年度）

ウ 廃棄物減量等推進活動説明会

自治会を対象とした廃棄物減量等推進活動の説明会を年1回開催し、ごみ処理の現状、ごみの分別等に関する情報提供や意見交換を行っています。

エ 各種団体への出前講座

自治会、秦野市民生委員・児童委員協議会、秦野市農業協同組合、こども園保護者等の各種団体からの依頼により、ごみの減量・資源化や収集場所の適正な利用についての出前講座(出張説明会)を実施しています。

表2 出前講座の実績

年度	開催数/のべ人数
H28	9回
H29	24回/599人
H30	30回/999人
R1	18回/738人
R2	7回/232人

オ はだのエコスクール・ごみの話

ごみと資源に対する子どもの関心を高めるため、こども園、学校等における環境学習支援事業「はだのエコスクール」の中で、キャラクター等を活用し、分別によりごみが減ることを分かりやすく伝えています。

また、日々の生活から出るごみや資源の行方と環境への関心を高めるため、社会科の授業で「ごみはどこへ」を学ぶ小学校4年生を対象に「ごみの話」や収集車を使った体験学習を行っています。

表3 はだのエコスクール実施実績

年度	実施学校数	対象児童数
H28	市内 17 小学校	1,376 人
H29	市内 17 小学校	1,108 人
H30	市内 22 小学校	1,300 人
R1	市内 26 小学校	1,252 人
R2	市内 11 小学校	387 人



はだのエコスクール

表4 ごみの話実施実績

年度	実施学校数	対象児童数
H28	市内 10 小学校	1,057 人
H29	市内 11 小学校	1,146 人
H30	市内 6 小学校	559 人
R1	市内 5 小学校	380 人
R2	市内 2 小学校	131 人

カ イベントにおける啓発活動

秦野丹沢まつりや秦野市商工まつりなどのイベントにおいて、ごみの減量、生ごみ処理機の普及やレジ袋削減等呼びかける啓発活動を実施しています。

表5 イベントにおける啓発活動（令和元年度実績）

No.	イベント名	内容
1	秦野丹沢まつり	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発パネルの展示 ・生ごみ処理機（電動式、非電動式及びディスポーザー）の展示、購入費補助制度の紹介 ・堆肥化物、エコバッグ及び水切りネットの配布 ・分別クイズ ・秦野丹沢まつり及び秦野たばこ祭では会場内における分別指導を実施
2	秦野市商工まつり	
3	秦野たばこ祭	
4	北地区福祉ふれあいまつり	
5	西地区ふれあいまつり	
6	つるまき市民ふれあいまつり	
7	大根ふれあいまつり	
8	秦野市市民の日	
9	実朝まつり	

※上記のほか、リユース促進事業「リユース！もったいない Day！」（令和元年度は4回開催）においても啓発活動を実施



イベントにおける啓発活動

キ リユース促進事業「リユース！もったいない Day！」

ごみの減量やリユースに対する市民の関心を高めるため、家庭から排出される粗大ごみのうち、まだ使用可能な家具類を低価格で販売するイベント「リユース！もったいない Day！」を平成29年度から開催しています。

また、会場では、市民から持ち寄られた未使用のえんぴつ・食器などを無償配布するとともに、食品ロス削減に向けてフードドライブ^{※1}を実施し、持ち寄られた食品を秦野市社会福祉協議会やみんなの食堂^{※2}へ引き渡しています。

※1 家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄附する活動（出典：食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月31日閣議決定））

※2 無料又は低額で食事を提供するほか、多世代交流の場や子どもの居場所として、また、地域で子どもを見守る拠点として民間団体が運営しています。

表6 もったいない Day 開催実績

年度	回数	リユース品 販売点数
H29	1	135点
H30	3	689点
R1	4	1,091点
R2	2	381点



もったいない Day の売り場

(3) ストックハウスによる資源の拠点回収

収集日の回収に加え、資源を出しやすくするため、市内 14 か所にストックハウスを設け、拠点での回収を行っています。

表 7 ストックハウスの概要

名称(所在地)		利用可能日時	持ち込める品目
環境資源センター(名古屋 409 番地)		12月29日から1月3日 を除く毎日午前8時30 分から午後5時まで (ただし、鶴巻地区は鶴 巻公民館の開館日時 による)	容器包装プラスチック、 ペットボトル、古紙類、 衣類・布類 ※環境資源センターのみ ビン、カン、蛍光灯なども 持ち込み可
本町地区(大道バス停前交差点付近)			
大根地区(南矢名 1020-3)			
鶴巻地区(鶴巻公民館第3駐車場)			
南地区(南が丘 5-2-18)			
西地区(旧西公民館跡地)			
公民館	東、洪沢、 堀川、北、上	各公民館の開館日時 による	同上
	南、南が丘		容器包装プラスチック
	大根		容器包装プラスチック、 ペットボトル



環境資源センターのストックハウス

(4) 集団資源回収

集団資源回収は、自治会、PTA、子ども会などが主体となり、あらかじめ市に登録した上で、特定の日には古紙類やアルミ缶を回収し、市が委託する資源回収業者に引き取ってもらう活動です。資源の回収機会を確保するだけでなく、環境教育や地域コミュニティの育成といった効果があります。

そのため、広報紙やごみ減量通信等により市民に集団資源回収への

参加を促すとともに、自治会、PTA、子ども会などの団体に対して、回収した資源の種類や量に応じて奨励金を交付しています。

表8 集団資源回収の実績

年度	登録団体数	回収量
H28	79 団体	約 733t
H29	75 団体	約 685t
H30	73 団体	約 583t
R1	76 団体	約 482t
R2	67 団体	約 363t

(5) 生ごみ処理機購入費補助金交付制度

家庭系可燃ごみの約40%を占める生ごみの減量を図るため、家庭用生ごみ処理機購入者に対し、購入費の一部を補助しています。

平成26年度からコンポスト等の非電動式、さらに平成27年度からディスポーザーについても補助対象とし、家庭から出る生ごみの減量を促進しています。

また、可燃ごみ焼却処理の1施設体制化に向けて、令和元年度に補助率を2分の1から4分の3へ、上限額も4万円から5万円へ引き上げ、さらなる普及促進を図っています。

表9 生ごみ処理機購入費補助内容一覧

種類	補助内容
電動式	購入費の3/4(上限5万円)
非電動式	
ディスポーザー	購入費の3/4(上限5万円) 及び設置工事費の3/4(上限2万円)

表10 生ごみ処理機購入費補助台数

	H28	H29	H30	R1	R2
補助台数	49	73	81	122	115
電動	35	34	46	60	67
非電動	6	35	31	53	23
ディスポーザー	8	4	4	9	25

(6) 事業所への訪問調査

令和2年度及び令和3年度にかけて、市内全事業所（約3,200社）への訪問調査を進めています。

調査を通じて、事業所ごとのごみの処理状況を把握するとともに、分別や資源化を推進するための取組などを提案しています。

(7) 優良事業所等認定制度・ごみ減量協力店登録制度

令和3年3月に秦野市分別・リサイクル優良事業所等認定制度（以下「優良事業所等認定制度」）を創設しました。ごみの減量や資源化に積極的に取り組む事業所を認定し、取組状況等を広く周知しています。

また、令和3年8月に秦野市ごみ減量協力店登録制度（以下「減量協力店登録制度」）を創設し、ごみ減量に取り組むすべての事業者を対象にステッカーを配布しています。



認定看板交付式（令和3年6月）



認定看板、協力店ステッカー

表11 優良事業所等認定制度の認定状況（令和4年2月時点）

年度	優良事業所	優良収集運搬許可業者
R3	7事業所	3許可業者

表12 ごみ減量協力店登録制度の登録状況（令和4年2月時点）

年度	登録店
R3	7店

6 収集及び運搬の状況

市内の収集場所は、令和2年度末で4,158箇所あり、自治会等利用者が日常管理しています。

収集場所に出されたごみや資源は、はだのクリーンセンター、伊勢原清掃工場及び民間の中間処理施設に搬入しています。

表 13 収集区分

分別区分		品目	収集日	収集業務を行う者
1 可燃ごみ		① 可燃ごみ	週2回	直営・委託
			自己搬入	—
2 不燃ごみ		② 不燃ごみ	月1回	委託
			自己搬入	—
3 粗大ごみ		③ 粗大ごみ	予約制月2回	委託
			自己搬入	—
4 容器包装プラスチック ・ペットボトル		④ 容器包装プラスチック ⑤ ペットボトル	隔週水曜	直営・委託
5 資源物	古紙類	⑥ 新聞 ⑦ 雑誌類 ⑧ 段ボール ⑨ 牛乳等紙パック ⑩ その他紙	月2回 ※廃食用油は 月の前半 (月1回)	委託
	衣類・布類	⑪ 衣類・布類		
	カン	⑫ カン		
	ビン	⑬ 透明 ⑭ 茶色 ⑮ その他		
	廃食用油	⑯ 廃食用油		
6 蛍光灯など		⑰ 蛍光灯 ⑱ 乾電池 ⑲ リチウムコイン電池 ⑳ 使用済みスプレー缶 ㉑ 水銀式の体温計・血圧計 ㉒ 使用済み使い捨てライター	月1回	委託
7 小型家電		㉓ 小型家電	拠点回収のみ	—
8 草木類		㉔ 草木類	週1回	直営・委託

※容器包装プラスチック、ペットボトル、古紙類、衣類・布類、ビン、カン、蛍光灯などについてストックハウスにおいて拠点回収を実施（回収品目は各ストックハウスにより異なる）

(1) 夜間戸別収集

まちの美観を保つとともに、歩行者の安全性の確保、収集効率の向上及び防犯パトロールなどを目的として、平成19年度から東海大学前駅南口に隣接する南矢名一丁目、平成26年度から秦野駅北口に隣接する本町一丁目及びその沿道で、可燃ごみの夜間戸別収集を行っています。

(2) ほほえみ収集

ごみや資源を収集場所まで出すことが困難な高齢者、障害者等の世帯に対し、登録制による戸別収集を行っています。

表14 ほほえみ収集利用登録世帯数

年度	H28	H29	H30	R1	R2
登録世帯数 ()内は新規	130 (38)	128 (35)	141 (40)	140 (37)	145 (45)

7 中間処理及び最終処分の状況

(1) 可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの中間処理及び最終処分

可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ（布団、毛布及び木質系粗大ごみを除く）は、秦野市伊勢原市環境衛生組合が中間処理及び最終処分を行っています。

可燃ごみは、はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場90t/日焼却施設において焼却しています。そのうち、はだのクリーンセンターでは、焼却の際に発生した熱を回収し、施設内の給湯や最大3,820kW/hの発電に利用しています。発電した電力は、施設内すべての電気を賄い、余った電気は電力会社に売電しています。さらに、余熱エネルギーを有効活用し、隣接地にある本市の公共施設「名水はだの富士見の湯」へ温水の熱源として供給しています。

また、焼却により発生した灰は、栗原一般廃棄物最終処分場に埋立処分するほか、圏外*の民間施設で資源化及び埋立処分しています。

不燃ごみ及び粗大ごみは破碎のうえ選別し、可燃性のものは焼却、鉄など有価物は再生事業者へ売払い、不燃物残さについては民間施設で資源化及び埋立処分しています。

※秦野市及び伊勢原市の市域外

表 15 焼却施設の状況

区分	はだのクリーンセンター	伊勢原清掃工場 90t/日焼却施設
処理能力	200t/日(100t/日×2基)	90t/日
型式	ストーカ式	ストーカ式
ピット容積	8,140m ³	870m ³
建設年月	平成22年2月 ～平成25年1月	昭和58年2月 ～昭和60年10月
備考	ごみ発電 (定格3,820kW)	令和5年度末までに稼働停止

表 16 不燃・粗大ごみ処理施設の状況

設備区分	伊勢原清掃工場 粗大ごみ処理施設		
	圧縮 手選別	破碎	受入・供給 (ピット&クレーン)
処理能力	12t/5h 10t/5h	30t/5h	400m ³
建設年月	昭和46年7月～ 昭和47年1月	昭和54年6月～ 昭和54年12月	昭和62年6月～ 昭和63年3月
備考	油圧プレス式 コンベア選別	縦型回転式	鉄筋コンクリート水密構造 天井走行クレーン

表 17 栗原一般廃棄物最終処分場の概要

項目	内容	
敷地面積	24,370.69m ²	
埋立面積・容量	(一期分)	4,700m ² 25,500m ³
	(二期分)	12,060m ² 107,000m ³
	(変更届出分)	0m ² 42,500m ³
	(全体計画)	16,760m ² 175,000m ³
埋立開始	平成5年5月	
埋立構造・方式	準好気性埋立・セル方式	

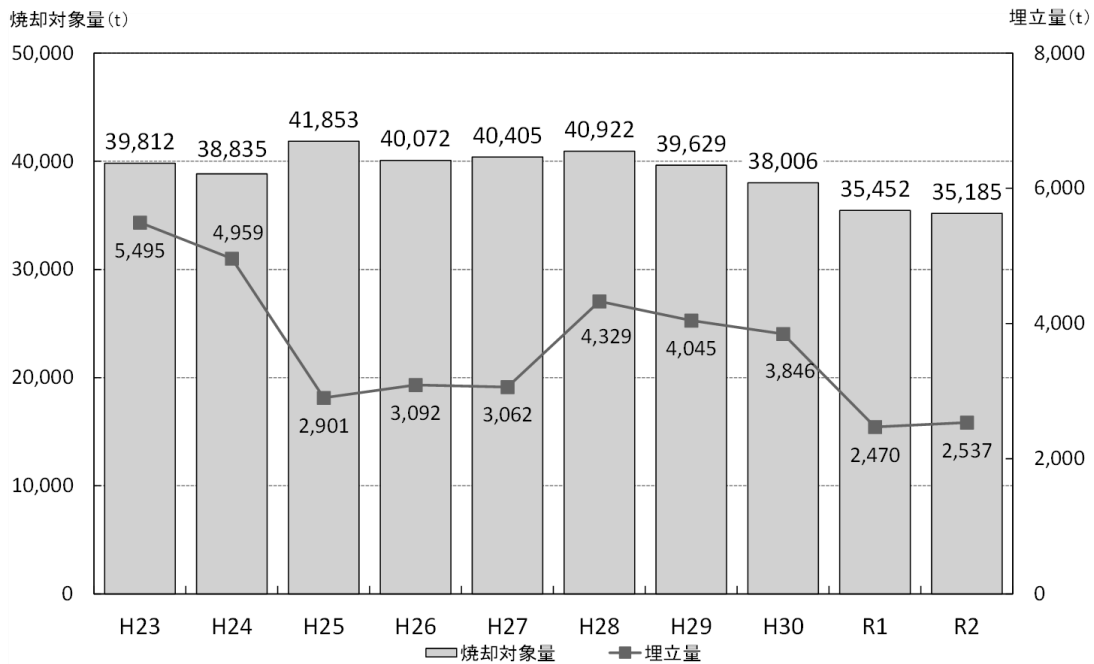


図 16 焼却対象量※及び埋立量の推移

※家庭系可燃ごみ、事業系ごみ、不燃ごみ・粗大ごみを破砕・選別して分けられた可燃性の部分、栗原一般廃棄物最終処分場の浸出水を処理して発生した汚泥など焼却する量の合計

(2) 資源の中間処理、再生利用等

資源の中間処理は、表 18 のとおり実施しています。

処理後、国の指定法人を通じて再商品化事業者へ引き渡した容器包装プラスチックは倉庫などで使われるパレット、ペットボトルはペットボトルや卵パックなどのフィルム、ビンやグラスウールなどのガラス短繊維に再生利用されています。カン、古紙類及び衣類・布類は、中間処理業者へ売り払い、古紙類は紙の原料、カンは鉄原料・アルミ原料、衣類・布類は古着として再使用されるほかウエス等に再生利用されています。草木類や木質系粗大ごみは中間処理業者へ譲渡し、製紙工場のボイラー燃料等に再生利用されています。

また、蛍光灯などのうちガラス部分はグラスウールなどのガラス短繊維、金属部分は鉄原料・アルミ原料などに再生利用されています。廃食用油、小型家電及び粗大ごみのうち布団・毛布については、中間処理することなくリサイクル業者へ売り払っています。その後、毛布は再使用され、廃食用油は家畜の飼料、工業製品の原料などへ、小型家電は有用金属を選別、精錬し、原材料へ、布団は詰め物を取り出して繊維として再生利用されています。(以上、令和3年10月時点)

表 18 資源の中間処理

品 目	中間処理を行う者	処理方法	処理後の扱い
容器包装プラスチック	委託業者	破袋、選別、 圧縮・梱包	国の指定法人を通じ、 再商品化事業者へ 引渡し
ペットボトル	委託業者	破袋、選別、 圧縮・梱包	
ビン	委託業者	選別	
カン	委託業者	選別、圧縮・梱包	委託業者へ売払い
古紙類	委託業者	選別、圧縮・梱包	
衣類・布類	委託業者	破袋、選別	
蛍光灯	組合※	破袋、梱包	再生事業者へ引渡し
乾電池	組合※	破袋、梱包	
リチウムコイン電池	組合※	破袋、梱包	
使用済みスプレー缶	組合※	破袋、ガス抜き、 破砕、選別	再生事業者へ売払い
水銀式の体温計・血圧計	組合※	破袋、梱包	再生事業者へ引渡し
使用済み使い捨てライター	組合※	破袋、破砕、選別	
草木類	委託業者	破袋、破砕	委託業者へ引渡し
木質系粗大ごみ			

※秦野市伊勢原市環境衛生組合



古紙類のペール品



衣類の再生品

8 環境美化

(1) 美化清掃

美化活動に対する市民一人ひとりの実践と相互協力を促すため、市内一斉美化清掃や、各種ボランティア団体等による清掃活動を支援しています。

(2) 環境美化指導員による定期的な巡回

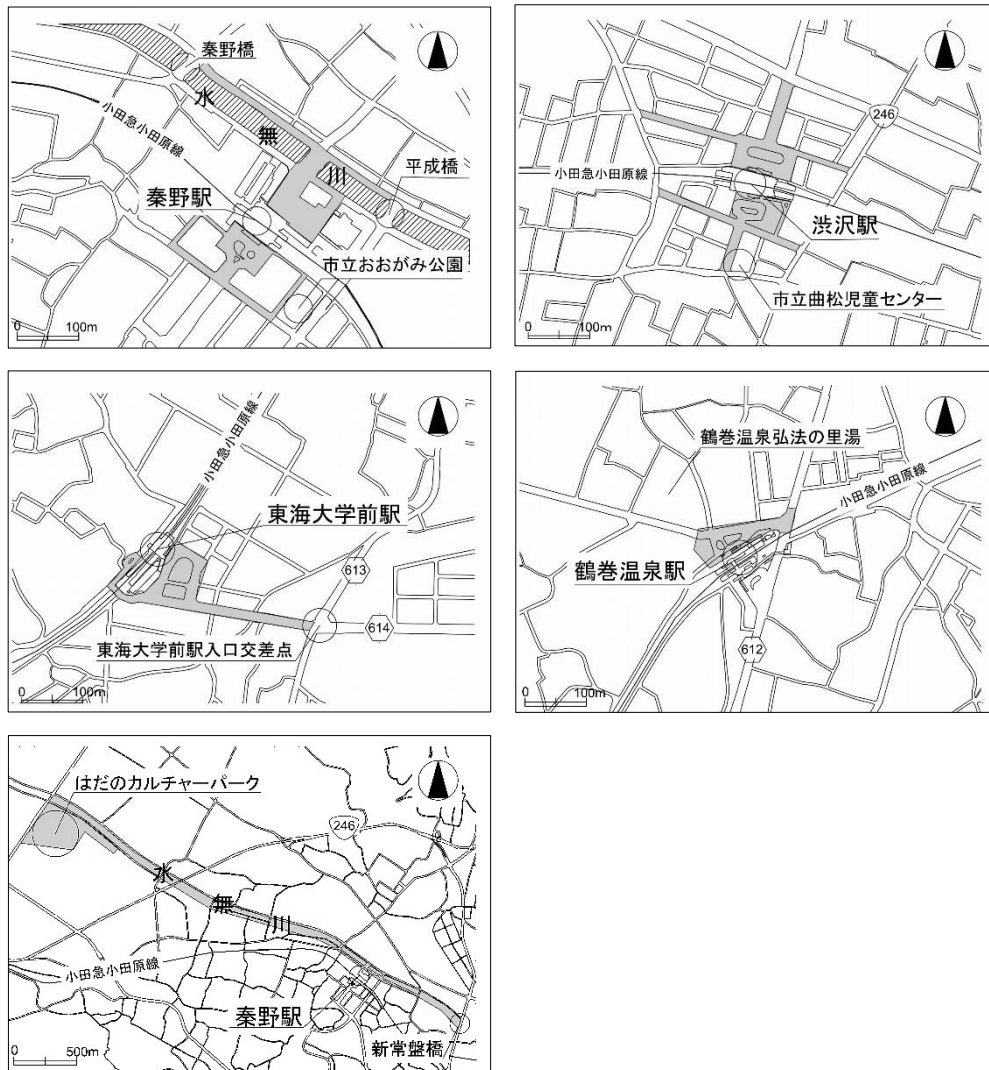
環境美化指導員※¹により環境美化重点地区※²等のパトロールを行っています。

令和2年度に実施したWebアンケートでは、市内4駅の駅前について「ごみのポイ捨てがなく、きれいだと思えますか」との質問に対し、「とても思う」「思う」「思わない」「全く思わない」「駅を利用しないので分からない」の5つの選択肢のうち、「駅を利用しないので分からない」との回答を除き、「とても思う」「思う」との回答が77.4%となっています。

※1 秦野市ごみの散乱防止等に関する条例に基づき、環境美化重点地区における空き缶及び吸い殻の散乱並びに犬その他愛がん用動物のふんによる汚染の防止等（以下「ごみの散乱防止等」）に関する啓発、指導等のため任命する職員（会計年度任用職員）

※2 秦野市ごみの散乱防止等に関する条例に基づき、環境の美化を推進するため、ごみの散乱防止等を特に必要と認める区域として市長が指定する区域

図 17 環境美化重点地区



(3) 不法投棄対策

不法投棄対策として、(2)に挙げた環境美化指導員による定期的な巡回のほか、県及び警察と連携した合同パトロール、不法投棄が頻発する場所への防護柵、啓発看板及び監視カメラの設置、不法投棄防止キャンペーン事業実行委員会や市による不法投棄物の撤去作業といった市民・事業者・行政が一体となった取組を進めています。

また、令和2年度に市公式LINEアカウントを開設し、市民からの通報手段を強化しました。

表 19 不法投棄物の撤去実績

	H28	H29	H30	R 1	R 2
件数	459 件	416 件	421 件	358 件	495 件
重量	18.05 t	19.54 t	14.19 t	12.71 t	15.15 t



撤去した不法投棄物



啓発看板の設置

第2節 これまでの評価とごみ処理の課題

1 進捗状況

(1) 数値目標の達成状況

平成28年度の本計画策定時に定めた数値目標の達成状況は次のとおりです。

表20 本計画策定時に定めた数値目標の達成状況

	令和3年度 目標値 (本計画策定時に 定めた数値目標)	令和2年度 実績	説明
ごみ排出量 (資源物を除く)	636g/人・日	622g/人・日	平成28年度から令和元年度まで減少し、令和2年度実績は、前年度比8g/人・日増えたものの、本計画策定時の令和3年度目標値(左記)及び令和4年度計画値(626g/人・日)以下となり、目標達成しています。
資源化率 (総ごみ排出量に占める資源の割合)	29.3%	30.6%	平成29年度から増加し続けており、令和2年度実績は、本計画策定時の令和3年度目標値(左記)及び令和4年度計画値(30.2%)以上となり、目標達成しています。

(2) 事業の実施状況

平成28年度の本計画策定時に定めた78の事業の実施状況は、次のとおりです。

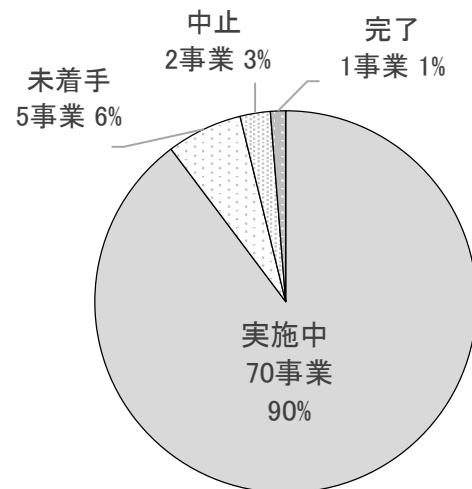


図18 計画事業の実施状況

表 21 未着手の事業

	事業	今後の方向性
1	家庭ごみ有料化に向けた具体的な条件の検討	<p>策定時の本計画では、令和3年度までに焼却対象量の減量が計画どおり進まない場合に検討すると定めていましたが、計画よりも順調に減量が進んでいるため*、現時点では有料化の導入の検討は行わないものとします。</p> <p>また、ごみの発生抑制や分別の徹底に積極的に取り組んでいる市民と、多量に排出する市民との負担の公平性の確保といった課題も踏まえ、将来的な家庭ごみ有料化の導入について研究を進めます。</p> <p>※本計画策定時の令和2年度の焼却対象量 計画値3万7,838t、実績値3万185t</p>
2	粗大ごみ処理手数料の見直しに向けた具体的な検討	<p>一般廃棄物処理手数料の改定と時期を合わせ、令和4年度以降に見直しを行います。</p>
3	栗原一般廃棄物最終処分場の跡地利用を考慮した埋立方法の検討	<p>栗原一般廃棄物最終処分場（伊勢原市）は令和5年度末が埋立終了期限となっています。</p> <p>そのため、秦野市伊勢原市環境衛生組合において、跡地利用しやすい形状とするなど、地域住民の意向や関係機関との協議より、埋立終了後の跡地利用を考慮した埋立処分を行います。</p>
4	リサイクル対象品目の変更に対する迅速な対応	<p>各種リサイクル法の改定による品目の変更はなかったため、特段の対応は行っていません。</p> <p>また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に伴うプラスチックごみの一括収集について、検討を進めます。</p>
5	家庭から出る医療系廃棄物の回収システムの構築	<p>注射針など鋭利なものは病院や薬局に返却するよう周知を行います。その他のパック、チューブなどは、同じく病院や薬局に返却するほか、可燃ごみとして排出するよう周知を行います。</p>

表 22 中止した事業

	事業	中止した理由
1	不用品交換制度によるリユース（再使用）の促進	<p>中古品販売店、バザー、ネットオークション、フリマアプリなど不用品を譲渡する手段が増える中、市民同士が連絡を取り合って品物の受け渡しを要す本制度の利用が少なかったため、令和元年度に終了しました。</p> <p>なお、家具類や、市民から寄付の申し出があった未使用食器等は「リユース！もったいない Day！」において希望者に安価で販売又は無償で提供しています。</p>
2	生ごみ分別協力世帯の拡大等	<p>生ごみ分別収集モデル事業を検証した結果、協力世帯の高齢化、ごみの量の減少及び大型生ごみ処理機の故障の頻発により、費用対効果が低くなったため、継続・拡大困難と判断し、平成 29 年度に終了しました。</p>

表 23 完了した事業

	事業	実施した内容
1	災害廃棄物等処理計画の見直し	<p>平成 30 年度に改定し、令和 2 年度には計画に沿った職員の初動対応マニュアルを策定しました。</p>

2 評価

令和 2 年度に計画の進捗状況を振り返り市が行った自己評価及び秦野市廃棄物対策審議会から提出された意見は、次のとおりです。

(1) 計画全体について

ア 市の自己評価：順調

個別計画に掲げる施策を着実に進め、また、可燃ごみの焼却体制について、できるだけ家庭ごみの有料化に頼らず 1 施設体制へ移行できるよう、平成 30 年度から「草木類の資源化」「分別の徹底」「生ごみの減量」「事業系ごみの減量」の 4 本の柱により可燃ごみの減量に取り組んできた。その結果、現計画の数値目標である「総ごみ排出量（資源除く）原単位」「資源化率」についても、

令和元年度までに中間目標の値を達成するとともに、可燃ごみ排出量についても計画値よりもさらに順調に減量することができた。

イ 秦野市廃棄物対策審議会の意見

5つに大別される個別計画は着実に実行され、市の自己評価はいずれも順調又はおおむね順調とされており、その評価について妥当と考える。数値目標である「総ごみ排出量（資源除く）原単位」「資源化率」はいずれも令和元年度実績において計画値より良好な状況にあり、一部課題があるものの、現計画全体としてはおおむね順調に取り組まれた。

➤ 計画の改定に向けて

- ・指標がない事項もあるので、指標の設定について見直す必要がある。
- ・可燃ごみ焼却施設を1施設とすることは、事実上の方針となっている。次期計画において方針として明示するとともに、1施設化に向けた可燃ごみ減量施策について位置付ける必要がある。

(2) 排出抑制・資源化について

ア 市の自己評価：順調

総ごみ排出量は総量、原単位とも順調に減少し、一方で資源化率が高まっており、順調に排出抑制・資源化が進んでいる。事業系ごみは、令和2年度以降、市内全事業所に対して訪問調査を実施しているため、今後、減量効果が現れると考えている。

イ 秦野市廃棄物対策審議会の意見

自己評価のとおり、排出抑制・資源化は順調に進んでいる。

しかし、事業系ごみは計画初年度の平成29年度に比べ増加している。全事業所訪問調査、優良事業所等認定制度など、市が積極的に適正処理、減量・資源化指導を行う方針であることは望ましいので、引き続き推進すべきである。また、生ごみについては食品ロス削減の取組と合わせて、今後も水切り徹底の呼びかけや生ごみ処理機の普及促進を図るべきである。

➤ 計画の改定に向けて

- ・家庭ごみ有料化について、検討を開始するのかどうか明確なメッセージを示すべきである。
- ・事業者に対し、排出抑制・資源化を行うメリットを示して取組を促す必要がある。また、不適切な排出が是正されない場合、段階的に厳しい指導を行うことを検討する必要がある。
- ・廃棄物減量等推進員やリサイクル指導員※の役割を明確に示すとともに、「自分たちでやろう」という意識こそ支援する必要がある。
- ・廃棄物減量等推進員やリサイクル指導員の活動報告の方法を見直し、優れた活動は表彰するなどメリハリをつけて支援する必要がある。
- ・生ごみ処理機の使用方法、効果、感想などを利用者から発信する必要がある。
- ・ごみ減量の工夫を市民や事業者から募集し、共有してはどうか。

※秦野市廃棄物減量等推進活動交付金交付要綱に基づき、廃棄物の減量及び資源化並びに再生品の普及に関する啓発や、収集場所の清潔保持に関する啓発などの廃棄物減量等推進活動を地域住民と協力して行う方です。廃棄物減量等推進員は自治会ごと、リサイクル指導員は収集場所ごとに活動します。

(3) 収集運搬について

ア 市の自己評価：順調

退職不補充による収集業務委託化、草木類や廃食用油の分別収集に伴う収集体制の見直しなど着実に実施した。

イ 秦野市廃棄物対策審議会の意見

おおむね計画に沿って取組が行われている。

管理が行き届かない収集場所については地道な指導・啓発が行われているが、依然解消しきれておらず、課題がある。

➤ 計画の改定に向けて

ほほえみ収集について、利用開始や終了の決定の際、福祉部門の視点を取り入れる必要がないか関係部署とともに検討する必要がある。

(4) 中間処理について

ア 市の自己評価：おおむね順調

可燃ごみの減量目標達成に向け様々な取組を実施してきた結果、市民の協力もあり、はだのクリーンセンター1施設による焼却体制の実現に着実に近づくことができた。

イ 秦野市廃棄物対策審議会の意見

可燃ごみ焼却施設の1施設体制化に向けた取組が着実に成果を挙げていることは、秦野市の市民力の現れであり評価したい。

一方で、不燃・粗大ごみ処理施設の整備については遅れが見られる。早急に整備を進めるため、関係機関への働きかけを強める必要がある。

➤ 計画の改定に向けて

- ・今後、可燃ごみの減量状況によっては1施設体制化の前倒しも視野に入れ、伊勢原市や秦野市伊勢原市環境衛生組合とともに対応を検討すべきである。
- ・不燃・粗大ごみ処理施設については、新たな施設の運営は公設民営など民間活力の導入も含めて検討する必要がある。

(5) 最終処分について

ア 市の自己評価：順調

秦野市伊勢原市環境衛生組合において栗原一般廃棄物最終処分場を閉鎖した令和6年度以降の焼却灰資源化・埋立先については、すでに令和2年度から令和9年度までを対象とした焼却灰搬出計画が策定され、全量を圏外へ搬出する方向で安定的な処理が保たれる見込みである。

イ 秦野市廃棄物対策審議会の意見

栗原一般廃棄物最終処分場の閉鎖を前に、引き続き、秦野市伊勢原市環境衛生組合が安定的な処理を行う対応を確認することが望ましい。

(6) その他について

ア 市の自己評価：おおむね順調

災害廃棄物等処理計画及び初動対応マニュアルを策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理する体制を整備した。また、不法投棄やポイ捨て防止のパトロールについて関係機関と連携して実施したほか、市内一斉美化清掃についてはパートナーシップの強化を図るため、事業者にも参加を呼びかけ、年々参加事業者が増えてきた。

イ 秦野市廃棄物対策審議会の意見

計画に沿って災害への備えが着実に進められた。また、地域美化について事業者の参加を呼びかけるなど従来の枠組みに捉われず連携の拡大に取り組んだことも評価できる。

➤ 計画の改定に向けて

- ・不法投棄防止や地域美化について、地元大学やNPO法人などへ呼びかけ、さらに連携を拡大してはどうか。
- ・超高齢社会であることから、遺品整理におけるごみと資源の出し方を、市外在住の遺族などにも分かるよう示す必要がある。

3 今後の課題

(1) 可燃ごみ焼却処理の1施設体制への早期移行

本市と伊勢原市の可燃ごみは、現在2施設（はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場）で処理していますが、老朽化している伊勢原清掃工場の90t/日焼却施設の稼働を停止し、令和7年度末までにはだのクリーンセンター1施設での焼却体制に移行するため、年間処理量を3万3,600t/年（本市分。はだのクリーンセンター200t/日焼却施設×はだのクリーンセンターの稼働日数280日/年＝5万6,000t/年、このうち6割に相当）まで減らす必要があります。

また、伊勢原清掃工場の90t/日焼却施設には可燃ごみの焼却処理を行うため年間約3億円の経費がかかっていますが、焼却対象量の減量が早く進めば、1施設体制への移行を早期に実現することが可能となり、経費が削減できます。秦野市伊勢原市環境衛生組合による試算では、2年前倒しして令和5年度末までに稼働停止することで、令和4年度から令和7年度までの4年間で約4億円（年間約1億円）の経費削減効果が見込まれています。

本計画期間ではこれまで、草木類の資源化、分別の徹底、生ごみの減量及び事業系ごみの減量の4つの柱により可燃ごみ減量に取り組んでおり、年間の焼却対象量は計画値よりも順調に減量が進んでいます。

そのため、今後も可燃ごみの減量に取り組み、着実に焼却対象量を減らしていく必要があります。共同でごみ処理を行う伊勢原市及び秦野市伊勢原市環境衛生組合と連携しながら、安定的な処理を確保しつつ、令和7年度末、あるいはさらに早期に可燃ごみ焼却処理の1施設体制への移行を目指すことが求められます。

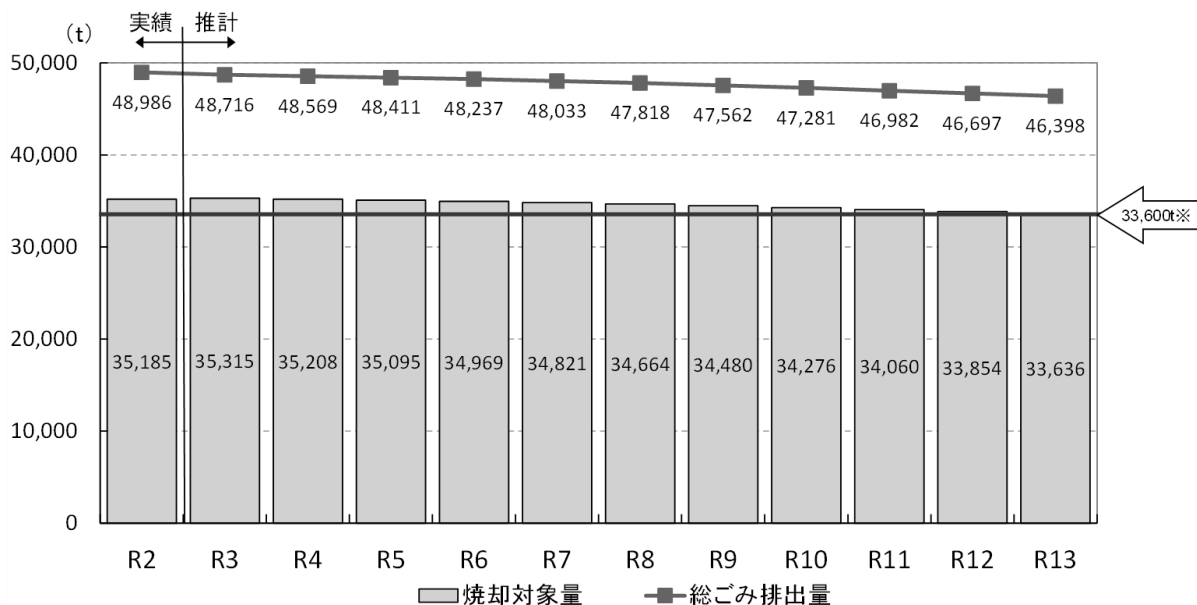


図 19 焼却対象量の推計とはだのクリーンセンター年間処理量の上限（本市分）

※はだのクリーンセンター年間処理量の上限（本市分）

1 日の処理量×年間稼働日数×本市分の搬入割合

$200 \text{ t} / \text{日} \times 280 \text{ 日} \times 60\% = 3 \text{ 万 } 3,600 \text{ t}$

(2) 3 R の強化～3 R + Renewable～

ア ごみの発生抑制（Reduce）

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減した循環型社会の実現やはだのクリーンセンター1施設での安定的な処理を行うための可燃ごみ減量に向けて、リサイクルに先立ち、家庭や事業活動におけるごみの発生そのものをさらに減らすこと（Reduce）が課題です。

特に、事業所や店舗において、製品の設計、製造、流通、販売等の段階で、使い捨て物品の使用を控えることや、製品の耐久性向上等に取り組むことが必要です。ごみの発生抑制は事業者の責務であるということに加え、事業活動を行う上でのメリットとなることも示しながら、市内事業所への訪問等を通じた提案や優良事例の共有を行うほか、国や県に対し、事業者への働きかけについて継続して要望することも必要です。

また、市民が製品を購入する際に、その製品は長く使えるか、簡易包装であるかなど、ごみの発生抑制に関心を寄せてもらえるよう呼びかける必要があります。

イ 再使用（Reuse）の促進

循環型社会の実現及び可燃ごみの減量に向けて、再使用をさらに促すことが課題です。

リサイクルショップに加え、近年ではフリマアプリの認知度が高まる中、再使用への関心をさらに喚起するため「リユース！もったいない Day！」のような事業を今後も実施する必要があります。

また、事業者において通い箱^{*}の活用や繰り返し使える製品の設計、製造などを行うよう促す必要があります。

※企業や工場間において品物を輸送する際に繰り返し使用される箱のこと。

ウ ごみの資源化、資源の再生利用（Recycle）の促進

循環型社会の実現及び可燃ごみの減量に向けて、ごみの発生抑制や再使用の促進に次いで、ごみの資源化や資源の再生利用をさらに促すことが課題です。

家庭ごみの資源化や資源の再生利用は、市民による分別の徹底に支えられており、今後も協力が得られるよう分別ルールを周知する必要があります。これまで、分別カレンダーやごみ分別促進アプリなど外国語使用者に向けた分別ルールの多言語対応を図ってきましたが、公共施設の利用が少ない市民や自治会未加入の世帯、広報はだのの戸別配布を利用していない世帯など、周知が難しい市民に各種情報が届くよう手法を検討し、分別が徹底されるよう、裾野をさらに広げていく必要があります。

なお、家庭系可燃ごみの中で最も割合の多い生ごみについては、食品ロスの削減や水切りの徹底といった発生抑制の呼びかけに加え、庭や畑での堆肥化や生ごみ処理機の利用など、各家庭に合った方法で減量・資源化を促すことも求められます。

さらに、国の動向を注視し、製品プラスチックの分別収集の検討を進めるとともに、紙おむつの資源化など新たな資源化施策の研究を行う必要があります。

エ 再生材や再生可能資源への切替え（Renewable）

プラスチック資源循環基本戦略や国・地方脱炭素実現会議によ

る地域脱炭素ロードマップに見られるように、“3 R + Renewable”として、3 Rの徹底と同時に、より持続性が高まることを前提に、循環型社会の実現に向けて消費の抑制が求められる天然資源の中でも特に枯渇性資源について、再生材や再生可能資源への切替えが求められています。

オ 情報提供・情報共有、支援等

“3 R + Renewable”や適正処理を進めるためには、市民や事業者の取組が欠かせません。

そのため、広報紙、ホームページ、分別アプリ、市公式LINEアカウントなど各種媒体を通じた市からの積極的な情報提供とともに、学校・大学等を通じた呼びかけや事業系ごみに関する訪問調査を通じた呼びかけなど、周知が難しい市民や事業者にも伝わるような工夫が必要です。

また、行政が持つ情報を提供するだけにとどまらず、市民や事業者の優れた活動を取り上げて広く紹介するなど、それぞれが持つ情報を共有し、ごみの減量・資源化に取り組む意欲を支援するとともに、学校・大学、NPO等、異なる得意分野を持つ多様な主体の参加や連携を促すことも求められます。

(3) 収集運搬に関する環境の改善等

道路や歩道上にある収集場所は、交通の妨げや収集時の危険性が懸念されるため、環境創出行為^{*}によって新設する収集場所等への統合整理など、自治会等と連携して改善を図る必要があります。

また、ごみ出しルールが守られず管理の行き届いていない収集場所については、自治会や共同住宅管理会社等と連携し、利用者に対し改善に向けた指導・啓発を行うことも求められます。

さらに、地球温暖化対策や経費節減の観点から、効率的な収集に努める必要があります。

※秦野市まちづくり条例第3条第1項に定義される、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第13号に規定する建築行為その他規則で定める行為

(4) 超高齢社会でのごみ出し支援等

本市の高齢化率は、平成27年に26.1%となっており、世界保健機構（WHO）や国連の定義による「超高齢社会（高齢化率が21%を超えた社会）」となっています。特に、75歳以上の人口の増加が著しく、令和2年には老年人口の約5割を占めています。本格的な超高齢社会が到来した中、ごみ出しへの支援を要する世帯が年々増加しており、福祉行政による支援や地域コミュニティによる共助の取組などとも連携しつつ、引き続きほほえみ収集のようなごみ出し支援が求められます。

また、使用済み紙おむつの排出量が増加することなども予想され、資源化に向けた研究を進める必要があります。

(5) 不燃・粗大ごみ処理施設の整備

秦野市伊勢原市環境衛生組合において、不燃・粗大ごみ処理施設の整備を進めることとしていますが、計画に遅れが生じているため、共同でごみ処理を行う伊勢原市とともに協議を行っていく必要があります。

(6) 伊勢原清掃工場180t/日焼却施設の解体等

平成25年6月に廃止された伊勢原清掃工場180t/日焼却施設は、施設を所有する秦野市伊勢原市環境衛生組合が主体となり、周辺環境に影響がないよう適正な解体計画や跡地活用の検討を進める必要があります。

(7) 伊勢原清掃工場90t/日焼却施設の適正な維持管理

伊勢原清掃工場90t/日焼却施設は、稼働から35年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、施設を所有する秦野市伊勢原市環境衛生組合が主体となり、施設の状況やごみの減量等の進捗を注視しつつ、はだのクリーンセンター1施設での処理体制へ向けた移行準備及び適正な維持管理に努める必要があります。

(8) 適正処理困難物の処理ルート確保等

本市や秦野市伊勢原市環境衛生組合において適正処理することが

困難なごみについて、引き続き処理ルート確保に努めることが課題です。そのため、処理困難とならない製品づくりや適正処理に関する情報提供、並びに製造者による回収の徹底を今後も国や県に要望していく必要があります。

(9) 不法投棄の防止

山間部への不法投棄は減少傾向にあるものの、市街地やストックハウスへの不法投棄は依然として後を絶ちません。

今後は、不法投棄ごみを速やかに回収し、清潔及び景観の維持に努めることで違反者への注意喚起とする再発防止策に加え、不法投棄をさせない未然防止策を強化する必要があります。

(10) ごみ処理経費の抑制

循環型社会を目指した安全で安定的なごみ処理において、社会的、環境的側面とともに経済的側面についても考慮し、バランスが取れた合理的なごみ処理を行うことが欠かせません。

ごみ処理経費については、可燃ごみ処理1施設体制への早期移行を実現することで秦野市伊勢原市環境衛生組合への分担金の軽減を図るほか、人口減少等を踏まえた収集場所の統廃合、より効率的な収集運搬ルートや処理処分方法への変更など経費の抑制につながる取組が必要です。

また、売却益による収入確保を図るといった観点からも、分別の徹底と適正排出を促し、資源の質を確保する必要があります。

なお、国の指定法人に引き渡して再商品化を進めているビン、容器包装プラスチック及びペットボトルは、容器包装リサイクル制度を活用した資源循環を続けるため、再商品化合理化拠出金制度の基準を上回る品質を維持することが求められます。

(11) 危機管理

廃棄物の処理は、感染症が拡大する状況下においても社会生活の安定に不可欠な業務であり、感染対策を徹底したうえで、業務を継続する必要があります。

また、近年発生している大規模地震や豪雨等の経験や知見を踏まえ、災害発生後に、早期の復旧・復興のため適正かつ円滑に対応できるよう備える必要があります。

第3節 ごみ処理行政の動向

1 国及び県の目標

(1) 国の目標

国は、平成28年1月、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理法基本方針」）の変更を発表し、廃棄物の減量について目標を定めています。

また、平成15年3月、循環型社会形成推進基本法に基づく「循環型社会形成推進基本計画」（以下「循環計画」）を初めて決定、その後、平成30年6月には第四次循環計画を決定し、循環型社会を形成するための目標を定めています。

さらに、食品ロスの削減について、令和元年度には食品ロス削減推進法が成立し、これに基づく「食品ロス削減の推進に関する基本的な方針」（以下「食品ロス削減基本方針」）を決定、また、プラスチックの資源循環について、第四次循環計画を受けて令和元年5月にプラスチック資源循環戦略を決定し、それぞれ目標を定めています。

表24 国の施策目標における目標（一部）

区分	基準年度	目標年度	目標値	出典
排出量	H24	R2	12%削減	廃棄物処理基本方針
一人1日当たりの家庭系ごみ排出量	—	R7	440g	廃棄物処理基本方針 第四次循環計画
再生利用率	H24	R2	約27%に増加	廃棄物処理基本方針
最終処分量	H24	R2	約14%削減	廃棄物処理基本方針
家庭系食品ロス量	H12	R12	半減	第四次循環計画 食品ロス削減基本方針
事業系食品ロス量	H12	R12	半減	第四次循環計画 食品ロス削減基本方針
ワンウェイプラスチックの排出抑制	—	R12	累積25%抑制	プラスチック資源循環戦略
プラスチック製容器包装のリユース又はリサイクル	—	R12	6割	プラスチック資源循環戦略
すべての使用済みプラスチックのリユース又はリサイクル(熱回収含む)	—	R17	100%	プラスチック資源循環戦略
プラスチックの再生利用(再生素材の利用)	—	R12	倍増	プラスチック資源循環戦略

(2) 県の目標

神奈川県は、県内の廃棄物施策を推進するため、平成14年3月に「神奈川県廃棄物処理計画」を策定しましたが、循環型社会づくりに向けた方向性を端的に示すため、平成24年3月、名称を変更し、「神奈川県循環型社会づくり計画」として令和3年度までの10年間を対象とした計画としました。その後、平成29年3月に同計画を改訂しました。この計画は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う「新しい生活様式」の定着等により、今後、社会状況等が変化する可能性があることから、計画期間を令和5年度まで2年間延長し、その間は従来の施策を継続することとしています。この中で「廃棄物ゼロ社会」を目指し、次の目標を定めています。

また、平成30年9月、リサイクルされないプラスチックごみをゼロにすることを目指す「かながわプラごみゼロ宣言」を掲げました。

表25 神奈川県循環型社会づくり計画における目標

(万t)

	基準			将来推計					
	平成21年度			平成28年度			令和3年度		
	構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数	
排出量	313	100%	100	295 (301)	100% (96)	94 (96)	278 (292)	100% (94)	89 (94)
(生活系)	240	77%	100	225 (233)	76% (77%)	94 (97)	221 (227)	79% (78%)	92 (95)
(事業系)	73	23%	100	70 (68)	24% (23%)	96 (93)	57 (65)	21% (22%)	78 (90)
再生利用量	76	25%	100	80 (85)	27% (28%)	105 (112)	86 (91)	31% (31%)	113 (119)
減量化量	207	66%	100	191 (190)	65% (63%)	92 (91)	170 (176)	61% (61%)	82 (85)
最終処分量	29	9%	100	23 (26)	8% (9%)	79 (91)	22 (25)	8% (8%)	77 (84)

※ () 内は、平成24年3月改定時の将来推計値

2 個別施策

(1) 国の施策

国は、第四次循環計画において、次の取組を実践することとしています。

- ・ 持続可能な社会づくりとの統合的取組
- ・ 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
- ・ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ・ 適正処理の更なる推進と環境再生
- ・ 万全な災害廃棄物処理体制の構築
- ・ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
- ・ 循環分野における基盤整備

また、食品ロス削減基本方針において、教育及び学習の振興、普及啓発等に取り組むこととし、さらに、プラスチック資源循環戦略を具体化するため、令和3年6月に成立したプラスチック資源循環法に基づき、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本方針の策定、その他環境配慮設計指針など個別の措置を行うとしています。

(2) 県の施策

神奈川県は、神奈川県循環型社会づくり計画において、次の施策を推進することとしています。

また、令和2年3月には「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」を決定し、リサイクルされないプラスチックごみゼロに向けてワンウェイプラの削減、プラごみの再生利用の推進、クリーン活動の拡大等の方策を推進しています。

表 26 神奈川県循環型社会づくり計画の施策事業

大柱	中柱	小柱	概要
1.資源循環の推進	1.一般廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進	(1)生活系ごみの3Rの推進	県民一人ひとりの「ものを大切に使う」行動が促進されるよう、普及啓発に取り組むとともに、3Rを推進する事業者への支援を行います。また、市町村への情報提供・技術的支援に努めます。
		(2)事業系一般廃棄物の3Rの推進	事業系一般廃棄物について、市町村と連携しながら排出抑制や再使用、再生利用の取組を促進します。また、県自らも再生利用等を推進します。
		(3)広域的なごみ処理と各種リサイクル制度の推進	市町村の相互の連携・協力により策定された「ごみ処理広域化実施計画」の推進を図り、ごみの適正処理による環境負荷の低減及び各種リサイクル制度の推進による循環型社会づくりに向けた取組を進めます。
	2.産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進	(1)産業廃棄物の3Rの推進	事業者は、事業活動に伴い排出される廃棄物について、自らの責任で適正に処理しなければならないことから、廃棄物処理法に基づく政令市(横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市)と連携して、事業者による生産工程等での自主的な排出抑制や再使用、再生利用などの取組を促進します。また、太陽光発電等の成長分野に対しても3Rの取組が定着するよう、情報提供などにより事業者の取組を支援します。
		(2)建設廃棄物の3Rの推進	今後とも高い水準で排出されることが想定される建設廃棄物について、建物の長寿命化等による排出抑制や、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)等に基づく再資源化の取組を推進します。
		(3)上下水道汚泥等の3Rの推進	上水道における浄水過程で発生する汚泥や下水道における下水処理の過程で発生する汚泥等について、減量化や再生利用の取組を推進します。
	3.人材の育成と広域連携の推進等	(1)環境教育・学習及び人材育成の推進	循環型社会の実現に向け、「自ら考え、選択して行動する人」を育てるため、学校や家庭、地域における環境教育・学習を通じて環境活動を支援します。
		(2)県域を越えた広域的な取組の推進	首都圏などの廃棄物問題に対して、他の都県市と連携・協力し、廃棄物の排出抑制等などについて、広域的な取組を推進します。
		(3)環境関連技術の研究、開発の推進	再生利用技術や適正処理技術などの環境関連技術の研究、開発を推進します。

大柱	中柱	小柱	概要	
2.適正処理の推進	1.廃棄物の適正処理の推進	(1)一般廃棄物の適正処理の推進	一般廃棄物処理施設の整備、維持運営の支援などにより、一般廃棄物の適正処理を推進します。	
		(2)産業廃棄物の適正処理の推進	排出事業者及び処理業者に対し、産業廃棄物の適正な保管や処理の指導を行うとともに、関係団体と協力して、優良な廃棄物処理業者を育成・支援します。	
		(3)有害物質を含む廃棄物等の計画的な処理	アスベスト等の有害物質を含む廃棄物等の適正処理を促進するとともに、ダイオキシン類対策等で休廃止し、解体されずに残っている焼却施設の計画的な解体・撤去を推進します。	
	2.PCB廃棄物の確実な処理	(1)PCB廃棄物の確実な処理	PCB廃棄物等について、県PCB廃棄物処理計画に基づき、期限までに確実に処理を完了します。	
		3.不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進	(1)不法投棄を許さない地域環境づくり	不法投棄を許さない地域環境づくりをめざして、不法投棄撲滅に向けた県民、事業者、NPO等と連携・協力した取組や監視活動を行います。
			(2)産業廃棄物の不適正処理対策の推進	今後とも、高い水準で排出されることが想定される建設廃棄物等について、適正な処理を行うよう指導を徹底し、不適正処理事案に対して厳正に対応します。
	(3)不法投棄の現状回復に向けた取組		不法投棄の常習化、大規模化を防ぐため、不法投棄の原状回復を行うなど、地域の実情に応じた効果的な取組を進めます。	
	4.海岸美化等の推進	(1)海岸美化や海岸漂着物対策の推進	相模湾が国際的に注目されることも見据え、本県の美しい海の環境を守るため、神奈川県海岸漂着物対策地域計画に基づき、県、沿岸13市町及び公益財団法人かながわ海岸美化財団が連携・協力し、海岸清掃事業や美化啓発活動を推進します。	
		(2)美化キャンペーン等普及啓発の実施	住む人、訪れる人が快適に過ごせる美しい県土を守るため、多様な主体と連携した河川や丹沢大山等における美化キャンペーン及び広報活動の取組を推進します。	
	3.災害廃棄物対策			大規模災害が発生した場合、大量の廃棄物の発生が想定されることから、神奈川県災害廃棄物処理計画に基づき、平時から必要な処理体制の構築を進めるとともに、発災時には、災害廃棄物の適正処理と循環的利用を確保した上で、市町村や関係機関と連携し、円滑・迅速な処理を行います。

第3章 人口とごみ量の将来予測

第1節 人口の予測

本計画における人口の予測は、「秦野市人口ビジョン」（令和3年3月時点）の人口推計結果を採用しています。

本市の人口は、昭和30年の市制施行以降、年々増加してきましたが、平成21年度をピークに減少に転じました。今後も減少傾向は続き、本計画の最終目標年度である令和13年度は15万6,596人と予測されています。

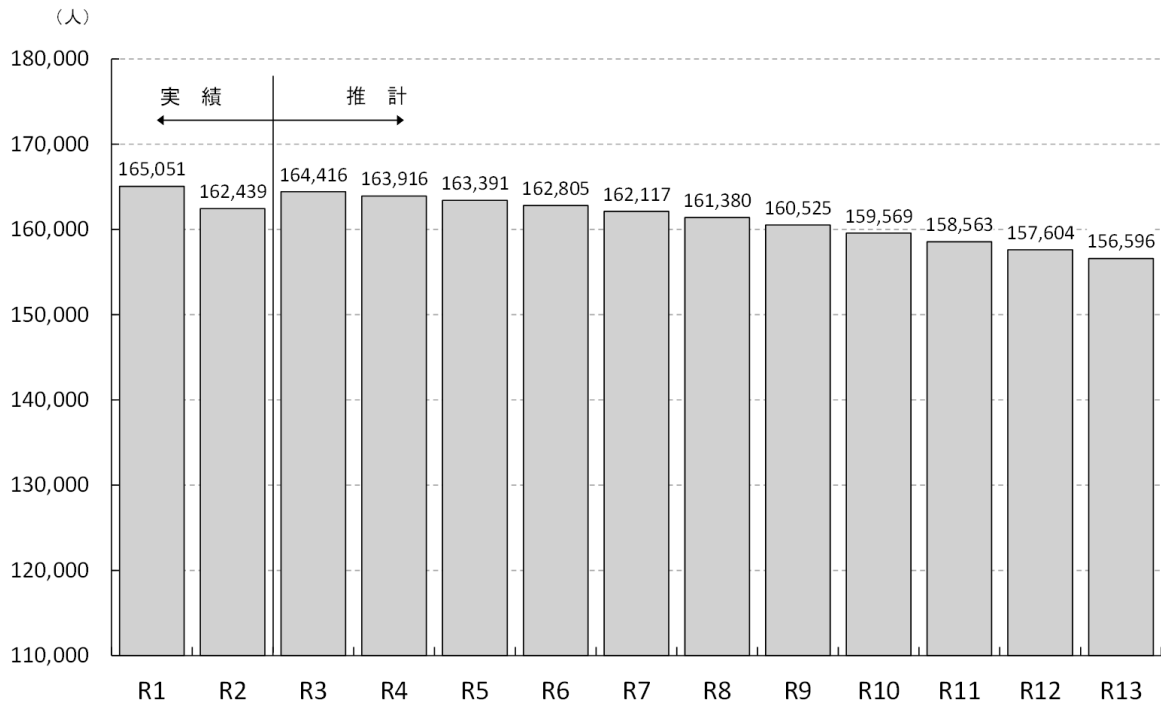


図20 人口の予測

第2節 ごみ量の予測

ごみ量については、コロナ禍の影響を受ける前の令和元年度の生活水準を維持し、人口の減少によってごみ量が減少すると仮定し、推計値としました。

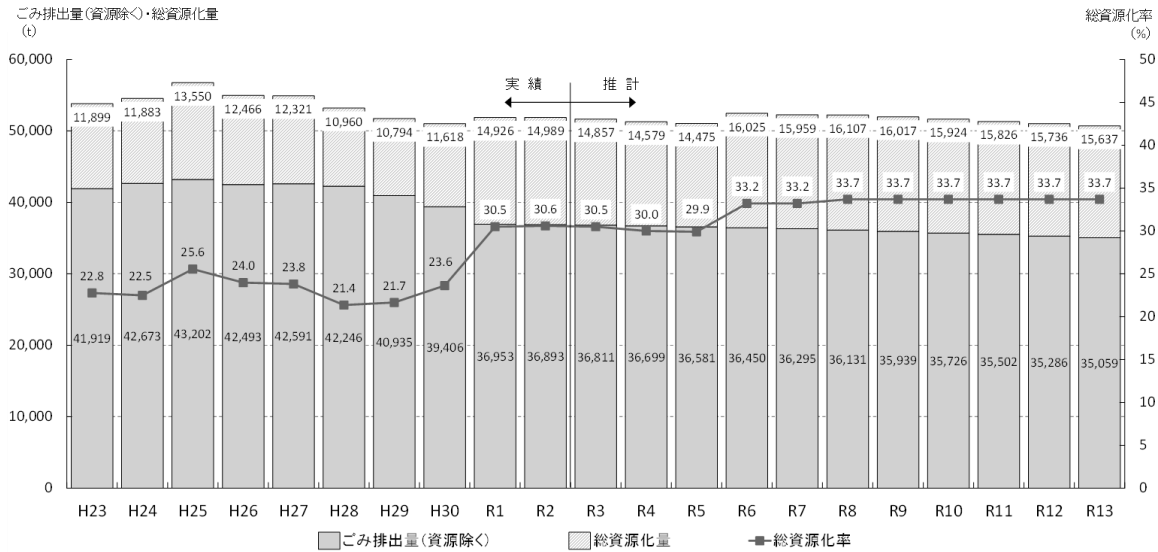


図 21 ごみ量の予測

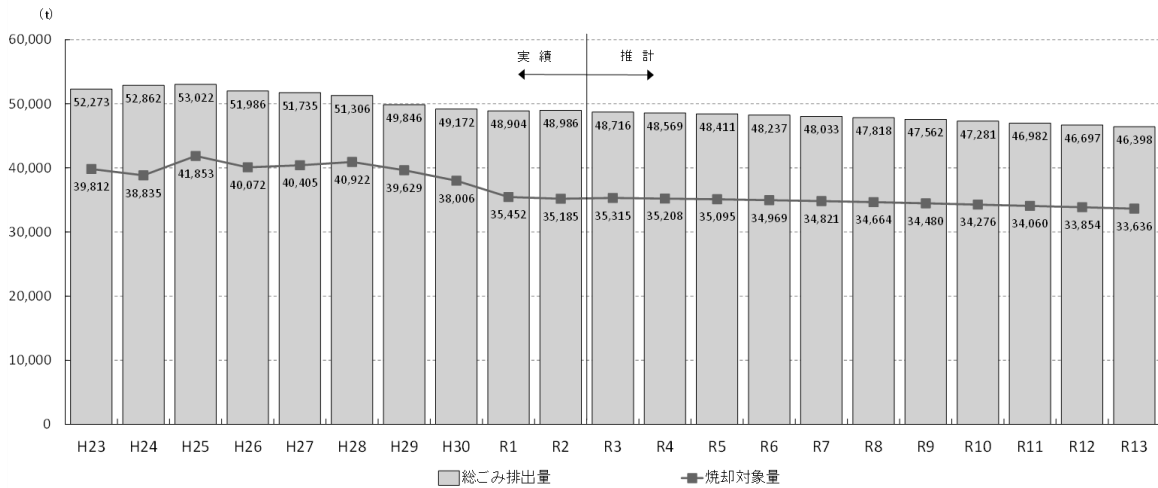


図 22 焼却対象量の予測

第4章 基本理念及び基本方針

第1節 基本理念

循環型社会の実現を目指す

- 経済発展や技術開発に伴い、私たちの生活が物質的に豊かで便利なものとなった一方、その生活を享受することにより、温室効果ガスの排出による地球温暖化や廃棄物の大量発生など、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境への負荷が課題となっています。
- 本市においても、都市像「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市」を環境面から補完し、豊かで良好な環境を持続可能な形で次世代に引き継ぐため、天然資源の消費を抑制し、特に枯渇性資源から再生材や再生可能資源への転換を進め、環境への負荷ができる限り低減される社会を目指すことが求められています。
- 本市はこれまで、老朽化した伊勢原清掃工場の90t/日焼却施設を稼働停止し、はだのクリーンセンター1施設での可燃ごみ処理体制へ移行するため、草木類の資源化や分別の徹底などの取組により可燃ごみの減量を図ってきました。その結果、策定当初の計画値より順調に減量が進み、1施設での可燃ごみ処理体制への移行について見通しが立ちつつあります。これは、本市の市民力にほかならないものです。
- そこで、今後の本市のごみ処理は、社会的、経済的状況を踏まえながら、廃棄物処理法に基づき、国の環境基本計画、循環計画、神奈川県循環型社会づくり計画等を踏まえつつ、平成15年に当時のごみ処理基本計画に掲げた「循環型都市の実現」の考えを継承し、天然資源の使用抑制を含めたごみの発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理を進め、循環型社会の実現を目指すこととします。

第2節 基本方針

基本理念を達成するため、6つの基本方針を次のとおり定めます。

方針1 3Rに基づく廃棄物処理システムの強化～3R+Renewable～

市民及び事業者はできる限りごみの発生を抑制（Reduce）し、製品等の再使用（Reuse）に努め、再使用できないものはできるだけ再生利用（Recycle）を行い、市は3Rに基づく廃棄物処理システムを強化します。さらに、“3R+Renewable”の考え方のもと、枯渇性資源から再生材や再生可能資源への切替えを推進します。

方針2 安全で安定的かつ合理的な廃棄物処理の推進

安全・安定的かつ負担の公平性や効率性にも配慮した合理的な廃棄物処理を推進します。特に、可燃ごみについては、老朽化した伊勢原清掃工場の90t/日焼却施設を稼働停止し、1施設での安定的な処理体制へ早期に移行することで経費の節減を図ります。

また、秦野・伊勢原ブロックにおける広域処理体制の中で、循環型社会を目指し、周辺環境に配慮した、はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場の安全で安心な施設運営が行われるよう伊勢原市や秦野市伊勢原市環境衛生組合と連携して取り組みます。

方針3 清潔な生活環境の維持

ポイ捨てや不法投棄のごみを速やかに回収し、清潔及び景観の維持に努めることで再発防止を図るとともに、ポイ捨てや不法投棄させないための未然防止策を強化します。

また、要介護者をはじめとしたごみ出しが困難な方に対する支援を行い、清潔な生活環境を維持します。

方針4 市民、事業者等多様な主体との連携

市民、事業者、行政、さらに学校・大学、NPO等、多様な主体がそれぞれ自らの責務を自覚し、様々な場面において、互いに連携・協働し合うことで、市民力や地域力を生かして循環型社会の実現を目指します。

方針5 情報共有、環境学習の支援

市は、市民、事業者、大学、NPOなど多様な主体との協働、連携に向け、それぞれの主体が持つ情報を互いに共有できるよう努めます。

また、ごみの減量・資源化には、市民による実践が不可欠であることから、市は、未来を担う子どもたちへ現在の世代の取組を伝えるとともに、市民が自らの意思で学べるよう出前講座やエコスクールなど環境学習の機会を提供します。

方針6 危機管理の推進

新型コロナウイルスのまん延期においてもごみ処理の事業を継続できるよう備えます。

また、災害からの早期の復旧・復興のため、国、県、共同でごみ処理を行う伊勢原市及び秦野市伊勢原市環境衛生組合、その他の自治体、民間事業者等と連携し、適正かつ迅速に災害廃棄物等を処理する体制を確保し、災害時のごみ処理に備えます。

コラム 「3R」「3R+Renewable」とは？

3R（さんアール、スリーアール）とは、リデュース、リユース、リサイクルの3つの総称です。リデュースとは、物を大切に使い、ごみを減らすこと、リユースは、使えるものは繰り返し使うこと、リサイクルはごみを資源として再び利用することです。循環型社会形成推進基本法において、有用な廃棄物は循環資源と位置付けられており、その利用と処分に当たっては、リデュース、リユース、リサイクルの順に取り組むことが重要とされています。

さらに、近年では、3Rの強化と、枯渇性資源から木、紙、バイオマスプラスチックなど再生材、再生可能資源の使用に転換することを含め、“3R+Renewable（リニューアブル）”と言われます。

第3節 市民、事業者及び行政の役割

循環型社会の実現に向け、特に、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を果たし、ごみの発生抑制、再使用、再生利用、再生材や再生可能資源への切替え及び適正処理を推進することが求められます。

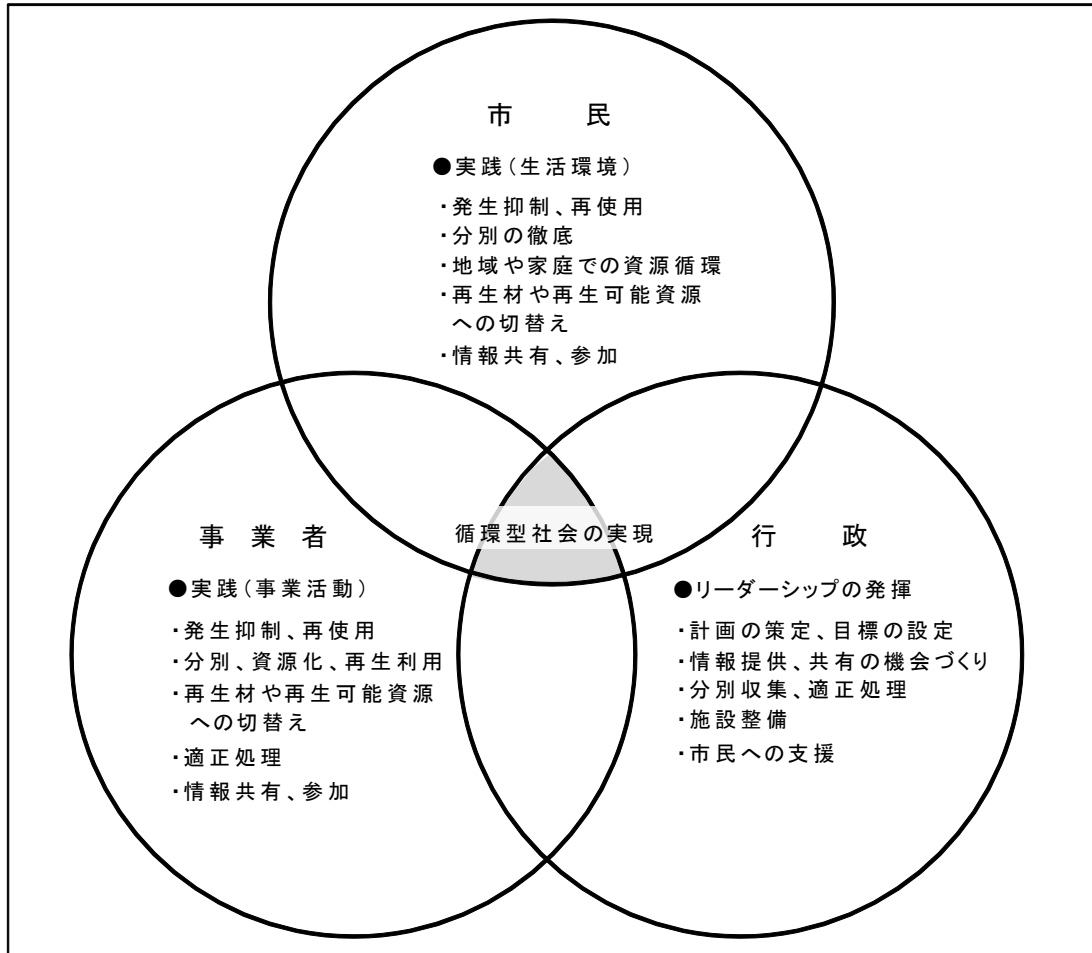


図23 市民、事業者及び行政のパートナーシップ

表 27 市民、事業者及び行政の役割

市民の役割
<p>(1) ごみの発生抑制のため、すぐごみとなるもの、無駄なものを買わない。特に、使い捨て製品及び使い捨て容器包装の使用はできるだけ減らす。また、食品ロスを減らすため、すぐ食べるものは手前取り（てまえどり）※する、食べ残さない、買った食品は使いきる。</p> <p>※買ってすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品や値引き商品などの販売期限が短い商品積極的に選ぶこと</p> <p>(2) 過剰包装は断り、簡易包装を選ぶ。レジ袋削減のためマイバッグ等を活用する。</p> <p>(3) 生ごみは、水切りの徹底、生ごみ処理機の使用や庭に埋めるなど各家庭に合わせた方法で減量・資源化に取り組む。</p> <p>(4) フリーマーケットやバザー等を活用し、リユースに取り組む。</p> <p>(5) 再生材や再生可能資源を利用した製品等を選ぶ。</p> <p>(6) ごみと資源の分別を徹底し、ルールを守って排出する。</p>
事業者の役割
<p>(1) すぐごみとなるものを作らない、扱わない。特に使い捨て製品及び使い捨て容器包装はできるだけ使用しない。また、食品ロスを減らすため、規格外や未利用の食材を有効活用する、無駄なく加工する、需要予測の精度を高める、量の見直し・割引販売を導入する。</p> <p>(2) 資源化や適正処理に支障をきたす製品、容器包装は作らない。</p> <p>(3) 過剰包装をしない、簡易包装を導入する。</p> <p>(4) リユースに取り組む。</p> <p>(5) ごみはできるだけ減量・資源化する。</p> <p>(6) ごみと資源の分別を徹底し、適正に処理する。</p> <p>(7) 天然資源（特に枯渇性資源）の消費を抑え、再生材や再生可能資源を利用した製品等を作る。</p> <p>(8) 店頭回収や自主回収ルートを整備し、購入者等に案内する。</p>
行政の役割
<p>(1) 3R + Renewable 及び適正処理の推進について計画、目標値を設定するなどリーダーシップを発揮する。</p> <p>(2) ごみと資源に関する情報提供を行うとともに、情報共有や学習の機会を設ける。</p> <p>(3) 収集し、又は搬入を受け入れたごみ及び資源を適正に処理する。また、災害や感染症のまん延に備え、ごみ処理の事業継続の仕組みを構築する。</p> <p>(4) 秦野市伊勢原市環境衛生組合において施設整備を行うため、同組合及び伊勢原市と連携・協調する。</p> <p>(5) 3R + Renewable 及び適正処理を推進し、市民の取組を支援する。</p>

第4節 最終目標年度におけるごみ処理体系

本計画の基本理念「循環型社会の実現を目指す」に基づき、最終目標年度である令和13年度におけるごみ処理体系を次のとおり示します。



図 24 最終目標年度におけるごみ処理体系

第5節 最終目標年度における分別収集区分

本計画の基本理念「循環型社会の実現を目指す」に基づき、最終目標年度である令和13年度における分別収集区分を次のとおり示します。

表28 最終目標年度における分別収集区分

分別区分		品目
1 可燃ごみ		① 可燃ごみ (生ごみ、資源物にならない紙や布、容器包装以外のプラスチック製品など)
2 不燃ごみ		② 不燃ごみ
3 粗大ごみ		③ 粗大ごみ (1辺の長さが50cm以上かつ2m以下、重さが100kg以下の家具、家電など)
4 プラスチックごみ		④ プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品 ⑤ ペットボトル
5 資源物	古紙類	⑥ 新聞 ⑦ 雑誌類 ⑧ 段ボール ⑨ 牛乳等紙パック ⑩ その他紙
	衣類・布類	⑪ 衣類・布類
	カン	⑫ カン
	ビン	⑬ 透明 ⑭ 茶色 ⑮ その他
	廃食用油	⑯ 廃食用油
6 蛍光灯など		⑰ 蛍光灯 ⑱ 乾電池 ⑲ リチウムコイン電池 ⑳ 使用済みスプレー缶 ㉑ 水銀式の体温計・血圧計 ㉒ 使用済み使い捨てライター
7 小型家電		㉓ 小型家電
8 草木類		㉔ 草木類

第6節 数値目標

数値目標の設定に当たっては、コロナ禍の影響を受ける前の令和元年度の生活水準を維持し、人口の減少によってごみ量が減少すると仮定して第3章第2節のとおり推計しました。

本市、伊勢原市及び秦野市伊勢原市環境衛生組合は、可燃ごみ焼却処理の1施設体制への移行に向け、令和6年度以降の焼却対象量が5万6,000t（本市3万3,600t、伊勢原市2万2,400t）以下になるようごみの減量・資源化施策を実施します。

この施策効果を反映したごみと資源の試算結果を本計画の計画値とし、中間目標年度である令和8年度、最終目標年度である令和13年度の「焼却対象量」、「総ごみ排出量」、「ごみ排出量（資源除く）」及び「総資源化率（秦野市伊勢原市環境衛生組合における資源化量含む）」の4種類の計画値を数値目標とします。

●焼却対象量〔総量〕

家庭系可燃ごみ、事業系ごみ、不燃ごみ・粗大ごみを破碎・選別して分けられた可燃性の部分、栗原一般廃棄物最終処分場の浸出水を処理して発生した汚泥^{*}など焼却する量の合計。可燃ごみ焼却処理の1施設体制への移行に関わります。

※栗原一般廃棄物最終処分場内に降雨し、土壌や廃棄物層から染み出した水分を浸出水と呼び、これを適切に薬剤処理します。その過程で汚泥が発生するため、脱水した後、焼却処分します。

●総ごみ排出量〔総量、原単位〕

ごみと資源の排出量の総量と原単位（市民一人1日当たりの量）。資源を含むことで、発生抑制の取組を反映します。

●ごみ排出量（資源除く）〔原単位〕

ごみの排出量の原単位（市民一人1日当たりの量）。資源を除くことで、再生利用につながる分別の取組を反映します。

●総資源化率（秦野市伊勢原市環境衛生組合における資源化量含む）

収集資源量及び集団回収資源量並びに秦野市伊勢原市環境衛生組合における資源化量の合計が、総ごみ排出量に占める割合。

$$\frac{\text{収集資源量} + \text{集団回収資源量} + \text{秦野市伊勢原市環境衛生組合における資源化量}}{\text{総ごみ排出量}} \times 100 = \text{総資源化率}$$

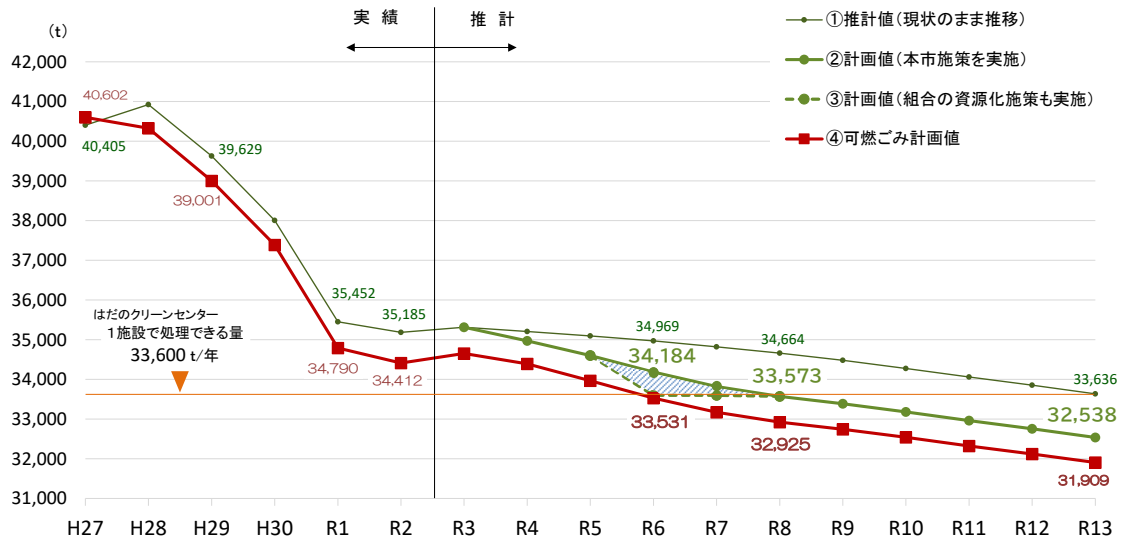


図 25 焼却対象量の減量計画

※①は焼却対象量の推計値（第3章第2節図22）です。
 ※②は可燃ごみ焼却処理の1施設体制への移行に向け、ごみの減量・資源化施策を実施した場合の焼却対象量の計画値です。はだのクリーンセンターで処理できる焼却対象量 56,000 t/年のうち、本市分は 33,600 t/年が上限であるため、本市分の焼却対象量は 33,600 t/年を下回る必要があります。しかし、②の計画値では令和8年度に 33,600 t を下回るため、令和5年度末までに1施設体制へ移行できる状況にはありません。そのため、令和6年度及び令和7年度の 33,600 t を上回る部分（グラフ内斜線の部分）を秦野市伊勢原市環境衛生組合において資源化する③の計画値によって1施設体制への移行を2年前倒しするものです。
 ※④は、焼却対象量を②及び③とするための可燃ごみ排出量上限を示します。

表 29 数値目標

項目 \ 年度		実績		目標	
		当初	現状	中間目標	最終目標
		H27	R2	R8	R13
焼却対象量	総量 (t)	40,405	35,185	33,573	32,538
総ごみ排出量	総量 (t)	51,735	48,986	47,342	45,896
	原単位 (g/人・日)	846.8	826.2	803.7	803.0
ごみ排出量(資源除く)	原単位 (g/人・日)	697.2	622.2	594.9	594.2
総資源化率 〔秦野市伊勢原市環境衛生 組合における資源化量含む〕	(%)	23.8	30.6	34.9	35.0

参考 廃棄物部門における温室効果ガス削減の数値目標

秦野市地球温暖化対策実行計画（計画期間：令和4年度～12年度）では、廃棄物部門において排出する温室効果ガスを、平成26年度（2013年度）比21%減となる13千t-CO₂まで削減することを掲げています。

廃棄物部門における温室効果ガスの排出量には可燃ごみに混入するプラスチック類の量が大きく影響しているため、容器包装プラスチックの分別の徹底はもちろんのこと、プラ製品の使用を抑制する取組が求められます。

第5章 個別施策

本計画の施策体系図を次に示します。

基本理念

循環型社会の実現を目指す

基本方針

方針1

3Rに基づく廃棄物処理システムの強化
～3R+Renewable～

方針2

安全で安定的かつ合理的な廃棄物処理の推進

方針3

清潔な生活環境の維持

方針4

市民、事業者等多様な主体との連携

方針5

情報共有、環境学習の支援

方針6

危機管理の推進

基本施策

方針1に関する施策

(1) 発生抑制 (Reduce)・再使用 (Reuse)	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て製品の使用抑制 ・使い捨て容器包装の使用抑制 ・食品ロスの削減 ・生ごみの水切り・草木類の乾燥 ・リユース促進事業「リユース!もったいないDay!」の実施 ・放置自転車のリペア・リユース販売 ・図書のリユース
(2) 再生利用 (Recycle)	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの資源化 ・古紙類、容器包装プラスチック等各種資源の分別の徹底 ・ストックハウスの利用促進 ・廃棄物エネルギーの活用及び活用支援 ・焼却により発生する灰、不燃ごみ・粗大ごみ残さ等の資源化 ・地域における資源循環の推進
(3) 再生材や再生可能資源への切替え (Renewable)	<ul style="list-style-type: none"> ・再生材や再生可能資源への切替え
(4) 事業系ごみの3R+Renewable及び適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・優良事業所等認定制度等の活用 ・市内全事業所への訪問調査を踏まえた提案、指導等の実施 ・収集運搬業許可業者に対する検査・指導の実施 ・事業系一般廃棄物処理手数料の見直し ・市の3R+Renewable及び適正処理の推進
(5) 新たな3R+Renewable施策の検討・研究	<ul style="list-style-type: none"> ・製品プラスチックの資源化の検討 ・紙おむつの資源化の研究 ・ごみの資源化を促進する新たな分別方法、排出方法等の研究

方針2に関する施策

(1) 1施設での安定的な可燃ごみ処理	<ul style="list-style-type: none"> ・分別の徹底、生ごみの減量、事業系ごみの減量を柱とした可燃ごみ減量施策の推進 ・圏外搬出による焼却対象量の減量施策の推進
(2) 効率的な事業運営	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少等に応じた収集場所の最適化 ・収集品目、収集体制、処理方法等の効率化 ・一部地域での夜間戸別収集
(3) ごみ処理手数料の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理手数料の見直し
(4) カーボンニュートラルの実現に向け、周辺環境に配慮した廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心かつ安定的な施設運営（秦野市伊勢原市環境衛生組合において実施） ・市による低公害車の使用 ・委託事業者への低公害車の導入促進 ・許可業者への低公害車の導入推奨
(5) 処理困難物の適正な処理ルートの確保及び不適正処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・適正処理困難物の処理ルートの確保 ・ごみ出しルールの徹底及び適正処理困難物を扱える事業者等の紹介 ・ごみと資源の持ち去り対策 ・屋外焼却の禁止の周知及び関係機関と連携した適切な指導
(6) 最終処分先の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度以降の最終処分先の確保

方針3に関する施策

(1) ポイ捨てや不法投棄の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前などの環境美化重点地区の巡回強化 ・不法投棄防止（不法投棄させない環境づくり） ・飲料用空き容器回収ボックス設置の促進
(2) 地域美化	<ul style="list-style-type: none"> ・市内一斉美化清掃など地域美化活動 ・清掃ボランティアの支援
(3) ごみ出しが難しい方への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ほほえみ収集 ・遺品整理に関する情報提供 ・ごみと資源の分け方・出し方の多言語対応及び周知

方針4に関する施策

(1) 市民との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生抑制 ・再使用の実施 ・分別の徹底・適正排出 ・収集場所の適正利用 ・集団資源回収への参加
(2) 自治会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量活動等交付金制度の見直し ・市内一斉美化清掃など地域美化活動 ・集団資源回収の実施
(3) 事業者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・3R+Renewableへの事業活動の転換 ・食品ロスの削減・食品リサイクルの推進 ・店頭での資源回収協力 ・地域美化活動 ・不動産管理業者における収集場所の管理 ・災害時の対応
(4) 学校・大学等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・共同でのコンテンツ作成 ・学生への分別ルールの周知協力 ・実習でのキエーロ作成 ・地域美化活動
(5) 国、県、他自治体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢原市、秦野市伊勢原市環境衛生組合との連携 ・食品ロス削減の県内一斉広報 ・不法投棄防止パトロール ・緊急時・災害時の対応 ・国、県等への各種要望

方針5に関する施策

情報共有、気づきや学びの場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみと資源に関する情報発信 ・出前講座、施設見学会 ・「エコスクール」「ごみの話」等の実施 ・市民などが持つ情報を共有し、多様な主体が気づき合い、学び合う場を設ける
------------------	--

方針6に関する施策

(1) 新型コロナウイルス対応	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス、新型インフルエンザ等の感染症への対策 ・新型コロナウイルス感染症自宅療養者のマスク等の適正排出の周知
(2) 災害対応	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物等処理計画及び初動対応マニュアルの見直し ・市民、事業者への周知 ・訓練の実施 ・関係機関との連携

数値目標

		実績		数値目標	
		当初	現状	中間目標	最終目標
		H27	R2	R8	R13
焼却対象量	総量 t	40,405	35,185	33,573	32,538
総ごみ排出量 (資源含む)	総量 t	51,735	48,986	47,342	45,896
	原単位 g/人・日	846.8	826.2	803.7	803.0
ごみ排出量	原単位 g/人・日	697.2	622.2	594.9	594.2
総資源化率	%	23.8	30.6	34.9	35.0

図 26 施策体系図

指標	現状		目標	
	R2	R8	R13	R13
総ごみ排出量	48,986 t 826.2g/人・日	47,342 t 803.7g/人・日	45,896 t	803.0g/人・日
ごみ排出量	622.2g/人・日	594.9g/人・日	594.2g/人・日	
総資源化率	30.6%	34.9%	35.0%	

第1節 方針1に関する施策

1 発生抑制 (Reduce)・再使用 (Reuse)

具体的取組	関係部署等
<p>1 使い捨て製品の使用抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民・事業者に、できる限り使い捨て製品の使用を避けるよう呼びかけます。 ○事業者に長く使える製品やごみの少ない製品の製造等と呼びかけます。 	環境資源対策課
<p>2 使い捨て容器包装の使用抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民・事業者に、マイバッグ、マイボトル、通い箱等の活用、簡易包装の選択などによりできる限り使い捨て容器包装の使用を避けるよう呼びかけます。 ○事業者に過剰包装の抑制、簡易包装の導入及びリターナブルびんなど繰り返し使える容器包装の導入と呼びかけます。 	環境資源対策課
<p>3 食品ロスの削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食育の推進やエシカル消費[*]の促進と連携し、市民(消費者)が食品ロスを意識するよう広報を行います。 <small>※人や社会、環境に配慮したものやサービスを選んで消費すること</small> ○食品関連事業者に対し、その生産、製造、販売等の各段階で発生している食品ロスの削減と呼びかけるとともに、手前取りの推奨、見切り品としての販売や量り売りの導入など、事業活動における工夫を促します。 ○市が主催するイベントでの食品ロス削減に努めます。 ○食品を提供する市民や事業者と、食品を必要としている団体との連絡調整を行います。 ○家庭系可燃ごみに占める食品ロスの割合を調査します。 ○イベント等においてフードドライブを実施し、生活困窮者等に届けるフードバンク団体に提供することで未利用食品の有効活用を図り、食品ロスを削減します。 	市民相談人権課 地域共生推進課 生活援護課 子育て総務課 こども家庭支援課 環境資源対策課 産業振興課 農業振興課 観光振興課 ほか、食品を扱うイベントを主催する課など
<p>4 生ごみの水切り・草木類の乾燥</p> <p>市民に生ごみの水切り徹底と呼びかけます。また、草木類は収集日まで袋の口を開けておくなど、できるだけ水分を蒸発させてから出すよう呼びかけます。</p>	環境資源対策課

注) この節では市民・事業者の役割が大きいため、発生抑制及び再使用を分別収集や中間処理といった行政の役割が大きい再生利用と分けて記載しました。

<p>5 リユース促進事業「リユース！もったいない Day！」の実施</p> <p>市民を対象としたリユース促進事業「リユース！もったいない Day！」を実施します。</p>	<p>環境資源対策課</p>
<p>6 放置自転車のリペア・リユース販売</p> <p>自転車等放置禁止区域（おおむね駅周辺 300m）等から撤去した自転車のうち、保管期限を過ぎても引き取り手がなく、かつ再使用可能な自転車を、自転車商組合が修理した後、リサイクル自転車取扱店舗にてリサイクル自転車として販売します。</p>	<p>地域安全課</p>
<p>7 図書のリユース</p> <p>発行年が古いなどの理由で図書館の所蔵から除籍処分とした本や、市民等から寄付された本のうち図書館の所蔵にできなかった本を、利用者が自由に持ち帰れるようリユースコーナーに配置します。</p>	<p>図書館</p>

2 再生利用（リサイクルRecycle）

<p>具体的取組</p>	<p>関係部署等</p>
<p>1 ごみの資源化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○容器包装プラスチック、ペットボトル、古紙類、カン、ビン、衣類・布類、廃食用油、布団・毛布、木質系粗大ごみ、小型家電及び草木類の資源化を継続します。 ○生ごみ処理機の使用や、庭に埋めるなど家庭での生ごみや草木類の資源化を引き続き促します。また、ディスポーザーの使用による下水汚泥の資源化処理を通じた生ごみの資源化についても引き続き促します。 	<p>環境資源対策課 上下水道局営業課</p>
<p>2 古紙類、容器包装プラスチック等各種資源の分別の徹底</p> <p>分別ガイド、分別カレンダー、分別アプリ、市公式 LINE アカウント等各種媒体を用いて広く市民に分別の徹底を呼びかけます。</p>	<p>環境資源対策課</p>
<p>3 ストックハウスの利用促進</p> <p>分別の徹底を支援するため、市民にストックハウスの活用について広く周知します。</p>	<p>環境資源対策課</p>

<p>4 廃棄物エネルギーの活用及び活用支援</p> <p>○秦野市伊勢原市環境衛生組合において、ごみ焼却熱による発電や公共施設での余熱利用を継続します。</p> <p>○廃棄物エネルギーのさらなる活用を促します。</p>	<p>環境共生課 環境資源対策課</p>
<p>5 焼却により発生する灰、不燃ごみ・粗大ごみ残さ等の資源化</p> <p>焼却により発生する灰、不燃ごみ・粗大ごみ残さ等について、秦野市伊勢原市環境衛生組合において資源化を継続します。</p>	<p>環境資源対策課</p>
<p>6 地域における資源循環の推進</p> <p>○農園利用者が家庭から出る生ごみを持ち寄り、堆肥化し、作物を育てる「生ごみ持ち寄り農園事業」により、地域における循環型社会のモデルを提示します。</p> <p>○小学校の給食残さを堆肥化し、イベント等で配付します。</p>	<p>環境資源対策課 農業振興課 学校教育課</p>

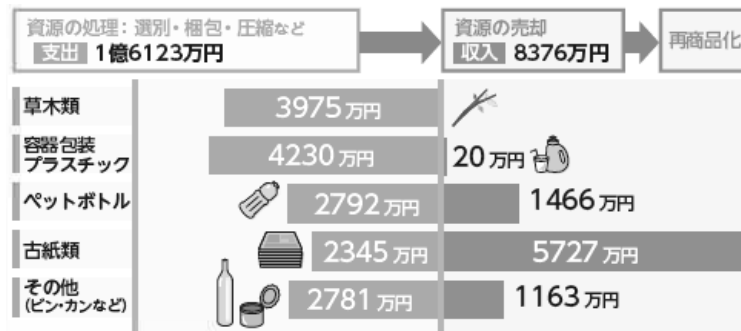
コラム 資源も減量が必要？

“3R+Renewable”について、発生抑制や再使用をしなくても、リサイクルさえすればいくらでも出していい—そんなふうに思ったことはありませんか？

資源のリサイクルは循環型社会の実現に必要ですが、エネルギーやコストがかかるため、使い捨ての容器包装や製品を避け、必要なものを必要なだけ購入し、長く大切に使うなどリサイクルの手前で省資源に取り組むことがより一層大切です。

《ごみと資源の処理にかかった経費はおよそ 20 億円※》

- ①収集運搬 8億5,207万円
- ②ごみの処理 8億9,170万円
…秦野市環境衛生組合による選別・破碎・焼却及び埋立てなど
- ③資源の処理 1億6,123万円
…委託先での選別・梱包・圧縮など



※令和2年度実績 ①～③の他、事務職職員の人件費等を含む

リニューアブル

3 再生材や再生可能資源への切替え (Renewable)

具体的取組	関係部署等
<p>1 再生材や再生可能資源への切替え</p> <p>市民に対し、買い物の際、枯渇性資源から再生材や再生可能資源を使用した製品や容器包装を選択するよう呼びかけるとともに、事業者に対し、事業活動において枯渇性資源から再生材や再生可能資源の使用への切替えを呼びかけます。</p>	<p>環境共生課 環境資源対策課 産業振興課</p>

4 事業系ごみの3R+Renewable及び適正処理の推進

具体的取組	関係部署等
<p>1 優良事業所等認定制度等の活用</p> <p>優良事業所等認定制度や減量協力店登録制度を活用し、他事業者の模範となる資源化の取組などの優良事例を広く周知することで、分別の徹底や資源化を促進します。</p>	<p>環境資源対策課 産業振興課</p>
<p>2 市内全事業所への訪問調査を踏まえた提案、指導等の実施</p> <p>○令和2年度から令和3年度にかけて実施した市内全事業所（約3,200社）への訪問調査の結果を踏まえ、事業系ごみの適正処理、発生抑制、再使用、再生利用及びこれらの徹底を前提とした枯渇性資源から再生材や再生可能資源への転換について提案、指導等を行います。</p> <p>○多量排出事業者については減量計画書の提出を求め、事業所ごとのごみ量の推移を把握し、ごみの排出状況に応じた分別や資源化を指導し、排出抑制を促進します。</p>	<p>環境資源対策課</p>
<p>3 収集運搬業許可業者に対する検査・指導の実施</p> <p>事業系ごみの収集運搬業許可業者を対象に、共同でごみ処理を行う伊勢原市及び秦野市伊勢原市環境衛生組合と連携して実施する展開検査を強化し、適正排出の徹底を図ります。</p>	<p>環境資源対策課</p>
<p>4 事業系一般廃棄物処理手数料の見直し</p> <p>事業系一般廃棄物処理手数料について、伊勢原市及び秦野市伊勢原市環境衛生組合と協議・検討します。</p>	<p>環境資源対策課</p>

<p>5 市の3R+Renewable 及び適正処理の推進</p> <p>市は率先して3R+Renewable 及び適正処理を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○使い捨て製品及び使い捨て容器包装の使用抑制に努めます。 ○業務のペーパーレス化を進めます。 ○生ごみや食品ロスの削減に努めます。 ○生ごみは水切りし、草木類はできるだけ水分を蒸発させてから処分します。 ○物をできるだけ長く大切に使います。 ○庁内イントラネット掲示板において市役所内の備品の再使用を促進します。 ○物品を購入する際は、グリーン購入による環境物品や、石油由来のプラスチックなど枯渇性資源を使った商品から木、紙、バイオマスプラスチックなど再生材や再生可能資源を使った商品への切替えに努めます。 ○ごみと資源の分別を徹底します。 ○資源化できないごみについて適正処理を徹底します。 ○市が主催するイベント等においても3R+Renewable 及び適正処理の実践に努めます。 	<p>すべての課等</p>
--	---------------

5 新たな3R+Renewable の施策の検討・研究

<p>具体的取組</p>	<p>関係部署等</p>
<p>1 製品プラスチックの資源化の検討</p> <p>製品プラスチックの資源化に向けて収集体制及び中間処理方法を検討します。</p>	<p>環境資源対策課</p>
<p>2 紙おむつの資源化の研究</p> <p>紙おむつの資源化について研究します。</p>	<p>環境資源対策課</p>
<p>3 ごみの資源化を促進する新たな分別方法、排出方法等の研究</p> <p>手軽に分別できるような新たな分別方法、排出方法、分かりやすく納得感が得られる分別ルールの周知について研究します。</p>	<p>環境資源対策課</p>

指標	現状	目標	
	R2	R8	R13
焼却対象量	35,185 t	33,573 t	32,538 t
※R5年度末までに33,600 t/年以下とし、1施設での安定的な可燃ごみ処理へ移行			

第2節 方針2に関する施策

1 1 施設での安定的な可燃ごみ処理

具体的取組	関係部署等
<p>1 分別の徹底、生ごみの減量、事業系ごみの減量を柱とした可燃ごみ減量施策の推進</p> <p>(1)分別の徹底 資源を分別し再生利用することによって可燃ごみの減量が図られるため、分別ガイド、分別カレンダー、分別アプリ、市公式 LINE アカウント等各種媒体を用いて広く市民にごみと資源の分け方・出し方やストックハウスの活用について周知し、分別の徹底を呼びかけます。</p> <p>(2)生ごみの減量 食品ロスの削減、水切りの徹底、生ごみ処理機の使用や庭に埋めるなど家庭での減量・資源化の促進、生ごみ持ち寄り農園事業の実施などにより減量を図ります。</p> <p>(3)事業系ごみの減量 事業所への訪問調査等を通じた提案・指導の実施、展開検査を実施、優良事例の周知などにより減量を図ります。</p>	環境資源対策課
<p>2 圏外搬出による焼却対象量の減量施策の推進</p> <p>令和5年度末までに伊勢原清掃工場 90 t/日焼却施設を稼働停止して経費の節減を図るとともに、安定的な可燃ごみ処理を継続するため、秦野市伊勢原市環境衛生組合において、不燃ごみ・粗大ごみを破碎・選別して分けられた可燃性の部分のうち、本市分及び伊勢原市分の合計で令和6年度に最大 1,350 t、7年度に最大 675 tを圏外搬出し、資源化を図ります。</p>	環境資源対策課

○1 施設体制へ移行する時期について

平成28年度の本計画策定時は、令和7年度末までに伊勢原清掃工場90t/日焼却施設を稼働停止し、はだのクリーンセンター1施設体制への移行を図ることとしていました。

しかし、焼却対象量は計画より順調に減っていることから、伊勢原市及び秦野市伊勢原市環境衛生組合と協議の上、伊勢原清掃工場90t/日焼却施設にかかる維持管理経費等を削減するため、秦野市及び伊勢原市における可燃ごみの減量施策を一層推進し、秦野市伊勢原市環境衛生組合における新たな焼却対象量の減量施策を実施することで、本計画策定時の予定から2年前倒しし、令和5年度末までにはだのクリーンセンター1施設体制への移行を図ることとします。

○有料化の導入に向けた検討について

平成28年度の本計画策定時は、はだのクリーンセンター1施設での可燃ごみ処理体制へ移行するため、令和3年度までに焼却対象量の減量が計画どおり進まなかった場合には家庭ごみの有料化の導入に向けた検討を進めることとしていました。しかし、令和3年度までに計画より順調に減量が図られていることから、現時点では有料化の導入の検討は行わないものとします。

なお、ごみの発生抑制や分別の徹底に積極的に取り組んでいる市民と、多量に排出する市民との負担の公平性の確保といった課題も踏まえ、将来的な家庭ごみの有料化の導入について研究を進めます。

2 効率的な事業運営

具体的取組	関係部署等
<p>1 人口減少等に応じた収集場所の最適化</p> <p>○人口減少の進行による収集場所の統廃合の必要性和高齢化の進行による身近な収集場所の必要性を考慮し、地域の実態に応じた収集場所の最適化を進めます。</p> <p>○安全性の確保及び収集効率向上のために、道路上、歩道上等の収集場所については改善していきます。</p>	環境資源対策課
<p>2 収集品目、収集体制、処理方法等の効率化</p> <p>○収集品目ごとのごみ量の変化に応じた収集体制、処理方法等を整備します。</p> <p>○市が直営で行っている可燃ごみ等の収集業務について、民間活力の導入により、収集業務に係る経費の節減を図ります。</p>	環境資源対策課
<p>3 一部地域での夜間戸別収集</p> <p>可燃ごみの夜間戸別収集については、駅周辺的美観保持、歩行者の安全性の確保、収集効率の向上等、地域の特性を十分に考慮し、その必要性について検討します。</p>	環境資源対策課

3 ごみ処理手数料の見直し

具体的取組	関係部署等
<p>1 一般廃棄物処理手数料の見直し</p> <p>家庭ごみの自己搬入及び事業系ごみの一般廃棄物処理手数料に関して、伊勢原市及び秦野市伊勢原市環境衛生組合と協議・検討します。また、粗大ごみの一般廃棄物処理手数料に関して、数量や大きさ等に応じて見直しを図ります。</p>	環境資源対策課

4 カーボンニュートラルの実現に向け、周辺環境に配慮した廃棄物処理

具体的取組	関係部署等
<p>1 安全・安心かつ安定的な施設運営（秦野市伊勢原市環境衛生組合において実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○はだのクリーンセンターは適正な維持管理に努め、廃棄物エネルギーの有効活用（焼却に伴い発生する熱エネルギーを利用した発電、隣接する本市公共施設での余熱利用）を推進します。 ○伊勢原清掃工場 90 t /日焼却施設は、維持管理経費等を削減する観点から、平成 28 年度の本計画策定時から2年前倒しとなる令和 5 年度末までに稼働停止し、はだのクリーンセンター 1 施設での可燃ごみ処理体制へ移行します。そのため、移行準備及び適正な維持管理に努めます。 ○伊勢原清掃工場 180 t /日焼却施設は、老朽化のため平成 25 年 6 月に廃止しており、周辺環境に影響がないよう適正な解体計画や跡地活用について検討します。 ○伊勢原清掃工場の不燃・粗大ごみの処理施設は、老朽化が進んでおり、今後の整備に向けて検討します。 ○栗原一般廃棄物最終処分場は、令和 5 年度末までに埋立終了します。引き続き焼却灰などの資源化を推進し、資源化率の向上及び最終処分率の低減に努めるとともに、跡地利用しやすい形状とするなど、地域住民の意向や関係機関との協議により、埋立終了後の跡地利用を考慮し、埋立処分を行います。また、栗原一般廃棄物最終処分場の埋立終了後は、圏外民間施設において資源化を中心としつつ一部を埋立処分します。 	環境資源対策課
<p>2 市による低公害車の使用</p> <p>市が使用する車両において、低公害車の使用を継続するとともに、車両更新の際も低公害車の導入に努めます。</p>	環境資源対策課
<p>3 委託事業者への低公害車の導入促進</p> <p>委託事業者が使用する車両における低公害車の導入を促します。</p>	環境資源対策課
<p>4 許可業者への低公害車の導入推奨</p> <p>許可業者が使用する車両における低公害車の導入を推奨します。</p>	環境資源対策課

5 処理困難物の適正な処理ルートの確保及び不適正処理対策

具体的取組	関係部署等
<p>1 適正処理困難物の処理ルートの確保</p> <p>伊勢原市及び秦野市伊勢原市環境衛生組合と連携して、適正処理困難物の処理ルートを確保します。</p>	環境資源対策課
<p>2 ごみ出しルールの徹底及び適正処理困難物を扱える事業者等の紹介</p> <p>適正処理困難物が収集場所に出されないように、ごみ出しルールを徹底するとともに、適正処理困難物を扱える事業者等を周知します。</p>	環境資源対策課
<p>3 ごみと資源の持ち去り対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ごみと資源の持ち去り禁止を周知します。 ○警察と連携したパトロール及び指導を実施します。 ○市民に持ち去り行為の情報提供を呼びかけます。 	環境資源対策課
<p>4 屋外焼却の禁止の周知及び関係機関と連携した適切な指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の屋外焼却の定義や法律で禁止されていること、禁止の理由について周知します。 ○法律上、廃棄物の屋外焼却と定義されない行為や市民からの苦情に対して、関係部署等と連携して適切な指導を行います。 	環境資源対策課 生活環境課 消防本部予防課

6 最終処分先の確保

具体的取組	関係部署等
<p>1 令和6年度以降の最終処分先の確保</p> <p>栗原一般廃棄物最終処分場は令和5年度末が埋立期限となっています。令和6年度以降の焼却灰等の処理処分については、秦野市伊勢原市環境衛生組合において圏外の民間施設で資源化処理や埋立処分を進めていきます。</p>	環境資源対策課

指標	現状	目標	
	R2	R8	R13
Webアンケート 市内4駅の駅前を きれいだと思うと 答えた市民の割合	77.4%	-	-

第3節 方針3に関する施策

1 ポイ捨てや不法投棄の未然防止

具体的取組	関係部署等
<p>1 駅前などの環境美化重点地区の巡回強化</p> <p>各施設管理者と連携し、環境美化指導員による駅前などの環境美化重点地区の巡回を強化します。</p>	建設総務課 公園課 国県事業推進課 環境資源対策課
<p>2 不法投棄防止（不法投棄させない環境づくり）</p> <p>○県や警察と連携し、不法投棄が多い箇所を定期的にパトロールして状況を確認します。</p> <p>○不法投棄防止キャンペーン事業実行委員会により、市民・事業者・行政が一体となった実践活動に取り組みます。</p> <p>○不法投棄が頻発する場所に防護柵や監視カメラの設置を行い、不法投棄をさせない環境づくりを推進します。</p> <p>○さらなるポイ捨てや不法投棄の誘発防止のため速やかにごみを撤去します。</p> <p>○不法投棄に関する市民からの通報について、スマートフォン等から手軽に通報できる市公式 LINE アカウントの周知を進めるとともに、より迅速な対応がとれるように関係機関との連携を強化します。</p>	環境共生課 環境資源対策課 観光振興課 建設総務課 公園課
<p>3 飲料用空き容器回収ボックス設置の促進</p> <p>販売店等に対し、飲料用空き容器回収ボックスの設置を求め、飲料用空き容器の散乱を防止します。</p>	環境資源対策課

2 地域美化

具体的取組	関係部署等
<p>1 市内一斉美化清掃など地域美化活動</p> <p>○市内一斉美化清掃、ごみゼロクリーンキャンペーンなど、自治会をはじめ地域と一体となった美化活動を展開します。</p> <p>○事業者、学校・大学等にも敷地周辺の美化清掃など、地域と一体となった美化活動を呼びかけます。</p>	建設総務課 公園課 国県事業推進課 環境資源対策課
<p>2 清掃ボランティアの支援</p> <p>道路・公園等里親制度[*]と連携し、清掃ボランティアを支援します。</p> <p>[*]市民団体等が公共施設の里親（アダプト）となり、任された施設の管理を行う制度</p>	建設総務課 公園課 環境資源対策課

3 ごみ出しが難しい方への支援

具体的取組	関係部署等
<p>1 ほほえみ収集</p> <p>収集場所にごみを排出することが困難な高齢世帯等に対し、戸別収集を引き続き実施します。今後は、高齢者の増加等に伴い、利用世帯が増えると予想されるため、福祉の関係部署と連携し、より市民のニーズにあった制度の構築に努めます。</p>	<p>高齢介護課 障害福祉課 環境資源対策課</p>
<p>2 遺品整理に関する情報提供</p> <p>遺品整理の手続きについて「おくやみハンドブック」等で周知します。</p>	<p>戸籍住民課 環境資源対策課</p>
<p>3 ごみと資源の分け方・出し方の多言語対応及び周知</p> <p>ごみと資源の分け方・出し方について、分別カレンダーやごみ分別促進アプリにより多言語で周知します。</p>	<p>市民相談人権課 環境資源対策課</p>

第4節 方針4に関する施策

1 市民との連携

具体的取組	関係部署等
<p>1 ごみの発生抑制</p> <p>マイバッグやマイボトルの活用など使い捨て容器包装及び使い捨て製品の使用抑制、過剰包装の辞退・簡易包装の選択、食品ロス削減等呼びかけます。</p>	<p>市民相談人権課 環境共生課 環境資源対策課</p>
<p>2 再使用の実施</p> <p>必要に応じて修繕し、再使用することで、物を長く大切に使うよう呼びかけます。</p>	<p>市民相談人権課 環境共生課 環境資源対策課</p>
<p>3 分別の徹底・適正排出</p> <p>分別ガイド、分別カレンダー、分別アプリ、市公式 LINE アカウント等各種媒体を用いて広く市民にごみと資源の分け方・出し方やストックハウスの活用について周知し、分別の徹底及び適正排出を呼びかけます。</p>	<p>市民相談人権課 環境資源対策課</p>
<p>4 収集場所の適正利用</p> <p>○収集場所を清潔に保つため、ごみ出しルールの順守や清掃等呼びかけます。</p> <p>○排出禁止物が収集場所に出されないように、ごみ出しルールを徹底します。</p> <p>○管理の行き届いていない収集場所について、指導・啓発します。</p>	<p>環境資源対策課</p>
<p>5 集団資源回収への参加</p> <p>資源の回収機会を確保するだけでなく、環境教育や地域コミュニティの育成といった効果があるため、広報紙やごみ減量通信等により集団資源回収への参加を呼びかけます。</p>	<p>環境資源対策課</p>

2 自治会との連携

具体的取組	関係部署等
<p>1 廃棄物減量活動等交付金制度の見直し</p> <p>○自治会に廃棄物減量等推進活動交付金を交付し、収集場所の清潔保持や分別に関する啓発など自治会の廃棄物減量等推進活動を支援します。</p> <p>○より効果的な支援となるよう、交付金の運用方法について調査、研究を進めます。</p>	環境資源対策課
<p>2 市内一斉美化清掃など地域美化活動</p> <p>市内一斉美化清掃、ごみゼロクリーンキャンペーンなど、地域と一体となった美化活動を展開します。</p>	環境資源対策課
<p>3 集団資源回収の実施</p> <p>資源の回収機会を確保するだけでなく、環境教育や地域コミュニティの育成といった効果があるため、奨励金を支給するなど支援し、集団資源回収の実施を促進します。</p>	環境資源対策課

3 事業者との連携

具体的取組	関係部署等
<p>1 3R+Renewableへの事業活動の転換</p> <p>ごみの発生を抑えた製品の製造・販売、再使用の実施、ごみの資源化及び再生利用の推進、枯渇性資源から再生材や再生可能資源への切替えなど、“3R+Renewable”への事業活動の転換を促進します。</p>	環境資源対策課 産業振興課
<p>2 食品ロスの削減・食品リサイクルの推進</p> <p>○食品関連事業者に対し、その生産、製造、販売等の各段階で発生している食品廃棄物、特に食品ロスの削減を呼びかけるとともに、手前取りの推奨、見切り品としての販売、量り売りの導入など、事業活動における工夫を促します。</p> <p>○フードバンク活動への協力を呼びかけます。また、食品を提供する事業者と食品を必要としている団体（社会福祉協議会、みんなの食堂等）との連絡調整を行います。</p> <p>○食品廃棄物となった場合は食品リサイクルに取り組むよう促します。</p> <p>○市民へのキエーロの周知を図りつつ事業系ごみを減量することを目的とし、事業者を対象とした「キエーロモニター制度」への参加を呼びかけます。</p>	地域共生推進課 生活援護課 子育て総務課 環境資源対策課 産業振興課 農業振興課 観光振興課

<p>3 店頭での資源回収協力 スーパーなどの小売店を資源物回収協力店として周知し、市民が資源を出せる機会を増やします。</p>	環境資源対策課
<p>4 地域美化活動 ○販売店等に対し、飲料用空き容器回収ボックスの設置を求め、飲料用空き容器の散乱を防止します。 ○事業者にも事業所周辺の美化清掃など、地域と一体となった美化活動を呼びかけます。</p>	環境資源対策課
<p>5 不動産管理業者における収集場所の管理 入居者への分別ルールの周知について連携するとともに、集合住宅等の収集場所については、管理責任を明確化し、適正利用について指導します。</p>	環境資源対策課
<p>6 災害時の対応 民間事業者等と調整し、迅速に廃棄物を処理する体制を確保します。</p>	環境資源対策課

4 学校、大学等との連携

具体的取組	関係部署等
<p>1 共同でのコンテンツ作成 学校、大学等と共同してごみと資源に関する市民・事業者の意識を高めるコンテンツを作成する。</p>	環境資源対策課
<p>2 学生への分別ルールの周知協力 学校、大学等と連携し、市内に居住する学生への分別ルールの周知を行う。</p>	環境資源対策課
<p>3 実習でのキエーロ作成 学校、大学等との連携によりキエーロを作成し、ごみ減量に向けた啓発に使用する。</p>	環境資源対策課
<p>4 地域美化活動 通学路や敷地周辺の美化清掃など地域と一体となった美化活動を呼びかけます。</p>	環境資源対策課

5 国、県、他自治体等との連携

具体的取組	関係部署等
<p>1 伊勢原市、秦野市伊勢原市環境衛生組合との連携</p> <p>○本市及び伊勢原市が経費を分担し、秦野市伊勢原市環境衛生組合において安定的な中間処理・最終処分を行います。</p> <p>○可燃ごみの1施設体制への移行に向けて、本市及び伊勢原市において可燃ごみの減量及び資源化に取り組むとともに、秦野市伊勢原市環境衛生組合においても資源化施策を実施します。</p>	環境資源対策課
<p>2 食品ロス削減の県内一斉広報</p> <p>神奈川県が実施する食品ロス削減の県内一斉広報に合わせて、市内においても広報を行います。</p>	環境資源対策課
<p>3 不法投棄防止パトロール</p> <p>県や警察と連携し、不法投棄が多い箇所を定期的にパトロールし、状況等の確認を行います。</p>	環境資源対策課
<p>4 緊急時・災害時の対応</p> <p>国、県、他自治体及び民間事業者と調整し、迅速に廃棄物を処理する体制を確保します。</p>	環境資源対策課
<p>5 国、県等への各種要望</p> <p>国、県等に、各種協議会や関係市町村とともに、法整備、支援等について要望を行います。</p> <p>(1) より容易に資源が循環するシステムの構築</p> <p>簡易包装を徹底させるとともに、容器包装リサイクルに関わる識別マークを大きくするなど判別基準を明確化し、また形状や素材の統一、汚れが簡単に取り除ける容器包装やリチウムイオン電池が簡単に取り除ける製品の開発を義務付けなど、より容易に資源が循環するシステムの構築を業界に指導するよう要望します。さらに、あらゆる商品について、デポジット制度を基本とし、消費、販売、製造という消費の逆ルートでの回収、発生抑制・再使用・再生利用を事業者が義務付けるとともに、事業者によって回収されない商品の販売を禁止する法律を整備するよう要望します。</p> <p>(2) 資源化しやすい紙おむつづくり、資源化の促進に向けた対応</p> <p>超高齢社会の到来に伴い、今後さらに使用済み紙おむつの排出量の増加が見込まれることから、資源化しやすい製品づくりを製造業者に働きかけるとともに、資源化の促進に向けた対応を講じるよう要望します。</p>	環境資源対策課

(3) 飲料容器のデポジット制度の導入、リターナブル容器の普及

飲料容器のデポジット制度の導入やリターナブル容器の普及について、業界団体に働きかけるよう要望します。

(4) プラスチック製品のリサイクル費用を事業者も負担する仕組みの確立

プラスチック製品について、製造する事業者が、市町村とともに、リサイクルにかかる費用を負担する仕組みを確立するよう要望します。

(5) 特定家庭用機器のリサイクル料金前払い化など

特定家庭用機器（いわゆる「家電4品目」）について、リサイクル料金を後払い制から前払い制とし、指定引取場所を増やすとともに、対象品目を拡大するよう要望します。

(6) 適正処理困難物の回収ルートの早期確立

リチウムイオン電池内蔵の家庭用品など適正処理困難物の回収ルートを早期に確立するよう要望します。

(7) 事業系一般廃棄物の排出事業者に対する指導の強化

事業系一般廃棄物への産業廃棄物の混入を防止するため、産業廃棄物の混入が多い排出事業者の情報を共有するとともに、立ち入り調査や調査結果に基づく指導など、連携を強化するよう要望します。

(8) 山間部や河川に対する広域的な不法投棄防止策の強化

山間部や河川に対する広域的な不法投棄防止策を強化するよう要望します。

(9) 循環型社会形成推進交付金の予算の確保・対象拡充

施設整備の進捗に支障が生じないように、循環型社会形成推進交付金について交付額に必要な予算を確保するよう要望します。また、対象を拡充し、施設の新設を伴わない解体、移築についても対象とするよう要望します。

第5節 方針5に関する施策

情報共有、気づきや学びの場づくり

具体的取組	関係部署等
<p>1 ごみと資源に関する情報発信</p> <p>循環型社会の実現及び安定的なごみ処理のため、本市のごみと資源の現状・目指す状態、分別ルール、生活や事業活動の中で実施できる取組例などを分かりやすく示し、広く情報発信を行います。</p>	環境資源対策課
<p>2 出前講座、施設見学会</p> <p>ごみと資源に関する学びの機会として、出前講座や施設見学会を行います。</p>	環境資源対策課
<p>3 「エコスクール」「ごみの話」等の実施</p> <p>○ごみと資源に対する子どもの関心を高めるため、学校等における環境学習支援事業「はだのエコスクール」の中で、キャラクター等を活用し、分別によりごみが減ることを分かりやすく伝えます。</p> <p>○日々の生活から出るごみや資源の行方と環境への関心を高めるため、社会科の授業で「ごみはどこへ」を学ぶ小学校4年生を対象に「ごみの話」や収集車を使った体験学習を行います。</p>	環境共生課 教育委員会教育総務課（各小学校） 環境資源対策課
<p>4 市民などが持つ情報を共有し、多様な主体が気づき合い、学び合う場を設ける</p> <p>ごみの減量や資源化に向けた市民、事業者、自治会などの取組や課題を紹介し、共有することで、それぞれが生活や事業活動を通じて、循環型社会の実現や安定的なごみ処理に向けて主体的に実践する風土を醸成します。</p>	環境資源対策課

第6節 方針6に関する施策

1 新型コロナウイルス対応

具体的取組	関係部署等
<p>1 新型コロナウイルス、新型インフルエンザ等の感染症への対策</p> <p>○ごみ処理業務の従事者が感染した場合の事業継続方法を整理します。</p> <p>○必要に応じて自宅療養者等の可燃ごみ収集を行います。</p>	環境資源対策課
<p>2 新型コロナウイルス感染症自宅療養者のマスク等の適正排出の周知</p> <p>ごみ処理業務での感染を防止するため、家庭でのマスク等の適正な捨て方を周知します。</p>	環境資源対策課

2 災害対応

具体的取組	関係部署等
<p>1 災害廃棄物等処理計画及び初動対応マニュアルの見直し</p> <p>災害廃棄物等の処理に関する情報収集に努めるとともに、国の方針や市地域防災計画等を踏まえ、災害廃棄物等処理計画や職員の初動対応マニュアルについて適宜見直しを行います。</p>	防災課 環境資源対策課
<p>2 市民・事業者への周知</p> <p>平時から、排出方法や仮置場の設置、分別の区分などについて周知し、災害に備えます。</p>	
<p>3 訓練の実施</p> <p>災害発生時に職員が迅速に初動対応できるよう、平時から継続的に訓練を行います。</p>	
<p>4 関係機関との連携</p> <p>国、県、他自治体及び民間事業者等と調整し、迅速に廃棄物を処理する体制を確保します。</p>	

第6章 計画の実現に向けて

目標達成のため、施策の着実な推進と進行管理を行います。

中間目標年度の前年度（令和7年度）には目標の達成状況や施策の成果について振り返りを行い、伊勢原市や秦野市伊勢原市環境衛生組合と協議の上、改定スケジュールや改定に当たっての重要事項を確認します。

中間目標年度（令和8年度）には秦野市廃棄物対策審議会への意見聴取を経て改定するものとします。

また、その他重要事項を変更する場合など必要に応じて適宜見直しを行います。

資料編

1 ごみ及び資源の排出量実績値及び計画値

ごみ及び資源の排出量等について、実績値（平成 23 年度～令和 2 年度）及び計画値（令和 3 年度～令和 13 年度）を次に示します。

2 可燃ごみ組成分析結果

(1) 目的

家庭から発生する家庭ごみのうち可燃ごみについて、ごみ質組成等を調査し、秦野市ごみ処理基本計画等の基礎的な資料とすることを目的としています。

(2) 調査対象地域及び調査日程

調査対象地域

調査対象地域	位置・特徴	都市計画用途地域
商店地域	小田急線洪沢駅北側に位置する商店街と古くからの住宅地が混在する地域	近隣商業地域
戸建住宅地域	開発された新興住宅地であり、戸建住宅が多く持家率が高い地域	第一種低層住居専用地域
市街地周辺地域	郊外の古くからの集落によって形成されている地域	市街化調整区域
高層住宅地域	マンションで一つの街が形成されている地域	第一種住居地域

調査日程

	商店地域	戸建住宅地域	市街地周辺地域	高層住宅地域
第1回	令和2年9月28日(月)		令和2年9月29日(火)	
第2回	令和2年12月7日(月)		令和2年12月8日(火)	
第3回	令和3年3月1日(月)		令和3年3月2日(火)	
第4回	令和3年6月7日(月)		令和3年6月8日(火)	

(3) 調査項目

大分類	小分類	備考
1 紙類	1-1 新聞紙	他の用途に使用されずに出されている新聞紙
	1-2 雑紙、広告、チラシ	ダイレクトメール、はがき、封筒、カレンダー、ノートなど名刺サイズ以上のリサイクル可能な紙類
	1-3 雑誌、書籍	本類、週・月刊誌、パンフレット
	1-4 段ボール	宅配便の箱など段ボール類
	1-5 紙パック(アルミ付き)	牛乳、ジュース、酒パック(プラの口付も含む)等
	1-6 紙パック(アルミなし)	牛乳、ジュース、酒パック(プラの口付も含む)等
	1-7 紙箱類	ティッシュやお菓子などの紙箱
	1-8 紙袋	
	1-9 その他紙製容器包装	紙製のカップ
	1-10 その他紙類(1)	レシート等感熱紙、シュレッダー破碎後の紙
	1-11 その他紙類(2)	トイレトペーパーの芯など上記以外で資源化できる紙
	1-12 資源化できない紙類	写真、シール、シール台紙、ラミネート加工された紙、ピザの箱など油で汚れた紙類
2 繊維類	2-1 衣類	
	2-2 その他	タオル、布巾
3 プラスチック類	3-1 ペットボトル	 表示のある物はすべて (洗剤、シャンプーの容器なども)
	3-2 その他容器包装プラ(発泡スチロール)	容器包装で発泡スチロール製のもの
	3-3 その他容器包装プラ(白色トレイ)	
	3-4 その他容器包装プラ	白色以外のトレイ等、レジ袋、蓋、カップ類、菓子袋、チューブ類(マヨネーズ等)、パック類(卵、弁当、詰替え袋、レトルトパック等)、野菜・果物のネット、ペットボトルのラベル・キャップおにぎり等の包み、タバコ等のフィルム、気泡緩衝材、製品梱包用ビニール紐
	3-5 その他のプラスチック	包装用テープ、ビデオテープ、文具、玩具、パケツなどの日用品
4 厨芥類	4-1 調理くず	※厨芥類の分類については、神奈川県作成「家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの調査マニュアル」等に基づく。
	4-2 調理くず(過剰除去)	
	4-3 残飯(食べ残し)	
	4-4 未開封品(直接廃棄)	
5 木・竹・わら類	5-1 剪定枝	
	5-2 雑草、草花、落ち葉	
	5-3 竹	
	5-4 その他	わら、木の根など
6 その他可燃物	6-1 紙おむつ	
	6-2 その他	保冷材、吸殻、掃除機のごみ、油の固めた物、布おむつ、包帯、ガーゼ、脱脂綿、割箸などの加工された木材、竹串、コルク、皮革類、(裁断された)布団、カイロ、布キレ
7 金属類	7-1 アルミ缶	飲料用のもの(ペットフードの缶を含む)
	7-2 スチール缶	飲料用のもの(ペットフードの缶を含む)
	7-3 カセット・スプレー缶	
	7-4 その他鉄類	7-1から7-3に当てはまらないもの
	7-5 その他非鉄類	7-1から7-3に当てはまらないもの
8 びん類	8-1 透明びん(飲料用及び食料用)	
	8-2 茶色びん(飲料用及び食料用)	
	8-3 他色びん(飲料用及び食料用)	
	8-4 その他びん	化粧品など、飲料用以外のもの
9 蛍光灯	9-1	環型、直管型、電球型(割れているものは除く)
10 電池	10-1	一次電池(アルカリ、マンガン)、二次電池(充電式)
11 体温計	11-1	電子式、アルコール式、水銀式
12 その他不燃物	12-1 小型家電	
	12-2 ガラス・セトモノ類	水槽、鏡
	12-3 刃物類	剃刀
	12-4 その他	傘、電球、割れた蛍光灯など
13 廃食用油	13-1	
14 排出容器	14-1	排出に利用したごみ袋

(4) 調査結果

単位：%

秦野市		地 区				平均
大分類	分類項目 小分類	渋 沢	柳 町	蓑 毛	鶴 巻	
1 紙 類	1-1 新聞紙	1.3	1.0	0.4	0.2	0.7
	1-2 雑紙、広告、チラシ	2.3	5.0	2.6	3.2	3.3
	1-3 雑誌、書籍	0.3	0.3	1.2	1.6	0.9
	1-4 段ボール	0.5	1.0	1.0	0.4	0.7
	1-5 紙パック(アルミ付き)	0.5	0.2	0.1	0.4	0.3
	1-6 紙パック(アルミなし)	0.6	0.4	0.4	0.6	0.5
	1-7 紙箱類	1.5	2.7	2.3	2.4	2.2
	1-8 紙袋	0.7	0.4	0.4	0.2	0.4
	1-9 その他紙製容器包装	0.6	0.5	0.5	0.7	0.5
	1-10 その他紙類(1)	1.1	0.3	0.1	0.1	0.4
	1-11 その他紙類(2)	0.3	0.7	0.2	0.4	0.4
	1-12 資源化できない紙類	11.2	15.7	9.0	13.1	12.3
2 繊維類	2-1 衣類	4.8	5.0	7.3	2.4	4.9
	2-2 その他	1.3	2.0	4.6	1.0	2.2
3 プラスチック類	3-1 ペットボトル	0.5	0.5	0.3	0.1	0.3
	3-2 その他容器包装プラ(発泡スチロール)	0.2	0.7	1.0	0.2	0.5
	3-3 その他容器包装プラ(白色トレイ)	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
	3-4 その他容器包装プラ	7.3	11.3	8.3	12.0	9.7
	3-5 その他のプラスチック	2.1	4.0	3.4	4.9	3.6
4 厨芥類	4-1 調理くず	29.3	20.5	18.8	24.2	23.2
	4-2 調理くず(過剰除去)	3.7	2.9	3.0	3.1	3.2
	4-3 残飯(食べ残し)	8.3	7.6	10.7	6.4	8.2
	4-4 未開封品(直接廃棄)	3.2	4.4	4.0	3.8	3.8
5 木・竹・わら類	5-1 剪定枝	0.0	-	2.3	0.3	0.6
	5-2 雑草、草花、落ち葉	0.3	0.3	1.2	0.3	0.5
	5-3 竹	-	-	0.2	-	0.1
	5-4 その他	-	0.0	0.7	-	0.2
6 その他可燃物	6-1 紙おむつ	7.0	4.2	5.3	7.3	6.0
	6-2 その他	9.8	6.1	6.8	8.8	7.9
7 金属類	7-1 アルミ缶	-	0.0	0.0	0.0	0.0
	7-2 スチール缶	0.0	0.0	0.0	-	0.0
	7-3 カセット・スプレー缶	0.0	-	-	0.1	0.0
	7-4 その他鉄類	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
	7-5 その他非鉄類	0.1	0.1	0.3	0.2	0.2
8 びん類	8-1 透明びん(飲料用及び食料用)	0.0	0.0	-	-	0.0
	8-2 茶色びん(飲料用及び食料用)	0.1	0.3	-	-	0.1
	8-3 他色びん(飲料用及び食料用)	-	-	-	-	-
	8-4 その他びん	-	-	-	-	-
9 蛍光灯	9-1	-	-	-	-	-
10 電池	10-1	-	0.0	0.0	0.0	0.0
11 体温計	11-1	-	-	-	-	-
12 その他不燃物	12-1 小型家電	0.0	0.1	0.5	0.1	0.2
	12-2 ガラス・セトモノ類	0.1	0.1	0.1	-	0.1
	12-3 刃物類	-	0.0	-	-	0.0
	12-4 その他	-	0.3	1.8	0.6	0.7
13 廃食用油	13-1	-	0.2	0.5	-	0.2
14 排出容器	14-1	0.8	0.9	0.9	0.8	0.8
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

・数値の表記について、“0.0”は排出があり、“-”は排出がなかったことを示しています。

・数値の丸め処理のため合計値が“100.0”にならない場合があります。

3 秦野市ごみ処理行政等の沿革

年 月	内 容
昭和 32 年 10 月	秦野市清掃条例制定
昭和 36 年 5 月	秦野市外二町清掃処理組合設立（以下「組合」という。）
昭和 38 年	2 月 組合名称変更「秦野市伊勢原町清掃組合」
	6 月 秦野衛生センター完成（し尿 72k1/日、ごみ 30t/日）
昭和 44 年	2 月 可燃物と不燃物の 2 分別収集開始
	11 月 集団資源回収を開始
	12 月 伊勢原清掃工場 20t/日焼却施設完成
昭和 46 年	3 月 組合名称変更「秦野市伊勢原市清掃組合」
	10 月 伊勢原清掃工場 40t/日焼却施設完成
昭和 47 年	1 月 伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設完成（破砕 8t/5h、手選別 10t/5h）
	4 月 清掃条例を全部改正し、秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を公布
	市内全域の収集を開始（可燃ごみ 2 回/週、不燃ごみ 1 回/月）
昭和 48 年 4 月	収集方法の変更（可燃ごみ 3 回/週、不燃ごみ 1 回/月）
昭和 50 年 4 月	組合名称変更「秦野市伊勢原市環境衛生組合」
昭和 51 年 6 月	伊勢原清掃工場 180t/日焼却施設完成
昭和 54 年 12 月	伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設の破砕設備増設（破砕 8t/5h から 30t/5h へ）
昭和 58 年 10 月	栃窪一般廃棄物最終処分場埋立開始
昭和 59 年 4 月	使用済み乾電池の分別収集開始
昭和 60 年 10 月	伊勢原清掃工場 90t/日焼却施設完成
昭和 63 年 3 月	伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設の受入・供給設備増設
平成 3 年	4 月 ごみ問題を地域の問題として捉え、ごみを抑制するゴミニティ構想を打出す
	7 月 ペットボトルの分別収集開始
	集団資源回収を登録制とし、奨励金の支給を開始
平成 5 年	3 月 栃窪一般廃棄物最終処分場埋立終了
	5 月 栗原一般廃棄物最終処分場（第一期分）埋立開始
平成 6 年	10 月 伊勢原清掃工場 180t/日焼却施設の炉改造工事完了
	12 月 秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改正
平成 7 年	7 月 半透明ごみ袋の一斉実施
	8 月 粗大ごみの有料戸別収集開始
平成 9 年	4 月 秦野市ごみ処理基本計画の策定（期間：平成 9～13 年度）
	リサイクルビンの分別収集開始
	7 月 公民館等で牛乳パック、白色トレーの拠点回収開始

年	月	内 容
平成 11 年	4 月	生ごみ処理機補助制度導入（補助率 1/2、上限 2 万円）
	5 月	栗原一般廃棄物最終処分場（第二期分）埋立開始
	6 月	秦野市災害廃棄物等処理計画の策定
	11 月	新しいごみと資源の分別収集（6 分別 19 品目）開始
平成 12 年	4 月	廃掃条例の一部改正（粗大ごみの自己搬入制度の変更（7 月施行）、死畜処理手数料の改定）
平成 13 年	3 月	伊勢原清掃工場 90t/日焼却施設のダイオキシン類対策工事終了
	4 月	家電リサイクル法施行に伴い、4 品目を適正処理困難物に指定
	9 月	拠点（公民館 9 館、清掃事業所）による容器包装プラスチック及び古紙・衣類（清掃事業所）の回収を開始
平成 14 年	4 月	生ごみ処理機補助制度改正（補助率 1/2、上限 4 万円）
	7 月	ほほえみ収集（高齢者等の戸別収集）の開始
	9 月	家庭系剪定枝モデル化事業の開始
平成 15 年	2 月	伊勢原清掃工場 180t/日焼却施設のダイオキシン類対策工事完了
	3 月	秦野市ごみ処理基本計画の策定（期間：平成 14～18 年度）
	4 月	生ごみ処理機補助制度の拡充（指定協力販売店制度開始）
平成 16 年	4 月	生ごみ処理機補助制度の拡充（維持管理費の上乗せ補助開始、業務用生ごみ処理機購入費補助制度開始：補助率 1/10、上限 100 万円、補助対象期間：平成 16～18 年度）
平成 17 年	4 月	秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（一般廃棄物の処理手数料、粗大ごみの処理手数料の改定）
	11 月	生ごみ分別収集及び堆肥化実証実験の実施
平成 18 年	4 月	容器包装プラスチックの収集を月 2 回から隔週に変更 粗大ごみの自己搬入を原則、年末年始を除く、毎日受付
	8 月	モデル地区における生ごみの分別収集及び堆肥化の開始
	12 月	秦野市ごみ処理基本計画（平成 19～33 年度）策定
平成 20 年	1 月	剪定枝の分別収集及びチップ化の開始
	2 月	可燃ごみ夜間戸別収集（南矢名一丁目地区）をモデル事業として開始
平成 23 年	3 月	大型生ごみ処理機の導入
	9 月	廃食用油の分別収集の開始
平成 24 年	3 月	秦野市ごみ処理基本計画の改定（期間：平成 24～33 年度）
平成 25 年	1 月	はだのクリーンセンター完成（200 t/日焼却施設）
	2 月	ペットボトルのべール化を開始
	6 月	木質系粗大ごみの資源化を開始
		伊勢原清掃工場 180t/日焼却施設廃止
平成 26 年	2 月	小型家電のリサイクル事業を開始
	9 月	可燃ごみ夜間戸別収集（本町一丁目地区及び沿道）を開始

年	月	内 容	
平成 27 年	4 月	布団・毛布の資源化を開始	
平成 28 年	7 月	公共用地の刈り草ごみ資源化の開始	
平成 29 年	3 月	秦野市ごみ処理基本計画の策定（期間：平成 29～43 年度）	
	10 月	古紙類の品目の見直しと出し方の簡素化（その他紙） ごみ処理手数料改定（220 円/10kg）	
	11 月	リユース！もったいない Day！初開催	
平成 30 年	3 月	生ごみ分別収集モデル事業終了 秦野市災害廃棄物等処理計画の改定	
	4 月	ペットボトルの拠点回収開始（環境資源センター） 一部木質系粗大ごみと草類を合わせて資源化	
	6 月	草類分別収集（市内 3 地区；本町、北、東）開始	
平成 31 年	4 月	草類の分別収集を市内全域に拡げ、剪定枝と合わせて「草木類」として分別収集開始 その他紙の一種としてシュレッダーごみ分別収集開始 生ごみ処理機補助制度の拡充（補助率 1/2 上限 4 万円から 3/4 上限 5 万円へ引き上げ）	
	6 月	生ごみ持ち寄り農園（鶴巻地区）開設	
	8 月	ごみ分別促進アプリ導入	
令和元年	9 月	不用品交換制度終了	
	12 月	ストックハウス拡充（3 か所から 13 か所へ） 廃掃条例改正（動物の死体処理手数料 5,250 円から 5,830 円へ）	
	令和 2 年	4 月	廃食用油の収集日変更（不燃ごみの日から資源物の日へ） 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急事態宣言発令、 ごみの自己搬入受付休止（4 月 29 日から 5 月 17 日まで） ごみ分別促進アプリ 5 か国語対応導入
		10 月	ストックハウス拡充（大根公民館。13 か所から 14 か所へ） 市内全事業所（約 3,200 社）の訪問調査開始
12 月		市公式 LINE アカウント開設 生ごみ持ち寄り農園（戸川地区）開設	
令和 3 年	3 月	秦野市分別・リサイクル優良事業所等認定制度創設	
	8 月	秦野市ごみ減量協力店登録制度創設	
令和 4 年	3 月	ストックハウス拡充（西公民館から西地区へ） 秦野市ごみ処理基本計画の改定（期間：平成 29～令和 13 年度）	

4 市民、審議会等からの意見等について

4-1 Webアンケート

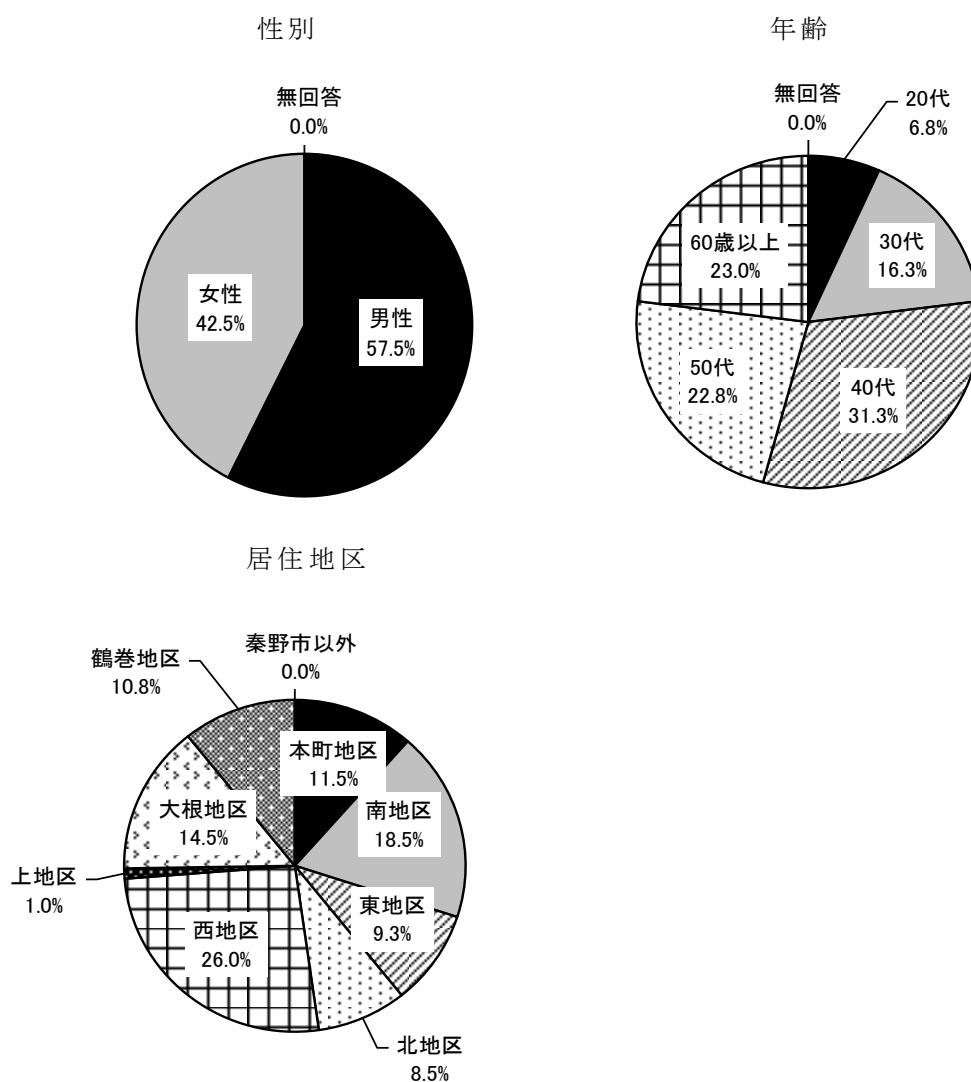
調査の実施方法

① 調査地域	市内全域
② 調査対象	調査会社登録者
③ 対象者数	400人
④ 母集団	秦野市のネット調査会社の登録者約2,700人
⑤ 調査方法	インターネット調査

※回答はn（有効回収数）を基準とした百分率で表わし、小数点第2位を四捨五入しました。このため、百分率の合計が100%にならない場合があります。

(1) 平成30年度調査（調査期間：平成30年11月21日～11月26日）

ア 属性

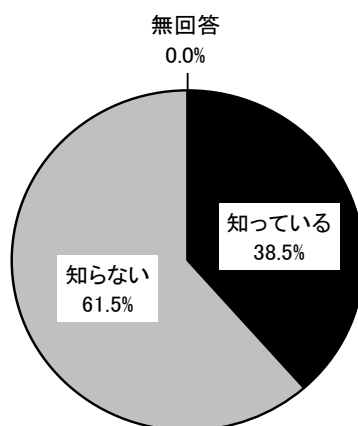


イ 調査目的

可燃ごみの排出量に対する課題をさまざまな方法で市民に周知しているが、現段階での認知度と、シュレッターごみの排出状況を把握するため調査を行う。

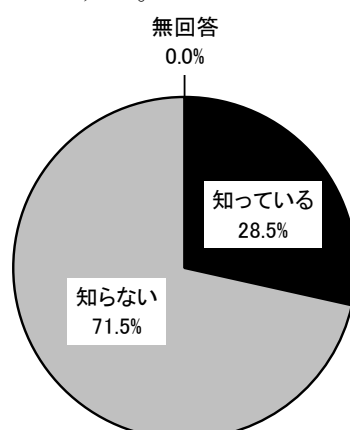
ウ 調査結果

問1 可燃ごみの焼却は「はだのクリーンセンター」と「伊勢原清掃工場」の2施設を、平成37年度末までに「はだのクリーンセンター」1施設で処理する体制に移行することを知っていますか。



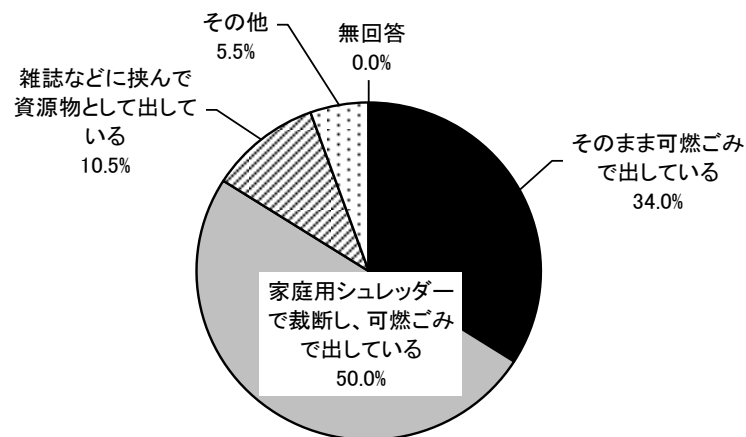
回答 焼却施設の体制移行についての認知を尋ねたところ、「知らない（61.5%）」、「知っている（38.5%）」と回答しています。

問2 今後、ごみの減量効果が現れず「はだのクリーンセンター」1施設で処理できないと判断した場合は、家庭ごみの有料化を含めた検討を進めることをあなたは知っていますか。



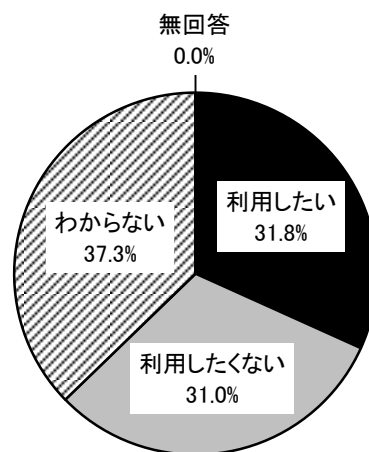
回答 家庭ごみの有料化を含めた検討についての認知を尋ねたところ、「知らない（71.5%）」、「知っている（28.5%）」と回答しています。

問3 個人情報に記載されている書類をあなたはどのように処理していますか。



回答 個人情報に記載されている書類の処理方法について尋ねたところ、「家庭用シュレッダーで裁断し、可燃ごみで出している（50.0%）」が最も高く、次いで「そのまま可燃ごみで出している（34.0%）」、「雑誌などに挟んで資源物として出している（10.5）」の順になっています。

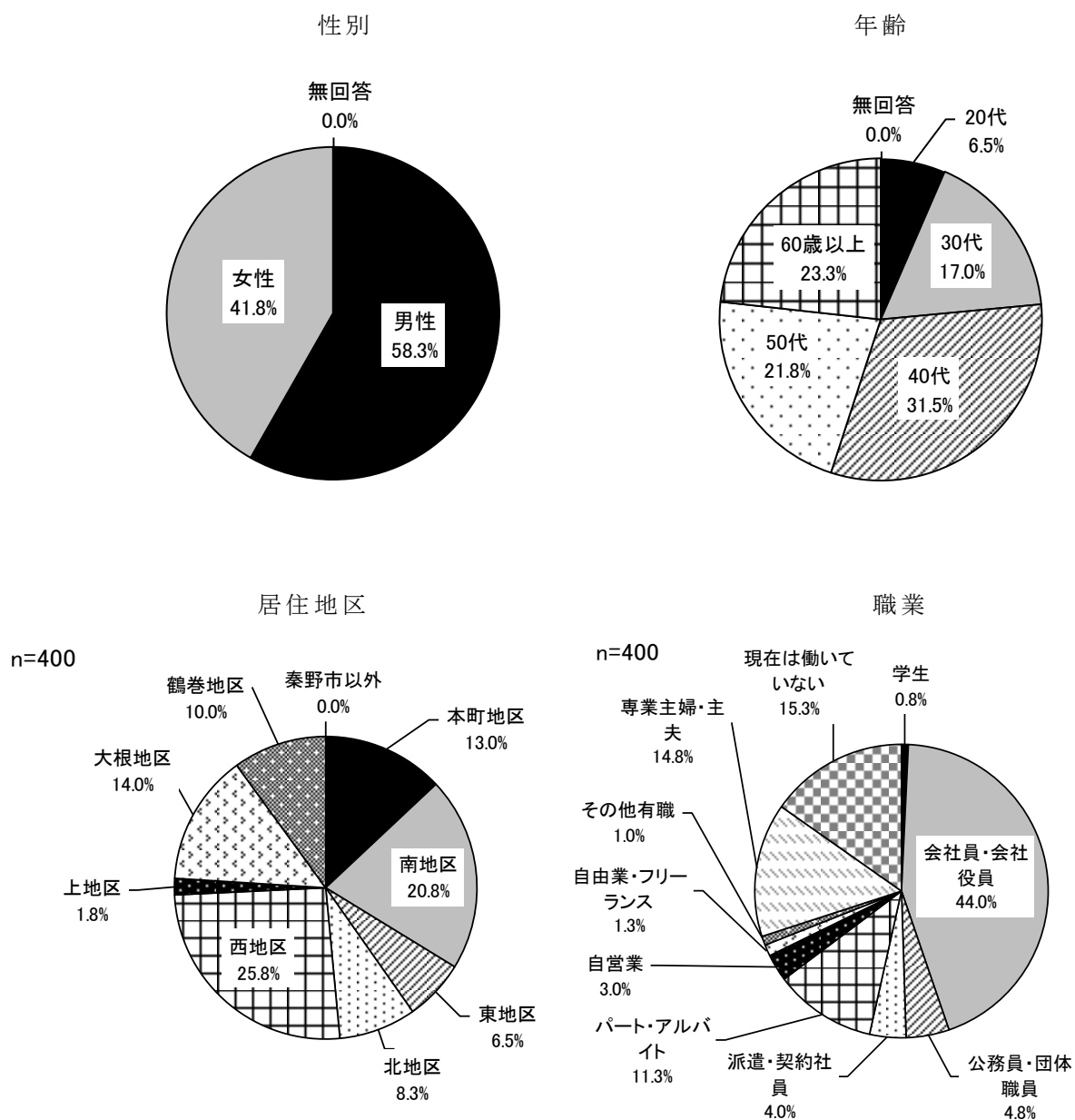
問4 個人情報に記載されている書類を処理するため、公共施設にシュレッダーを設置した場合、あなたは利用したいと思いますか。



回答 個人情報に記載されている書類を処理するため、公共施設にシュレッダーを設置した場合利用したいか》尋ねたところ、「わからない（37.3%）」が最も高く、次いで「利用したい（31.8%）」、「利用したくない（31.0%）」と回答しています。

(2) 令和2年度(第1回)調査(調査期間:令和2年6月24日~6月30日)

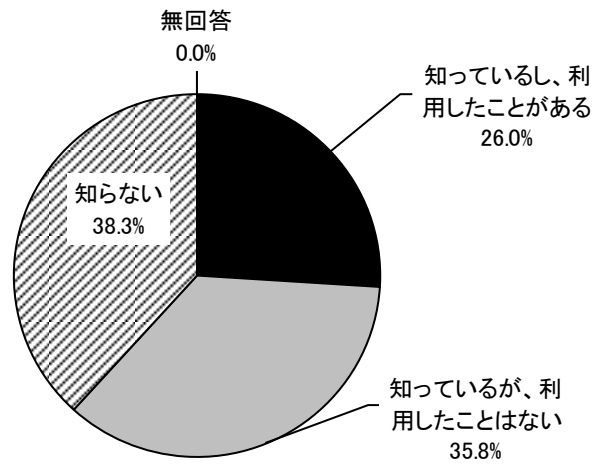
ア 属性



イ 可燃ごみ減量に向けて、市民に資源物をより身近に出せるよう各地区に設置した「資源物ストックハウス」の認知度や市内の美化の状況について調査を行う。

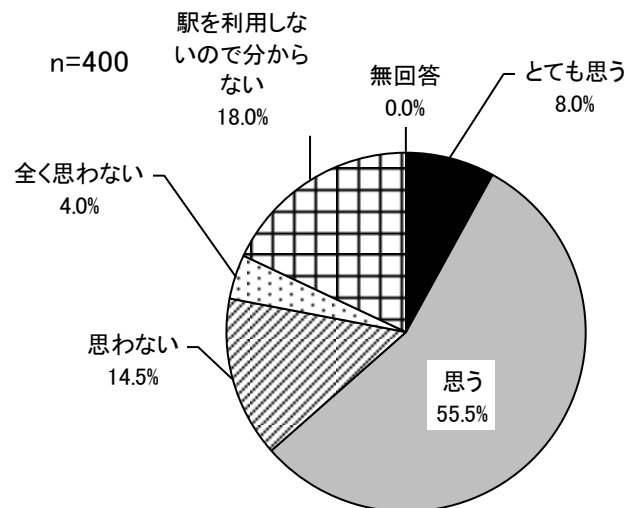
ウ 調査結果

問1 資源物を収集日以外にも出せる「資源物ストックハウス」があることを知っていますか。



回答 資源物を収集日以外にも出せる「資源物ストックハウス」があることを知っていますかと尋ねたところ、「知っているが、利用したことはない（35.8%）」が最も高く、次いで「知っているし、利用したことがある（26.0%）」でした。一方、「知らない」は38.3%となっています。

問2 市内4駅周辺（環境美化重点地区）は、ごみのポイ捨てがなく、きれいだと思いますか。

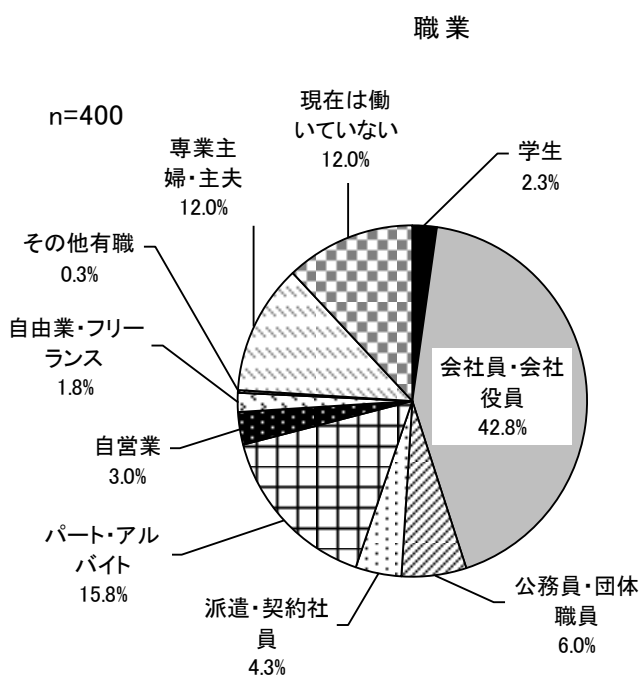
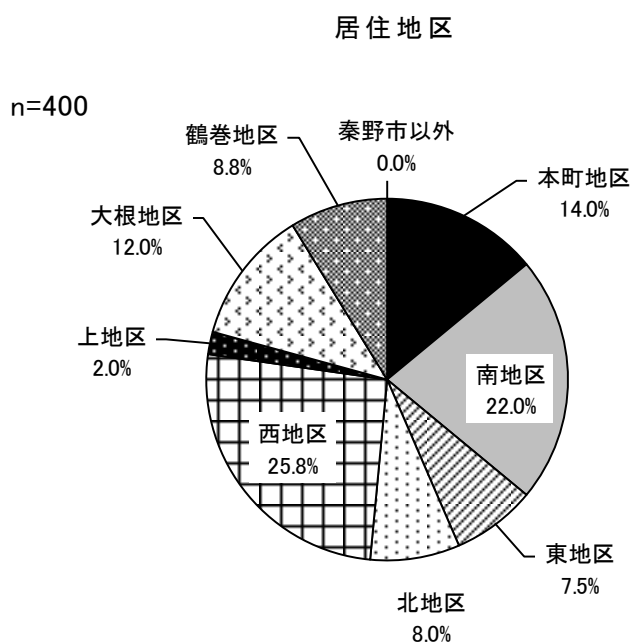
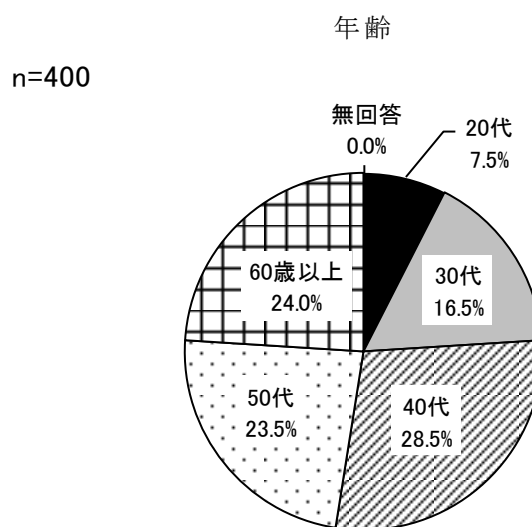
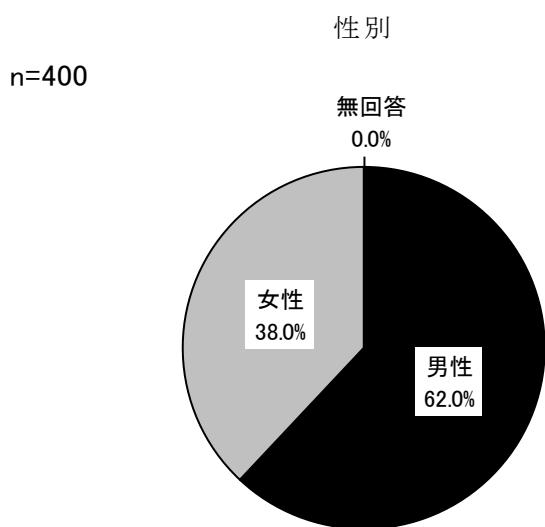


回答 市内4駅周辺（環境美化重点地区）は、ごみのポイ捨てがなく、きれいだと思いますか」と尋ねたところ、「思う（55.5%）」が最も高く、次いで「とても思う（8.0%）」。

一方、「思わない」は14.5%、「全く思わない」は4.0%となっています。【「駅を利用しないので分からない」を除くと「とても思う」「思う」は77.4%】

(3) 令和2年度(第3回)調査(調査期間:令和3年2月5日~2月12日)

ア 属性

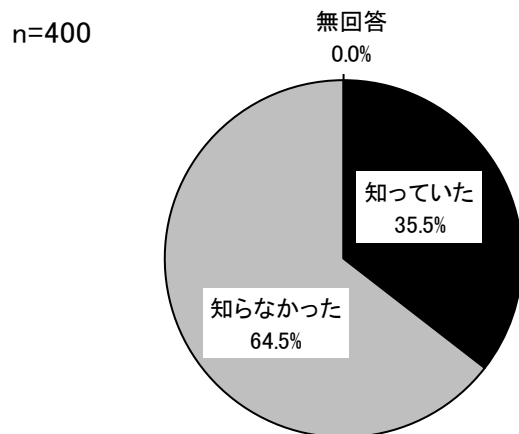


イ 調査目的

秦野市では、可燃ごみ処理の課題をさまざまな方法で市民に周知しており、その取組について調査を行う。

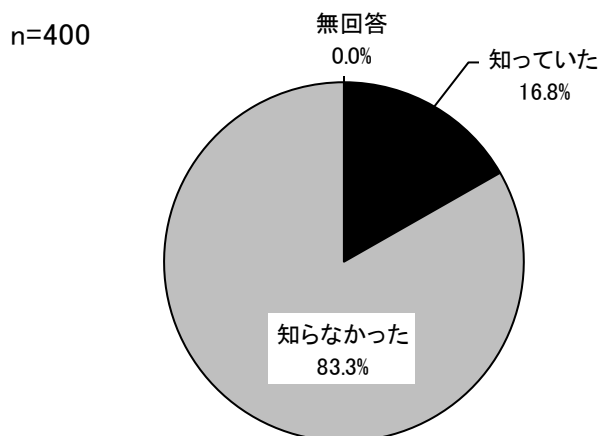
ウ 調査結果

問1 可燃ごみは「はだのクリーンセンター（秦野市曾屋 4624 番地）」と「伊勢原清掃工場（伊勢原市三ノ宮 1918 番地）」の2施設で焼却していますが、令和7年度末までに「はだのクリーンセンター」1施設で処理する体制に移行することを知っていますか。



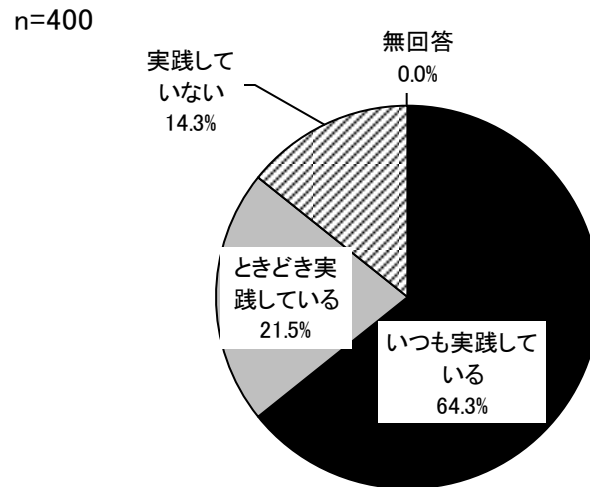
回答 令和7年度末までに「はだのクリーンセンター」1施設で処理する体制に移行することを知っていますかと尋ねたところ、「知っていた」は35.5%でした。一方、「知らなかった」は64.5%となっています。

問2 今後、可燃ごみの減量効果が現れず、「はだのクリーンセンター」1施設で処理できない場合、家庭ごみの有料化を含めた検討を進めることを知っていましたか。



回答 今後、可燃ごみの減量効果が現れず、「はだのクリーンセンター」1施設で処理できない場合、家庭ごみの有料化を含めた検討を進めることを知っていましたか」と尋ねたところ、「知っていた」は16.8%でした。一方、「知らなかった」は83.3%となっています。

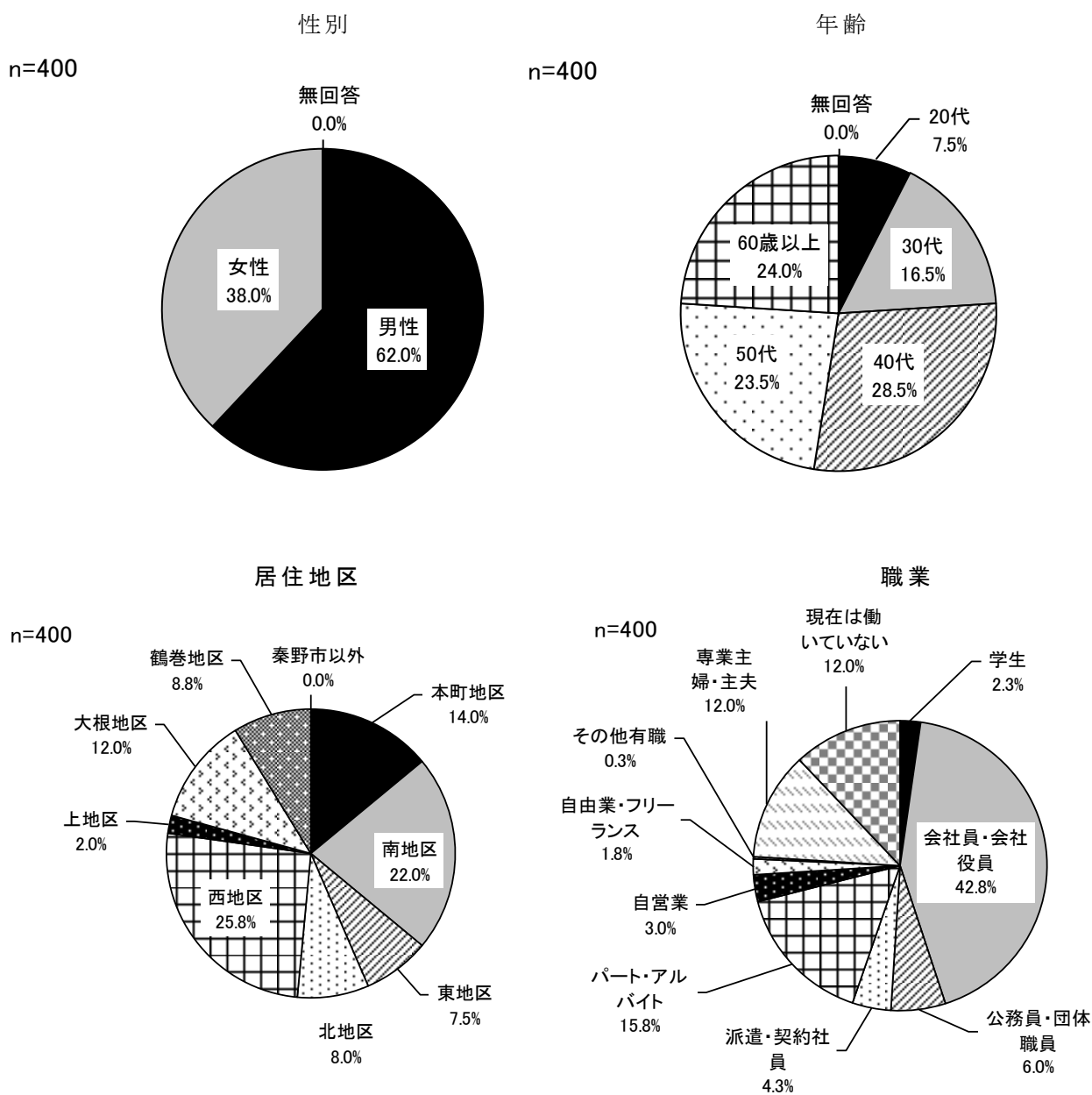
問3 あなたの家庭では、可燃ごみの減量に効果が高い生ごみの水切り（生ごみの水をよく絞ってから捨てる）を実践していますか。



回答 あなたの家庭では、可燃ごみの減量に効果が高い生ごみの水切り（生ごみの水をよく絞ってから捨てる）を実践していますかと尋ねたところ、「いつも実践している（64.3%）」が最も高く、次いで「ときどき実践している（21.5%）」、「実践していない（14.3%）」の順になっています。

(4) 令和3年度(第2回)調査(調査期間:令和3年9月22日~9月28日)

ア 属性



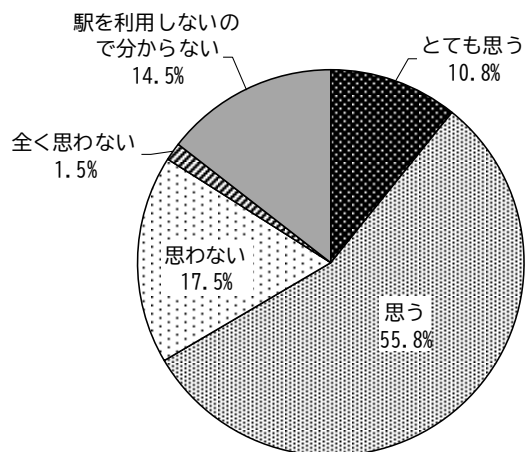
イ 調査目的

秦野市ではごみの課題を様々な方法で周知していますが、ポイ捨てや資源ごみの分別、可燃ごみの減量に関する市民の意識を調査する。

イ 調査結果

問1 市内4駅周辺（環境美化重点地区）は、ポイ捨てがなくきれいだと思いますか。

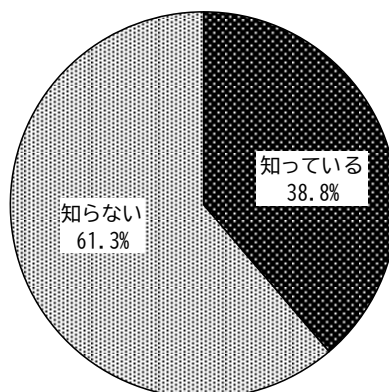
(n=400)



回答 「思う」(55.8%) が最も高く、「とても思う」(10.8%) と合わせると、6割を超える人がポイ捨てがなくきれいだと思いますと回答しています。

問2 現在、可燃ごみは「はだのクリーンセンター（秦野市曾屋 4624 番地）」と「伊勢原清掃工場（伊勢原市三ノ宮 1918 番地）」の2施設で焼却していますが、令和7年度末までに「はだのクリーンセンター」の1施設となることを知っていますか。

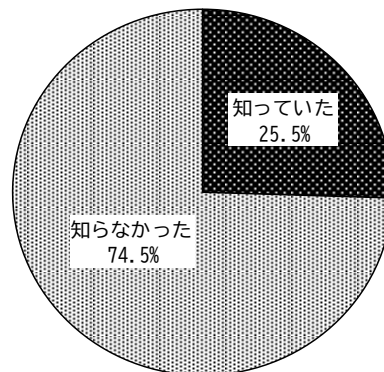
(n=400)



回答 「知っている」が 38.8%、「知らない」が 61.3%となっています。

問3 今後、可燃ごみの減量が十分に達成されない場合は、家庭ごみの有料化を含めた検討を進めることを知っていましたか。

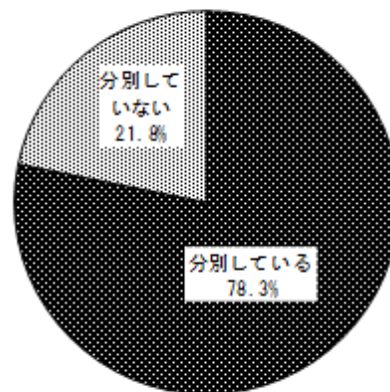
(n=400)



回答 「知っていた」が25.5%、「知らなかった」が74.5%となっています。

問4 あなたの家庭では、古紙類のうち「その他紙」を分別していますか。

(n=400)



回答 「分別している」が78.3%、「分別していない」が21.8%となっています。

4-2 秦野市廃棄物対策審議会

(1) 委員名簿

役職	氏名	所属等	選出区分
会長	原田 一郎	東海大学名誉教授	学識経験者
副会長	竹内 進	秦野市自治会連合会	秦野市自治会連合会 が推薦する者
委員	小栗 和也	東海大学教養学部人間環境学科 教授	学識経験者
委員	橋詰 博樹	多摩大学グローバルスタディーズ 学部特任教授	学識経験者
委員	桐山 容子	秦野市農業協同組合 (令和3年8月26日まで)	秦野市農業協同組合 が推薦する者
	吉田 美津江	秦野市農業協同組合 (令和3年8月27日から)	
委員	柏木 真一	秦野市商店会連合会	秦野市商店会連合会 が推薦する者
委員	高橋 大助	秦野商工会議所	秦野商工会議所が推 薦する者
委員	石田 岳志	公益社団法人神奈川県宅地建物 取引業協会湘南中支部	公益社団法人神奈川 県宅地建物取引業協 会が推薦する者
委員	中園 祐司	秦野市PTA連絡協議会 (令和3年8月26日まで)	秦野市PTA連絡協 議会が推薦する者
	内田 慎之介	秦野市PTA連絡協議会 (令和3年8月27日から)	
委員	古谷 典子	秦野市食生活改善推進団体	秦野市食生活改善推 進団体が推薦する者
委員	斉藤 拓哉	東京地方税理士会平塚支部	その他市長が 必要と認める者
委員	齋藤 利男	—	公募の市民
委員	奈良 利代子	—	公募の市民
委員	松岡 守	—	公募の市民

(2) 秦野市廃棄物対策審議会への諮問

F No. 5・3・0 (甲)

令和3年7月30日

秦野市廃棄物対策審議会
会長 原田 一郎 様

秦野市長 高橋 昌 和



秦野市ごみ処理基本計画の改定について (諮問)

本市においては、平成29年に秦野市ごみ処理基本計画を策定し、「市民の意識改革で環境先進都市を目指す」という理念を掲げ、ごみの排出抑制、資源化の拡充等各種ごみ処理施策を推進してきました。

このたび、秦野市ごみ処理基本計画は策定から5年目を迎え、見直しの年度を迎えます。そこで、秦野市総合計画(HADANO2030プラン)のもと、循環型社会の実現及びはだのクリーンセンター1施設での可燃ごみ処理体制への移行に向けて新たな目標値及びごみ処理行政の方向と施策を示すため、秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第19条第2項の規定により、次の事項について調査、審議いただきたく、諮問いたします。

1 一般廃棄物の減量、資源化及び適正処理の推進に関する事項

(3) 秦野市廃棄物対策審議会からの答申

令和4年2月18日

秦野市長 高橋 昌和 様

秦野市廃棄物対策審議会
会長 原田 一郎



秦野市ごみ処理基本計画の改定について（答申）

令和3年7月30日付け、F№.5・3・0（甲）により諮問のありました秦野市ごみ処理基本計画の改定について、当審議会において慎重に審議した結果、妥当なもの認め、ここに答申します。

なお、計画の推進に当たっては、次の意見に配慮されるよう要望します。

- 1 焼却対象量の減量が達成できない万一の場合にも備えること
はだのクリーンセンター1施設での安定的な処理に向けて着実に可燃ごみの減量に努めることは重要であるが、万一、計画どおり焼却対象量の減量が達成できない場合にも備えること。
- 2 将来的な家庭ごみ有料化の研究においては市民のメリットを調査すること
将来的な家庭ごみの有料化の研究においては、市民にとってどのようなメリットをもたらすのか調査し明らかにすること。また、市民への伝え方についても研究すること。
- 3 環境教育の副次効果を意識すること
子どもにごみと資源に関する教育を行うことは、副次的に家族に対する啓発にもつながる可能性があることを意識し、今後も取組を継続すること。
- 4 地球温暖化対策の側面からも可燃ごみの中のプラスチックを減らすこと
秦野市地球温暖化対策実行計画に掲げる廃棄物部門の数値目標達成に向け、可燃ごみの中のプラスチックを減らすよう努めること。

4-3 秦野市ごみ処理基本計画（案）に対する意見募集

ごみ処理基本計画に市民等の意見を反映させるため、次のとおり意見募集を行いました。

(1) 意見募集期間

令和3年11月16日（火）から同年12月16日（木）まで

(2) 意見募集の周知方法

広報はだの11月15日号及び市ホームページ

(3) 計画案の公表方法

ア ホームページへの掲載

イ 公民館、図書館及び駅連絡所における閲覧

ウ 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧

エ 環境資源対策課における閲覧

(4) 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール及び持参の方法による

(5) 提出された意見の内容及びその取扱い等

内容分類	件数	意見への対応区分（※）				
		A	B	C	D	E
第1章 計画の策定に当たって（p.1～6）	11	8		1	1	1
第2章 ごみ処理の現状と課題（p.7～50）	44	30	1	4	5	4
第3章 人口とごみ量の将来予測（p.51、52）						
第4章 基本理念及び基本方針（p.53～61）	21	17		1	1	2
第5章 個別施策（p.62～83）	43	12	8	22		1
第6章 計画の実現に向けて（p.84）						
その他全般	3	3				
計	122	70	9	28	7	8

※意見への対応区分

A：意見等の趣旨等を計画に反映したもの

B：意見等の趣旨等は既に計画に反映されていると考えるもの

C：今後の取組みにおいて参考とさせていただくもの

D：計画に反映できないもの

E：その他（感想、質問等）

5 秦野市ごみ処理基本計画策定の経過

5-1 策定経過

年月日	経過
平成 26 年 8 月 26 日	平成 26 年度第 1 回秦野市廃棄物対策審議会 (審議会の設置、ごみの現状説明)
11 月 21 日	平成 26 年度第 2 回秦野市廃棄物対策審議会 (はだのクリーンセンター視察、質疑応答)
平成 27 年 6 月 25 日	平成 27 年度第 1 回秦野市廃棄物対策審議会 (将来予測、事業系ごみ、現行事業の進捗について)
10 月 23 日	平成 27 年度第 2 回秦野市廃棄物対策審議会 (家庭ごみ有料化、生ごみ減量施策について)
12 月 18 日	平成 27 年度第 3 回秦野市廃棄物対策審議会 (最終処分場、個別事業に対する意見について)
平成 28 年 2 月 28 日	平成 27 年度第 4 回秦野市廃棄物対策審議会 (審議事項の反映状況について)
5 月 26 日	第 1 回ごみ処理基本計画策定等相互調整会議 (環境省指針の変更に伴う追加修正点等について)
7 月 01 日	第 1 回ごみ処理基本計画策定等相互調整会議検討部会 (ごみ組成分析結果、ごみ排出量推計等について)
7 月 19 日	第 2 回ごみ処理基本計画策定等相互調整会議検討部会 (ごみ減量化に向けた施策例、新たな資源化策等について)
8 月 1 日	平成 28 年度第 1 回秦野市廃棄物対策審議会 (数値目標について)
8 月 23 日	第 2 回ごみ処理基本計画策定等相互調整会議 (ごみ組成調査結果、審議会の結果報告等について)
10 月 27 日	平成 28 年度第 2 回秦野市廃棄物対策審議会 (ごみ処理基本計画(案)の諮問)
11 月 1 日	定例部長会議へ報告 (ごみ処理基本計画(案)について)
11 月 10 日	第 3 回ごみ処理基本計画策定等相互調整会議 (ごみ処理基本計画(案)、湘南西ブロックごみ処理広域化実施計画(素案)の確認)
11 月 16 日	議員連絡会へ報告 (ごみ処理基本計画(案)について)
11 月 18 日 ～12 月 19 日	パブリック・コメント (ごみ処理基本計画(案)について)
平成 29 年 2 月 9 日	第 4 回ごみ処理基本計画策定等相互調整会議 (湘南西ブロックごみ処理広域化実施計画の確認)
2 月 14 日	平成 28 年度第 3 回秦野市廃棄物対策審議会 (ごみ処理基本計画(案)の答申に係る審議)
2 月 17 日	秦野市環境審議会へ報告 (ごみ処理基本計画(案)について)
2 月 21 日	秦野市廃棄物対策審議会から「秦野市ごみ処理基本計画(平成 29 年度～43 年度)(案)」について答申を受ける

5-2 改定経過

年月日	経過
平成 29 年 10 月 17 日	平成 29 年度第 1 回秦野市廃棄物対策審議会 (ごみ処理基本計画の進捗について)
平成 30 年 3 月 23 日	平成 29 年度第 3 回秦野市廃棄物対策審議会 (「ごみ処理基本計画に掲げた目標達成のため本市が取り組むべき施策の具体化に向けた検討」について諮問、専門部会の設置、委員の指名)
7 月 27 日	平成 30 年度第 1 回秦野市廃棄物対策審議会専門部会 (可燃ごみの現状調査について)
8 月 24 日	平成 30 年度第 1 回秦野市廃棄物対策審議会 (ごみ処理基本計画の進捗、専門部会の取組について)
令和元年 8 月 27 日	令和元年度第 1 回秦野市廃棄物対策審議会 (専門部会の設置、委員の指名)
	令和元年度第 1 回秦野市廃棄物対策審議会専門部会 (廃棄物対策審議会への報告(案)について)
10 月 18 日	令和元年度第 2 回秦野市廃棄物対策審議会 (専門部会から市が取り組むべき施策の具体化に向けた検討結果報告)
令和 2 年 2 月 5 日	秦野市廃棄物対策審議会から「ごみ処理基本計画に掲げた目標達成のため本市が取り組むべき施策の具体化に向けた検討」について答申を受ける
7 月 30 日	令和 2 年度第 1 回秦野市廃棄物対策審議会 (ごみ処理基本計画の主な施策の実施状況、課題等について)
10 月 29 日	令和 2 年度第 2 回秦野市廃棄物対策審議会 (ごみ処理基本計画の振り返りについて)
令和 3 年 2 月 5 日	令和 2 年度第 3 回秦野市廃棄物対策審議会 (ごみ処理基本計画の見直し等について)
	秦野市廃棄物対策審議会から「秦野市ごみ処理基本計画取組み状況に対する意見書」が提出される
4 月 28 日	第 1 回ごみ処理基本計画策定等相互調整会議検討部会 (改定スケジュール、重要課題等について)
5 月 21 日	第 1 回ごみ処理基本計画策定等相互調整会議 (改定スケジュール、可燃ごみ処理の 1 施設体制化について)
6 月 18 日	第 2 回ごみ処理基本計画策定等相互調整会議検討部会【書面開催】 (方針を決定すべき事項について)
7 月 6 日	定例部長会議へ報告 (ごみ処理基本計画を改定することについて)
7 月 9 日	第 2 回ごみ処理基本計画策定等相互調整会議 (可燃ごみ組成分析調査結果、方針を決定すべき事項について)
7 月 30 日	令和 3 年度第 1 回秦野市廃棄物対策審議会 (ごみ処理基本計画改定の諮問、可燃ごみ組成分析結果、改定計画の目標値等について)
8 月 19 日	第 3 回ごみ処理基本計画策定等相互調整会議 (可燃ごみ処理の 1 施設体制化について)
10 月 28 日	令和 3 年度第 2 回秦野市廃棄物対策審議会 (ごみ処理基本計画(案)について)

年月日	経過
11月2日	定例部長会議へ報告 (ごみ処理基本計画(案)について)
11月11日	第3回ごみ処理基本計画策定等相互調整会議検討部会 (ごみ処理基本計画(案)、湘南西ブロックごみ処理広域化実施計画(案)の相互調整)
11月16日	議員連絡会へ報告 (ごみ処理基本計画(案)について)
11月16日 ～12月16日	パブリック・コメント (ごみ処理基本計画(案)について)
12月27日	第4回ごみ処理基本計画策定等相互調整会議検討部会 (ごみ処理基本計画(案)、湘南西ブロックごみ処理広域化実施計画(案)の確認)
令和4年 2月8日	第4回ごみ処理基本計画策定等相互調整会議 (ごみ処理基本計画(案)、湘南西ブロックごみ処理広域化実施計画(案)の確認)
2月14日	令和3年度第3回秦野市廃棄物対策審議会【書面開催】 (ごみ処理基本計画(案)の答申に係る審議)
2月17日	秦野市環境審議会へ報告 (ごみ処理基本計画(案)について)
2月18日	秦野市廃棄物対策審議会から「秦野市ごみ処理基本計画(平成29年度～令和13年度)(案)」について答申を受ける

6 用語の解説

あ行

一般廃棄物

産業廃棄物以外のすべての廃棄物で、日常生活に伴って生じる家庭ごみ、粗大ごみ、し尿等のほか、事業活動に伴い生じる生ごみ、紙くず、木くずも含まれます。

か行

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、実質的な排出を全体としてゼロにすることを意味します。

「排出を全体としてゼロにする」とは、温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いた合計を、実質的にゼロにすることを意味しています。

また、カーボンニュートラルは脱炭素とも呼ばれています。

逆流通システム

商品の製造から販売ルートを通じ消費者に届くまでの流れではなく、消費者から排出された後のルートに係わるシステムです。例えば、スーパー等での店頭における回収、家電リサイクル法で定められたシステム等があります。

拠点回収

市が設置したストックハウスで行っているペットボトル以外の容器包装プラスチック等の回収です。

計画収集量

市で収集する廃棄物の量です。この中には可燃ごみ、資源（古紙、衣類、カン、リサイクルびん、容器包装プラスチック、蛍光灯など）、不燃ごみ及び粗大ごみが含まれます。

ごみ排出量

計画収集量と直接搬入量を合計したもので、発生したもののうち、市の業務として収集運搬や処理が生じるものです。

ごみ発電

ごみ焼却時に発生する熱を利用して

ボイラーで高温・高圧の蒸気を作り、その蒸気でタービンを回して発電することです。

コンポスト容器

土中の微生物の働きや発酵資材を使って、生ごみを堆肥に変えるための容器です。

コンベア（手）選別

コンベア上を移動していく資源物の中から、手作業で不適物などを取り除いていく方式のことです。

さ行

再使用（リユース）

廃棄物となってしまう製品を循環資源としてそのまま使用することや、その全部または一部を部品その他の製品の一部として利用することです。例えば、リターナブルびんのように繰り返し使用することです。

再商品化合理化拠出金制度

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第10条の2に基づくもので、市民・市町村と特定事業者が連携して、リサイクルの効率化や社会的コストの低減が図られた場合、リサイクルにかかった費用と想定額との差額の2分の1を、市町村に分配するという制度です。市町村は、収集物の汚れや異物の混入を減らすことでリサイクルの効率化に貢献していることから、収集物の品質が拠出金の分配基準となっています。

再生資源

使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいいます。

再生利用（リサイクル）

廃棄物の全部または一部を原材料として利用することです。例えば、スチール缶を鋼材の原料にするなどがあり、マテリアルリサイクルと呼ばれています。

3 R

リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の3つのR (アール) の総称です。

リデュースとは、物を大切に使い、ごみを減らすことです。リユースとは、使える物は、繰り返し使うことです。リサイクルとは、ごみを資源として再び利用することです。

3 R + Renewable

3 Rの考えに加え、特に使い捨てのプラスチック容器包装・製品について、無駄に使われる資源を減らすとともに、原料を再生材や再生可能資源(紙、バイオマスプラスチック等)に切り替えた上で、できる限り長期間使用し、使用後は分別回収し、再生利用や熱回収によるエネルギー利用を図ることです。

散乱ごみ

道路・河川・公園などに投げ捨てられたり、放置されている空き缶、空きびん、紙くず、たばこの吸い殻などのことです。

資源化

不用となり排出されたものを、原材料として再び利用できるように加工することです。

資源回収

拠点回収や集団資源回収による資源の回収、並びに収集場所に出された資源の回収のことです。

自己処理責任

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条に規定される「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」のことです。

集団資源回収

自治会、PTA、子ども会などが主体となり、特定の日に古紙、アルミ缶、布類等の資源物を回収し、市が委託する資源回収業者に引き取ってもらうことです。市は、資源物回収団体に対し、回収した資源物1kg当たり4円の奨励金を交付しています。

準好気性埋立

廃棄物(埋立物)を早期に分解するた

め、密閉状態にせず、集水管(埋立物から浸み出した水を集め、水処理施設に送る管)などの開放部分から埋立層内に空気を取り込む構造のことです。

ストーカ式

ストーカと呼ばれる火格子を炉内で機械的に動かして、ごみを送りながら火格子の下から燃焼用空気を送る構造の焼却炉のことです。

ストックハウス

資源物を保管する拠点として、環境資源センター内や公民館等に設置した施設のことです。

スラグ

熔融処理(ごみや焼却残渣を融点(1,300℃~1,500℃)以上の高温で処理)した際に出てくる岩石状の固化物のことです。

セル方式

埋立物が風などで飛散しないように、埋立物の上や横面に土を被せて、セル(細胞)状に仕上げる方式のことです。

ゼロエミッション

1994年に国連大学が提唱した考え方。人間の活動から発生する排出物を限りなくゼロにすることを目指しながら、最大限の資源活用を図り、持続可能な経済活動や生産活動を展開する理念と手法のことです。

総ごみ排出量

ごみ排出量(計画収集量と直接搬入量の合計)と集団資源回収量の合計のことです。

た行

堆肥化物

この計画では、生ごみを微生物によって分解した肥料と同様のものを指します。

脱炭素社会

気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする社会のことをいいます。

「排出を全体としてゼロにする」とは、温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いた合

計を、実質的にゼロにすることを意味しています。

また、カーボンニュートラルは脱炭素とも呼ばれています。

縦型回転式

機械上部から投入されたごみ（粗大ごみ等）を、高速回転する刃で破碎していくものです。縦型ではごみの自然落下によって徐々に破碎されていくため、横型よりも効率的に処理を行うことができます。

多量排出事業者

「秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第 11 条に規定されている事業者で、1 か月に 2 トン以上の事業系一般廃棄物を指定処理施設に搬入する事業者のことです。

直接搬入量

はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場に搬入される廃棄物のうち、事業者及び市民が直接搬入する量並びに事業者から委託を受けた許可業者が搬入する量のことです。

厨芥類

台所から出る野菜くずや食べ物の残りのことです。

低公害車

大気汚染物質（窒素酸化物や一酸化炭素、二酸化炭素など）の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車。狭義には電気自動車、メタノール自動車、圧縮天然ガス(CNG)自動車、圧縮空気車及びハイブリッド自動車の 5 車種のことです。

ディスプレイ

キッチンの排水溝に取付け、生ごみを粉碎処理する電化製品です。粉碎後は水と共に下水道に流れ込み処理されます。

適正処理困難物

市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が全国各地で困難となっていると認められ、環境大臣の指定しているもので、タイヤ、スプリングマット等のことです。

鉄筋コンクリート水密構造

水を透過しにくい（水密構造）コンクリートの芯に鉄筋を使用し、強度を強め

た構造のものです。ごみピットでは生ごみ等から水分が漏出することが考えられるため、水を透過しにくいコンクリートを使用することが多くなります。

デポジット制度

缶飲料やペットボトル飲料の価格にある一定の価格を上乗せして販売し、缶やペットボトルの容器を返却した際に、その上乗せ代金を返却する制度のことです。

天井走行クレーン

ごみピットの上部に設けられた線路上を走行するクレーンで、天井をクレーンが走るように見えるためこの名前がついています。

店頭（自主）回収

スーパーの店頭等で事業者自らが自主的に缶、びん、食品トレー等を回収することです。また、新聞店による新聞の回収等は事業者による資源の自主回収と位置づけられます。

な行

生ごみ処理機

微生物分解、加熱乾燥により生ごみを減量・堆肥化する装置で、電動式と非電動式の 2 つのタイプがあります。

は行

バイオディーゼル燃料

菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの生物由来の油や、各種廃食用油（てんぷら油など）から作られる軽油代替燃料（ディーゼルエンジン用燃料）の総称です。B D F と略されることもあります。

バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを呼びます。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、食品廃棄物、建設発生木材などがあります。

バイオマスガス発電

バイオマスを発酵させて可燃性ガス（主にメタン）を抽出し、それを燃料にして発電するシステムです。

廃棄物減量等推進員

自治会の役員として選出され、所属する自治会内でのごみ出しルールの周知、収集場所の見回り及び問題点等の報告など、地域のリーダーとして活動しています。

廃棄物対策審議会

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の7に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、学識経験者、市民、事業者、各種団体の代表者で構成する市長の附属機関です。

廃棄物の屋外焼却

廃棄物処理基準等によらない方法で、周辺地域の生活環境に影響を与える焼却のことをいい、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条の2において禁止されている焼却のことです。

排出禁止物

市で適正に処理することができないものとして収集場所への出しを禁止しているもので、消火器、プロパンガスボンベ、ピアノ、オルガン等です。

排出抑制

生ごみの減量や製品の再使用など、市民や事業者の努力によりごみの排出を抑制することです。

発生抑制（リデュース）

ごみになるものを作らない、売らない、買わないことなどによりごみの発生そのものを抑制することです。消費者がレジ袋をもらわない、詰め替え商品を選ぶことなどは発生抑制になります。

飛灰

可燃性廃棄物を焼却炉で焼却処理する際、排ガス中に同伴されてバグフィルタなどの集塵装置で捕集された固形物をいいます。

分別収集

市が定期的に収集場所等に出されたごみを、可燃ごみ、不燃ごみや資源物（古紙、カン、びん、容器包装プラスチックなど）に分けて収集することです。

ま行

マイバッグ運動

レジ袋を削減するために、買い物に行くときに繰り返し使用できる袋を持って行くことを推進する運動です。

や行

油圧プレス式

油圧の力を用いてプレス（圧縮）を行うことです。アルミニウムやステンレスなどの非鉄類を圧縮する際に用います。

容器包装廃棄物

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」で規制されている商品の容器及び包装であって、商品が消費されたり、取り出されたりしたあとの不用となったものです。

ら行

リサイクル指導員

平成11年11月15日からの新しい分別収集の開始に伴い、各自治会の各収集場所の利用者から1名選出していただいた方のことで、主に資源物の収集日の立ち会いによる分別指導等を行っています。

リターナブル容器

使用後、販売店等を通じて回収し、メーカーで洗浄して再び使用する再生使用可能な容器のことです。ビールびんや一升びんなどがあります。

リチウムコイン電池

形状から一般的にボタン電池（またはコイン電池、マイクロ電池、ミニチュア電池）と呼ばれる電池のことです。回収後は資源や有害物質を取り出してリサイクルされます。

レアメタル

地球上の存在量が稀であるか、技術的・経済的な理由で、抽出が困難である鉱種を指します。チタン、白金、コバルトなど。



秦野市ごみ処理基本計画

(平成29年度～令和13年度)

令和4年3月 発行

編集・発行：秦野市環境産業部環境資源対策課

〒257-0024

神奈川県秦野市名古木 409 番地

Tel : 0463(82)4401 Fax : 0463(84)6744

E-mail : k-sigen@city.hadano.kanagawa.jp